

一 資料編 一

目 次

別 表1

被害判定基準 1

災害派遣の活動範囲 6

附属資料7

1 津島市防災会議条例 7

2 津島市防災会議委員名簿 9

3 津島市防災会議運営要綱 10

4 津島市災害対策本部条例 12

5 津島市災害対策本部要綱 13

6 標識 23

7 津島市地震災害警戒本部条例 24

8 津島市地震災害警戒本部要綱 25

9 津島市災害・国民保護対策会議要綱 33

10 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例 35

11 津島市災害派遣手当に関する条例 36

12 津島市災害弔慰金の支給等に関する条例 37

13 津島市災害見舞金支給要綱 41

14 通信施設・設備等 43

15 無線局等 44

16 愛知県災害救助法施行細則（抜粋） 48

17 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 49

18 災害救助法の適用基準 55

19 避難所・避難場所及び整備予定施設一覧 57

20 救護所 61

21 広域避難場所 61

22 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所 61

23 主な道路 62

24 緊急輸送路 63

25 水路図 64

26 水防法第15条における対象施設への伝達系統 65

27	災害拠点病院・救急病院	70
28	水防施設・設備	71
29	防災用備蓄資機材	71
30	消防力	73
31	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 (愛知県内の市町村・一部事務組合)	74
32	愛知県内広域消防相互応援協定(県内の消防本部・消防署をおいている市町、消防の 一部事務組合・消防を含む一部事務組合)	79
33	水道災害相互応援に関する覚書 (日本水道協会愛知支部正会員・三河山間地域水道整備促進連盟所属会員)	82
34	大規模災害時の相互応援に関する協定(津島市外8市)	86
35	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定 (愛知県内で火葬場を営する市町村・地方公共団体の組合)	88
36	災害支援協力に関する覚書(津島郵便局)	91
37	災害支援協力に関する協定((一社)愛知県LPガス協会)	93
38	災害時の緊急放送に関する協定書(西尾張シーエーティーヴィー(株))	94
39	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定 (愛知県石油商業組合)	96
40	災害時における公共施設の応急対策の協力に関する協定書(津島建設業協会)	98
41	津島建設業協会会員の建設機械等の保有状況一覧	100
42	災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書 (津島市上下水道指定工事店協同組合)	101
43	津島市上下水道指定工事店協同組合員の建設機械等の保有状況一覧	103
44	災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書	104
45	災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書 協定先一覧表	106
46	災害時における避難所等施設利用に関する協定書(津島市内県立3高等学校)	107
47	愛知県防災ヘリコプター支援協定(愛知県)	109
48	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する 協定書(民間社会福祉施設等)	111
49	災害時における医療救護に関する協定書(医師会)	114
50	災害時における医療救護に関する協定書(歯科医師会)	117
51	災害時における医療救護に関する協定書(薬剤師会)	120
52	災害時における相互応援に関する協定書(愛西市、弥富市、あま市、大治町 蟹江町、飛鳥村)	123
53	災害時の民間協力一時避難所に関する協定書(自主防災会・マンション管理組合 ・企業)	125
54	災害時の情報交換に関する協定書(国土交通省中部整備局)	129
55	大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定書 (愛知県建築士事務所協会)	130

56	大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定書 （愛知建築士会）	132
57	津島市災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書	134
58	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定書	136
59	災害時における地図製品等に関する協定書	139
60	災害時の応急対策の協力に関する協定書 （（公社）愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）	142
61	災害時における物資提供に関する協定書（大塚ウエルネスペンディング（株））	145
62	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	147
63	災害時における資機材等のレンタル供給に関する協定書	150
64	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	152
65	災害時における自動車等の提供に関する協定書	156
66	災害時における移動トイレカー及び移動事務室車のレンタル供給に関する協定書 （タフバリア（有））	158
67	災害時における備蓄用パンの供給に関する協定書 （（一社）ブレイクスルーバンク）	160
68	災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））	162
69	災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書	164
70	災害時における応急生活物資等の確保及び調達に関する協定書 （昭和包装工業（株））	166
71	各種災害時におけるマルチコプター（ドローン）を用いた情報収集および 情報連携に関する協定（中部電力（株））	168
72	災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書 （愛知県社会保険労務士会）	171
73	災害時における復旧支援協力及び維持管理修繕に関する協定書 （（公社）日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会）	173
74	災害時における家屋被害認定業務に関する協定 （（公社）建築士事務所協会、（公社）愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び （公社）愛知県不動産鑑定士協会）	176
75	災害時における資機材等のレンタル供給に関する協定書 （（株）ダイワテック）	179
76	災害時における緊急物資輸送及び車両等の貸与に関する協定書 （（株）菅原設備）	182
77	災害時における車両貸出および給電等に関する協定書 （トヨタカローラ中京（株））	185
78	災害時における相互連携に関する協定書（中部電力パワーグリッド（株））	188
79	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書（大栄環境（株））	190
80	愛知県予報区において警報・注意報の発表に使用する細分区域	194
81	気象・水象に関する予報警報	195
82	洪水予報	196

83	水防警報	198
84	水位情報の周知	199
85	火災気象通報	199
86	火災警報	199
87	台風の大きさと強さ	199
88	雨量観測施設、風向・風速観測施設	200
89	水位観測所	201
90	気象庁震度階級関連解説表	201
91	活断層分布図（愛知県地域防災計画附属資料）	202
92	地盤沈下	203
93	危険物（毒物劇物等）大量保有事業所	206
94	ガス製造・大量保有事業所	206
95	過去の風水害	207
96	過去の地震	212
97	日光川流域排水対策調整連絡会議要綱	215

別表第 1

被害判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれ主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。)
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

被害区分		判定基準
住家の被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したものの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたものののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準ずる。
	畑の冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。

被害区分			判定基準
その他	河川	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾・漁港		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨海交通のための施設とする。
	砂防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気		災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。

被 害 区 分		判 定 基 準
火 災 発 生	(火 災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危 険 物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	そ の 他	建物及び危険物以外のもの。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設をいう。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。		
公 共 施 設 被 害 数 市 町 村		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。

被害区分		判定基準
その他	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

（参照：愛知県災害対策実施要綱）

別表第2

災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難 を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活 動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込 み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をも って、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、 通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は 、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援護物資 の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送 は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する 省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し 生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの については所要の措置をとる。

(参照：愛知県地域防災計画)

1 津島市防災会議条例	
--------------------	--

昭和38年3月15日条例第2号

〔注〕平成24年10月から改正経過を注記した。
改正

平成12年3月31日条例第13号

平成24年10月1日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、津島市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 津島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務をとること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 市の教育委員会の教育長
 - (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (7) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 津島市防災会議委員名簿

会 長 津島市長 日 比 一 昭

機 関 名	職 名	根 拠 条 文
愛知県津島警察署	署 長	条例第3条第5項第1号
津島市	副 市 長	条例第3条第5項第2号
津島市教育委員会	教 育 長	条例第3条第5項第3号
津島市消防本部	消 防 長	条例第3条第5項第4号
津島市消防団	団 長	〃
西日本電信電話株式会社 東海支店設備部	部 長	条例第3条第5項第5号
日本郵便株式会社津島郵便局	局 長	〃
東邦ガスネットワーク株式会社 地域計画部西部計画センター一宮事業所	所 長	〃
中部電力パワーグリッド株式会社 津島営業所	所 長	〃
津島瓦斯株式会社	取締役社長	〃
一般社団法人愛知県トラック協会	会 長	〃
名古屋鉄道株式会社津島駅	駅 長	〃
一般社団法人愛知県L P ガス協会 西部支部海部北分会	防 災 担 当	〃
津島市議会	議 長	条例第3条第5項第7号
愛知県海部県民事務所	所 長	〃
愛知県津島保健所	所 長	〃
愛知県海部農林水産事務所	所 長	〃
愛知県海部建設事務所	所 長	〃
海部地区水防事務組合	事 務 局 長	〃
一般社団法人津島市医師会	副 会 長	〃
津島市歯科医師会	副 会 長	〃
一般社団法人津島海部薬剤師会	防 災 担 当	〃
津島市赤十字奉仕団	委 員 長	〃
西尾張 CATV 株式会社	執 行 役 員	〃

3 津島市防災会議運営要綱

(昭和38年3月制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市防災会議条例（昭和38年津島市条例第2号）第6条の規定に基づき津島市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理者)

第2条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し会長に届けておかなければならない。

(異動等の報告)

第3条 防災会議の委員に異動等があった場合は、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第4条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 防災会議の日時、場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 防災会議を招集する暇がないと認めたときに津島市災害対策本部を設置すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和38年3月15日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

4 津島市災害対策本部条例	
----------------------	--

昭和38年3月15日条例第3号

〔注〕平成24年10月から改正経過を注記した。
改正

平成10年3月31日条例第18号

平成24年10月1日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、津島市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、本部の事務を分掌させるため、必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員は、その他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 津島市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市災害対策本部条例（昭和38年津島市条例第3号）第5条の規定に基づき、津島市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に別表第1に掲げる部、班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に部長、班に班長、副班長及び班員を置き、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長及び班長は、それぞれ上司の命を受けて所管の業務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受けて班務に従事する。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充てる。

(災害対策本部の職務の代行)

第4条 本部長に事故あるときは、津島市業務継続計画に定める「災害対策本部意思決定権限 代行順序」によるものとする。

(本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者、その他本部長が特に必要と認める者をもって充てる。

(本部の設置及び廃止)

第6条 本部長は、次に掲げる本部設置基準に該当する場合で必要と認めるときは、本部を市役所内に設置する。

(1) 市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、大雨警報、暴風警報、洪水警報の1以上が発表され、災害が発生する恐れがあるとき。

(2) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は震度4以下でも市域に被害が発生した場合。

(3) 上記以外で市域に相当規模な災害が発生する恐れがあるとき、又は相当規模な災害が発生した場合。

2 本部室に「津島市災害対策本部」の標示をする。

3 本部室には、あらかじめ指名する本部員等を配備する。

4 本部長は、市域に災害の発生の恐れが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

5 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(本部員会議)

第7条 本部に災害予防及び災害応急対策に関する事項の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長は本部長が充たる。

(本部事務局)

第8条 本部に事務局を置く。

2 本部事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 災害予防及び災害応急対策に関し、本部の各組織及び本部と関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 気象情報等の収集、伝達に関すること。

(3) 本部員会議に関すること。

3 本部事務局に事務局長を置き、危機管理課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(派遣要請)

第9条 本部長は、必要があると認めたときは、国、県その他関係機関に対して本部への職員の派遣を要請するものとする。

(現地災害対策本部)

第10条 本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部を設置することができる。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、改正前の津島市災害対策本部要綱第3条及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

津 島 市 災 害 対 策 本 部 分 掌 任 務

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
・ 総括部	・ 総合政策 部長	・ 本部事務局	・ 危機管理 課長	・ 危機管理課 のグループ リーダー	・ 危機管理 課	1. 災害対策本部の設置・運営に関すること。 2. 避難情報の発令に関すること。 3. 気象情報、警報、注意報及び災害情報等の受領・伝達に関すること。 4. 被害状況等の各種情報の集約・伝達、報告に関すること。 5. 各部の総合連絡調整に関すること。 6. 災害救助法の適用申請に関すること。 7. 防災関係機関や関係市町村等との連絡調整に関すること。 8. 遺体安置所の確保に関すること。 9. 協力団体受入の取りまとめに関すること。 10. 自主防災会との連絡・調整に関すること。 11. 災害復興計画の取りまとめに関すること。
		・ 情報班	・ 秘書広報 課長	・ 企画政策課 長	・ 秘書広報 課 ・ 企画政策 課	1. 警報・注意報及び災害情報等の市民への伝達に関すること。 2. 避難勧告又は命令など地域住民への広報に関すること。 3. 電気通信・ガス・交通機関などの応急復旧情報の収集に関すること。 4. 報道機関との情報交換に関すること。 5. 各種情報ツールを活用した災害対策の広報に関すること。 6. 災害記録、写真・映像等の撮影及び整理に関すること。 7. 幹部職員の秘書業務に関すること。 8. 本部長、副本部長、国・県関係職員等の災害地視察への対応に関すること。 9. 部内の連絡調整に関すること。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
		・職員班	・人事課長	・人事課の グループ リーダー	・人事課	1. 職員の参集・安否の確認に関する事。 2. 職員の人事替え、任命替えに関する事。 3. 派遣職員（他団体からの応援職員）の受け入れに関する事。 4. 職員の健康管理に関する事。* 5. 職員の給与・報酬の支払いに関する事。* 6. 応急対策要員（臨時職員）の確保に関する事。* (*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの)
・総務部	・総務部長	・総務班	・総務デジ タル課長	・総務デジ タル課の グループ リーダー	・総務デジ タル課	1. 被害状況等の各種情報の収集、整理及び伝達に関する事。 2. 災害関係文書の受理、配布及び発送に関する事。 3. 電算システムの被害調査・復旧に関する事。 4. 部内の連絡調整に関する事。
		・財政・調達 班	・財政課長	・財政課の グループ リーダー	・財政課	1. 庁舎の被害状況の確認に関する事。 2. 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事。 3. 市有財産等の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事。 4. 寝具・その他生活必需品の調達及び管理保管に関する事。 5. 物資・資機材等の調達及び管理保管に関する事。 6. 市有車両及び必要車両の把握並びに調達に関する事。 7. 緊急予算の編成及び資金の調達に関する事。 8. 所管公共施設の被害調査に関する事。 9. 大規模な災害が発生した場合における国及び県に対する要望 及び陳情に関する事。* (*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの)
		・調査班	・税務課長	・収納課長	・税務課	1. 被害状況の調査に関する事。 2. 被災調査及び被災台帳の作成に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
					・収納課	3. 罹災証明の受付・発行に関する事。
・市民生活部	・市民生活部長	・地域コミュニティ班	・市民協働課長	・市民協働課のグループリーダー	・市民協働課	1. 地域の防犯に関する協議に関する事。 2. 所管公共施設の被害調査に関する事。 3. 市民・町内会等からの総合窓口に関する事。 4. 部内の連絡調整に関する事。
		・環境・輸送班	・生活環境課長	・生活環境課のグループリーダー	・生活環境課	1. 所管公共施設（斎場・墓地、最終処分場）の被害調査に関する事。 2. クリーンセンターの被害調査に関する事。 3. 火葬に関する事。 4. 遺体安置所の運営に関する事。 5. 避難所のごみの収集運搬に関する事。 6. 災害廃棄物の除去に関する事。 7. 物資の輸送に関する事。 8. 防疫（消毒）作業の実施に関する事。 9. 環境汚染の調査に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
・厚生部	・福祉部長	・救助班	・福祉課長	・高齢介護課長 ・監査事務局長	・福祉課 ・高齢介護課 ・監査事務局	1. 民生委員等、保護司の安否確認等に関する事。 2. 日赤奉仕団への協力要請及び受入に関する事。 3. 障がい者施設、老人福祉施設等の被害状況調査に関する事。 4. 高齢者の在宅福祉サービスの一時休止等の案内に関する事。 5. 要配慮者の安否確認及び応急対策に関する事。 6. ボランティアセンターの開設・運営に関する事。 7. 義援物資等の受入及び配分に関する事。 8. 災害救助費の経理に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						9. 被災者生活再建支援に関すること。 10. 部内の連絡調整に関すること。
・ 救護部	・ こども健康部長	・ 救護班	・ 健康推進課長	・ 保険年金課長	・ 健康推進課 ・ 保険年金課	1. 施設等の被害状況調査に関すること。 2. 日赤救護班等の協力要請及び受入に関すること。 3. 災害時の感染症予防対策に関すること。 4. 被災者の健康支援に係る保健活動に関すること。 5. 救護班の編成及び応急救護所の設置運営に関すること。 6. 部内の連絡調整に関すること。
・ 建設部	・ まちづくり推進部長	・ 建築班	・ 都市計画課長	・ 都市計画課のグループリーダー	・ 都市計画課	1. 市営住宅・改良住宅の被害調査、応急修理に関すること。 2. 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3. 被災者の住宅相談業務に関すること。 4. 建築制限に関する窓口に関すること。 5. 被災住宅の応急修理に関すること。 6. 応急仮設住宅の建設に関すること。 7. 被災市街地における建築制限の指定に関すること。 8. 災害公営住宅の建設に関すること。＊ （＊：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの） 9. 部内の連絡調整に関すること。
		・ 土木班	・ 都市整備課長	・ まちづくり事業課長 ・ 観光・プロモーション課長	・ 都市整備課 ・ 観光・プロモーション課	1. 河川における水防活動の状況判断に関すること。 2. 各土地改良区の排水機場施設等の情報収集に関すること。 3. 道路・橋りょう、河川・水路の被害調査及び応急復旧に関すること。 4. 公園・緑地等の被害調査及び応急復旧に関すること。 5. 道路の通行確保に関すること。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						6. 障害物の撤去に関する事。 7. 農業用排水機場の運転管理に関する事。 8. 浸水地域の強制排水に関する事。 9. 災害救助活動に伴う土木工作に関する事。 10. 農地・農業用施設及び農作物の被害状況調査に関する事。 11. 農業・中小企業等の復旧事業の融資に関する事。* 12. 農業関係団体及び関係機関との連絡調整に関する事。* 13. 所管施設等の被害調査に関する事。 (*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの)
・ 出納部	・ 会計管理者	・ 会計班	・ 会計課長	・ 会計課のグループリーダー	・ 会計課	1. 指定金融機関の状況調査に関する事。 2. 災害対策経費の出納事務に関する事。 3. 寄付金ならびに義援金の受付と出納事務に関する事。
・ 消防部	・ 消防長	・ 警防班	・ 消防署長	・ 消防本部 消防救急課長	・ 消防署 ・ 消防本部 消防救急課	1. 被害状況等の情報の収集・伝達及び各種対策の検討に関する事。 2. 救急・救出救助活動に関する事。 3. 消防活動（災害の警戒・防御、避難誘導、消火活動、捜索）に関する事。 4. 消防活動受援体制の確保（緊急消防援助隊の要請等）に関する事。 5. 人的被害の把握（消防救急活動分）に関する事。
		・ 消防班	・ 消防本部 総務課長	・ 消防本部 予防課長	・ 消防本部 総務課 ・ 消防本部 予防課	1. 被害状況等の情報の収集・伝達及び各種対策の検討に関する事。 2. 消防施設等の被災状況の把握に関する事。 3. 消防（水防）団の出動体制に関わる事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						4. 消防資機材、物品の調達に関する事。 5. 危険物施設の状況把握に関する事。 6. 防災関係機関との連絡、伝達に関する事。* 7. 記録及びその集計に関する事。* 8. 予・警報の発令、火災予防に関する事。* 9. 危険物関係施設の予防と保安対策に関する事。* 10. 特殊建築物、延焼拡大危険区域の防御に関する事。* 11. 火災の原因、その他被害調査に関する事。* 12. 部内の連絡調整に関する事。 (*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの)
・教育施設部	・教育委員会事務局長	・避難所班	・社会教育課長	・市民課長 ・人権推進課長	・社会教育課 ・市民課 ・人権推進課	1. 避難所の開設に関する事。 2. 避難者の保護及び収容に関する事 3. 避難所及び避難者の問い合わせに関する事 4. 避難者への情報の伝達に関する事。 5. 避難所自主運営組織の設置・運営支援に関する事。 6. 避難所におけるDV被害者への対応に関する事。 7. 神守支所、神島田公民館、南文化センター、社会教育施設の被害状況に関する事。 8. 部内の連絡調整に関する事。
		・教育施設班	・学校教育課長	・子育て支援課長 ・幼児保育課長	・学校教育課 ・子育て支援課 ・幼児保育課	1. 被災児童・生徒の調査及び保健管理に関する事。 2. 教育施設（小中学校・幼稚園）の被災状況の調査に関する事。 3. 教育施設（小中学校・幼稚園）の応急復旧に関する事。 4. 教科書その他教材の調達等に関する事。 5. 教育施設に対する指示及び情報伝達に関する事。 6. 児童福祉施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 7. 保育園の安全・安否確認に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						8. 教育施設（給食調理場）の被災状況の確認と報告に関すること。 9. 教育施設（給食調理場）の活用と応急復旧に関すること。 10. 保育園調理室の活用に関すること。
・ 議会部	・ 市議会事務局長	・ 議会班	・ 議事課長	・ 議事課のグループリーダー	・ 議事課	1. 議員の安否確認に関すること。 2. 議会関係現地調査対応に関すること。 3. 災害対策関係議会等の運営に関すること。* (*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの)
・ 市民病院部	・ 市民病院事務局長	・ 医療班	・ 市民病院管理課長	・ 市民病院医事課長 ・ 戦略企画室長 ・ 看護専門学校事務局長	・ 市民病院管理課医事課戦略企画室 ・ 看護専門学校	1. 災害時における医療及び助産に関すること。 2. 医療班の派遣協力に関すること。 3. 医療品、その他衛生材料の確保に関すること。 4. 市民病院施設の被害調査及び復旧に関すること。 5. 患者の安全確保に関すること。
・ 給排水部	・ 上下水道部長	・ 給排水班	・ 工務課長	・ 管理課長	・ 管理課 ・ 工務課	1. 災害時における応急給水に関すること。 2. 水道にかかわる広報に関すること。 3. 上水道施設（配水場、取水施設、送配水施設）、下水道施設の被害調査・点検に関すること。 4. 終末処理場の安全確保に関すること。 5. 工事中の作業停止に関すること。 6. 本格調査体制の確保・実施に関すること。 7. 上下水道施設の応急復旧に関すること。

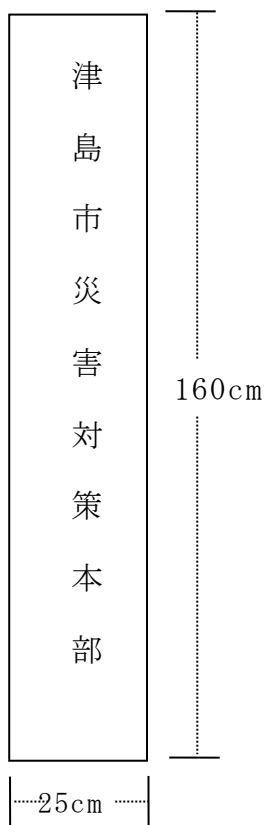
別表第2（第4条関係）

津島市災害対策本部員

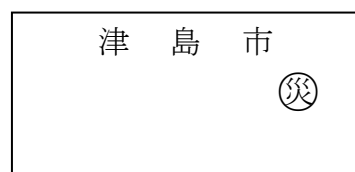
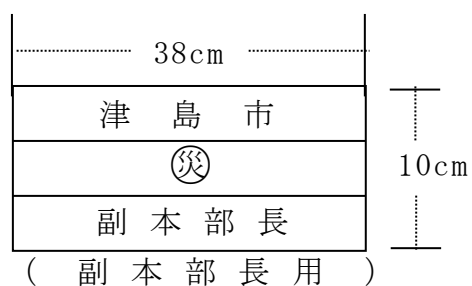
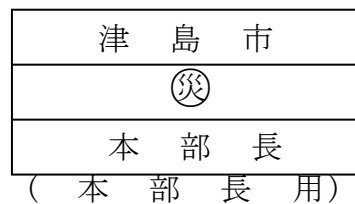
区 分	職
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	総合政策部長
	総務部長
	市民生活部長
	福祉部長
	こども健康部長
	まちづくり推進部長
	市民病院事務局長
	上下水道部長
	消防長
	会計管理者
	教育委員会事務局長
	市議会事務局長

6 標 識

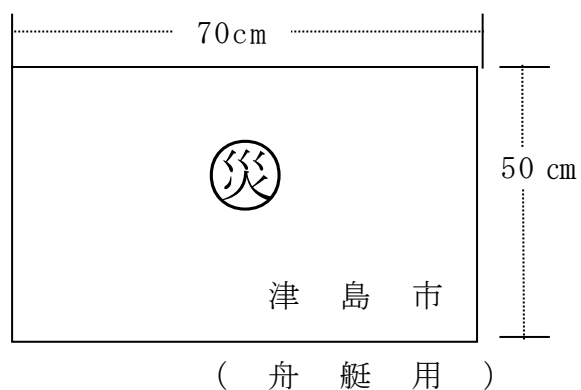
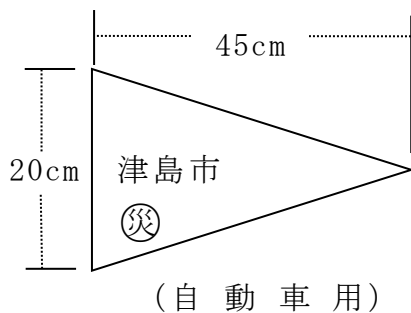
(1) 標示板



(2) 腕章



(3) 標旗



7 津島市地震災害警戒本部条例

(平成14年6月28日条例第25号)

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、津島市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充てる。

2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

4 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(3) 市の教育委員会の教育長

(4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者

(5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(6) 市長が特に必要と認めて任命する者

7 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

8 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

9 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

8 津島市地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市地震災害警戒本部条例（平成14年津島市条例第25号）第4条の規定に基づき、津島市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に別表第1に掲げる部、班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に部長、班に班長、副班長及び班員を置き、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長及び班長はそれぞれ上司の命を受けて所管の事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受けて班務に従事する。

(副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充てる。

2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順位により、その職務を代理する。

(本部員)

第4条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する機関と本部との総合調整に当たるため、自ら本部に出向し又は代理者を本部に派遣するものとする。

(本部の設置及び廃止)

第5条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、本部を消防本部内に設置する。

2 本部室に、「津島市地震災害警戒本部」の標示をする。

3 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員等を配備する。

4 本部長は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し、津島市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、本部を廃止する。

5 本部長は、本部を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(本部員会議)

第6条 本部長は、地震防災応急対策に関する事項の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。

4 本部員会議は、必要に応じて本部長が召集し、会議の議長は本部長が充たる。

(本部事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

2 本部事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 地震防災応急対策等に関し、本部の各組織及び本部と関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の収集、伝達に関すること。
- (3) 本部員会議に関すること。

3 本部事務局に事務局長を置き、危機管理課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、改正前の津島市災害対策本部要綱第3条及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則

この要綱は、平成20年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

津島市地震災害警戒本部分掌任務

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
・総括部	・総合政策部長	・本部事務局	・危機管理課長	・危機管理課のグループリーダー	・危機管理課	1. 警戒本部の設置・運営に関すること。 2. 避難情報の発令に関すること。 3. 災害警戒活動の総括に関すること。 4. 県に対する地震防災応急対策及び避難状況の報告に関すること。 5. 防災関係機関や関係市町村等との連絡調整に関すること。 6. 地震防災応急対策の記録整理に関すること。 7. 自主防災会との連絡・調整に関すること。
		・情報班	・秘書広報課長	・企画政策課長	・秘書広報課 ・企画政策課	1. 警戒宣言、東海地震予知情報の市民への伝達に関すること。 2. 避難勧告又は命令など地域住民への広報に関すること。 3. 電気通信・ガス・交通機関などの地震災害警戒情報の収集に関すること。 4. 報道機関との情報交換及び協力要請に関すること。 5. 地震災害警戒対策の広報に関すること。 6. その他の情報収集及び関係機関への連絡に関すること。
		・職員班	・人事課長	・人事課のグループリーダー	・人事課	1. 職員の勤務及び給与に関すること。 2. 職員の公務災害に関すること。 3. 職員の健康管理に関すること。
・総務部	・総務部長	・総務班	・総務デジタル課長	・総務デジタル課のグ	・総務デジタル課	1. 各部の総合連絡調整に関すること。 2. 部内の連絡調整に関すること。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
				ループリーダー		
		・財政・調達班	・財政課長	・財政課のグループリーダー	・財政課	1. 地震防災応急対策についての予算措置に関すること。 2. 市有財産等の緊急措置に関すること。 3. 寝具・その他生活必需品の調達及び管理保管に関すること。 4. 物資・資機材等の調達及び管理保管に関すること。 5. 市有車両及び必要車両の把握並びに調達に関すること。
		・調査班	・税務課長	・収納課長	・税務課 ・収納課	1. 被害調査体制の確立に関すること。 2. 部内各班への応援に関すること。
・市民生活部	・市民生活部長	・地域コミュニティ班	・市民協働課長	・市民協働課のグループリーダー	・市民協働課	1. 地域の防犯に関する協議に関すること。 2. 市民・町内会等からの総合窓口に関すること。 3. 部内の連絡調整に関すること。
		・環境・輸送班	・生活環境課長	・生活環境課のグループリーダー	・生活環境課	1. 廃棄物処理関係機関との連絡調整に関すること。 2. 避難所のごみの収集運搬に関すること。 3. 物資の輸送に関すること。 4. 防疫作業に関すること。
・厚生部	・福祉部長	・救助班	・福祉課長	・高齢介護課長 ・監査事務局	・福祉課 ・高齢介護課 ・監査事務局	1. 地震災害救助の実施準備に関すること。 2. 日赤奉仕団との連絡調整に関すること。 3. 高齢者の在宅福祉サービスの一時休止等の案内に関すること。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
				長		4. 要配慮者の警戒対策に関すること。 5. ボランティア団体等に関すること。 6. 部内の連絡調整に関すること。
・救護部	・こども健康 部長	・救護班	・健康推進課 長	・保険年金課 長	・健康推進課 ・保険年金課	1. 薬剤及び資機材の点検確保に関すること。 2. 医師会等に対する連絡調整に関すること。 3. 医療品、その他衛生材料の点検確保に関すること。 4. 被災者の健康支援に係る保健活動に関すること。 5. 部内の連絡調整に関すること。
・建設部	・まちづくり 推進部長	・建築班	・都市計画課 長	・都市計画課 のグループ リーダー	・都市計画課	1. 建築工事の中断等の指示及び確認に関すること。 2. 市営住宅・改良住宅の緊急措置に関すること。 3. 部内の連絡調整に関すること。
		・土木班	・都市整備課 長	・まちづくり 事業課長 ・観光・プロ モーション 課長	・都市整備課 ・まちづくり 事業課 ・観光・プロ モーション 課	1. 道路・橋りょう及び河川工事の中断等の指示及び確認に関すること。 2. 公園・緑地等の障害物の撤去に関すること。 3. 資機材器具等の点検確認に関すること。 4. 建設関係機関との連絡調整に関すること。 5. 道路の通行確保に関すること。 6. 障害物の撤去に関すること。 7. 交通規制等応急措置に関すること。 8. 農業関係団体及び関係機関との連絡長背に関すること。
・出納部	・会計管理者	・会計班	・会計課長	・会計課のグ ループリー ダー	・会計課	1. 地震防災応急対策に伴う出納事務に関すること。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
・消防部	・消防長	・警防班	・消防署長	・消防本部消防救急課長	・消防署 ・消防本部消防救急課	1. 災害の警戒、防御に関すること。 2. 避難誘導に関すること。 3. 情報の収集及び各種対策通報に関すること。
		・消防班	・消防本部総務課長	・消防本部予防課長	・消防本部総務課 ・消防本部予防課	1. 消防職員の招集に関すること。 2. 消防(水防)団との連絡調整に関すること。 3. 資機材、物品の点検確保に関すること。 4. 防災関係機関との連絡、伝達に関すること。 5. 出火防止及びその他災害予防の広報に関すること。 6. 危険物関係施設の予防と保安対策に関すること。 7. 部内の連絡調整に関すること。
・教育施設部	・教育委員会事務局長	・避難所班	・社会教育課長	・市民課長 ・人権推進課長	・社会教育課 ・市民課 ・人権推進課	1. 避難所の開設に関すること。 2. 避難者の保護及び収容に関すること 3. 避難所及び避難者の問い合わせに関すること 4. 避難者への情報の伝達に関すること。 5. 避難所自主運営組織の設置・運営支援に関すること。 6. 部内の連絡調整に関すること。
		・教育施設班	・学校教育課長	・子育て支援課長 ・幼児保育課長	・学校教育課 ・子育て支援課 ・幼児保育課	1. 児童・生徒の安全確保に関すること。 2. 教育施設に対する指示及び情報伝達に関すること。 3. 給食調理場の活用（炊き出し）に関すること。
・議会部	・市議会事務	・議会班	・議事課長	・議事課のグ	・議事課	1. 情報収集及び市議会議員との連絡に関すること。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
	局長			ループリー ダー		
・市民病院部	・市民病院事 務局長	・医療班	・市民病院管 理課長	・市民病院医 事課長 ・経営企画課 長 ・看護専門学 校事務局長	・市民病院 管理課 医事課 経営企画 課 ・看護専門学 校	1. 応急手当の準備に関する事。 2. 患者の安全確保に関する事。 3. その他必要な措置に関する事。
・給排水部	・上下水道部 長	・給排水班	・工務課長	・管理課長	・管理課 ・工務課	1. 上下水道工事の中断等の指示及び確認に関する事。 2. 公共上下水道施設等の緊急措置に関する事。 3. 資機材の点検確保に関する事。 4. 上下水道指定工事店に対する協力要請に関する事。 5. 給水用資材の点検確認と応急給水体制の準備に関する事。

別表第2（第4条関係）

津島市地震災害警戒本部員

区 分	職		根拠条文
本 部 長	市 長		
副 本 部 長	副市長		条例第2条第6項第5号
	教育長		条例第2条第6項第3号
本 部 員	愛知県津島警察署	警備課長	条例第2条第6項第1号
	中部電力パワーグリッド株式会社 津島営業所	配電課長	条例第2条第6項第2号
	日本郵便株式会社津島郵便局	総務課長	〃
	津島瓦斯株式会社	業務部長	〃
	一般社団法人愛知県トラック協会 尾西支部第4班	代 表	〃
	名古屋鉄道株式会社津島駅	助 役	〃
	一般社団法人愛知県LPガス協会 西部支部海部北分会	分 会 長	〃
	消防長		条例第2条第6項第4号
	津島市消防団	団 長	〃
	総合政策部長		条例第2条第6項第5号
	総務部長		〃
	市民生活部長		〃
	福祉部長		〃
	こども健康部長		〃
	まちづくり推進部長		〃
	市民病院事務局長		〃
	上下水道部長		〃
	会計管理者		〃
	教育委員会事務局長		〃
	市議会事務局長		〃
	津島市議会	議 長	条例第2条第6項第6号
	一般社団法人津島市医師会	副 会 長	〃
	津島市歯科医師会	副 会 長	〃
	一般社団法人津島海部薬剤師会	副 会 長	〃
	津島市赤十字奉仕団	委 員 長	〃

9 津島市災害・国民保護対策会議要綱

(趣旨)

第1条 津島市における災害対策及び国民保護対策を総合的に検討し、効率的な施策を推進するため、津島市災害・国民保護対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく地域防災計画（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項各号及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項各号に掲げる事項について定める部分を含む。）の作成及び修正並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づく国民の保護に関する計画の作成及び変更のために必要な調整を行うこと。
- (2) 災害対策及び国民保護対策の推進のための総合調整に関すること。
- (3) その他災害対策及び国民保護対策に関して市長が指示する事項

(組織)

第3条 対策会議は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、各部等の長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、対策会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、会長が必要に応じて招集し、会長は議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、関係職員に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に必要な事項を調査研究させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、副市長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、総合政策部長、消防長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは総合政策部長が、総合政策部長に事故があるとき又は総合政策部長が欠けたときは消防長がその職務を代理する。
- 6 幹事は、津島市庁内会議規程第20条第2項の幹事課長をもって充てる。
- 7 幹事会は、必要に応じて、職員に説明及び資料提出を求めることができる。
- 8 幹事会は、調査研究した結果を対策会議に報告する。

(部会)

第7条 幹事会議に必要な事項を調査研究させるため、必要と認める数の部会を置く。

2 各部会は、主幹以下の職員のうちから会長が指名する職員で組織する。

3 各部会長は、第6条第6項の幹事のうちから会長が指名する職員をもって充てる。

4 副部会長は、部会の構成員のうちから部会長が指名する職員をもって充てる。

5 部会は、調査研究した結果を幹事会に報告する。

(事務局)

第8条 対策会議、幹事会及び部会の庶務を処理するため、事務局を総合政策部危機管理課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、改正前の津島市地震対策会議設置要綱第3条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

10 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

(昭和38年3月15日条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき災害に伴う応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事項を定めるものとする。

(損害補償)

第2条 法第65条第1項の規定又は、同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、災害に伴う応急措置の業務に従事させられた者がそのため死亡し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）、消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により、消防作業に従事した者又は水防法（昭和24年法律第193号）第17条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

11 津島市災害派遣手当に関する条例

(昭和38年3月15日条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第2条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するときは、当該職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月29日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

市の区域に滞在する期間 施設の利用区分	30日以内の期間	30日を超え60日以内の期間	60日を超える期間
公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	3,970円	3,970円	3,970円
その他の施設 (1日につき)	6,620円	5,870円	5,140円

備考 この表において、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

12 津島市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年 8 月 9 日条例第21号)

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市民が令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、市長はその1人に対して支給することができる。この場合にあっては、全員に対し支給されたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいわせられた者の死亡の推定については、法第4条の規定による。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 市長は災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、その支給を受ける遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は、疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付)

第12条 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損

- | | |
|------------------------------|-------|
| 害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ウ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| エ 住居が全壊した場合 | 350万円 |
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- | | |
|--|-------|
| ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 | 150万円 |
| イ 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） | 250万円 |
| エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 | 350万円 |
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、令第7条第2項かっこ書の場合にあっては、据置期間は5年とする。
- (利率)
- 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年3パーセントとする。ただし、延滞の場合は年10.75パーセントとする。
- (償還等)
- 第15条 災害援護資金は年賦償還又は、半年賦償還の元利均等償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。
- 2 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定による。
- (支給審査委員会の設置)
- 第16条 市に災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、津島市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。
- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- (規則へ委任)
- 第17条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則（昭和50年8月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月28日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津島市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和53年7月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津島市災害弔慰金の支給及び災害援護資

金の貸付けに関する条例の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和57年12月28日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月31日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1号の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日条例第18号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害から適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による。

13 津島市災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により津島市内において被害を受けた市民に対し、見舞金を支給することにより、被災者を救済することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、落雷その他の自然災害及び火災をいう。

2 この要綱において、「被災者」とは、本市に住所を有する者をいう。

(見舞金の支給)

第3条 前条の災害により市内において別表左欄に定める被害が生じたときは、市は死亡した者の遺族及び被害を受けた世帯の世帯主に対し、それぞれ右欄に定める見舞金の支給を行う。

(死亡見舞金の受取人)

第4条 死亡見舞金の支給については、津島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年津島市条例第21号。以下「条例」という。）第4条の規定を準用する。

(支給の制限)

第5条 見舞金は、その被害が当該世帯員の故意又は重大な過失により生じたものであるときには支給しない。

(届出)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者は、災害が発生した日から60日以内に被災届（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(調査事項)

第7条 市長は、第3条の見舞金を支給するときは津島市災害見舞金支給調査表（様式第2）により、次に掲げる事項を調査のうえ行うものとする。

(1) 死亡者又は負傷者の住所、氏名、性別、生年月日、死亡又は負傷の年月日及びその状況

(2) 住家の損壊等の状況

2 市長は、見舞金の支給に関し当該被災者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(除外)

第8条 条例第3条及び第9条の規定により災害弔慰金等の支給を受けたものは、この要綱による見舞金の支給はしない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

被 害	見 舞 金
死 亡	1人につき 100,000円
負傷（入院1か月以上）	〃 20,000円
住家の全壊した世帯	1世帯につき 50,000円
〃 全 焼 〃	〃 50,000円
〃 半 壊 〃	〃 30,000円
〃 半 焼 〃	〃 30,000円
〃 床上浸水（一時的に居住できなくなったとき） 〃	〃 10,000円

（注） 住家には、寄宿舍及び宿泊所を含めない。

14 通信施設・設備等

別表1 MCAデジタル無線設備（900MHz帯）

種別	個別番号	個別局名称	設置場所
管理局	100	本部	津島市役所総合政策部危機管理課
移動局	101	本部避難所	〃
	102	本部予備1	〃
	103	本部予備2	〃
	104	本部予備3	〃
	105	避難所1	〃
	106	避難所2	〃
	107	避難所3	〃
	108	避難所4	〃
	109	避難所5	〃
	110	避難所6	〃
	111	避難所7	〃
	112	避難所8	〃
	113	東自主防災	東小学校区自主防災会
	114	西自主防災	西小学校区コミュニティ推進協議会 自主防災部会
	115	南自主防災	南小学校区コミュニティ推進協議会 自主防災部会
	116	北自主防災	北校区自主防災会
	117	神守自主防災	神守小学校区自主防災会
	118	蛭間自主防災	蛭間校区自主防災会
	119	高台寺自主防災	高台寺小学校区自主防災会
	120	神島田自主防災	神島田小学校区コミュニティ推進協議会防 災安全部会

15 無線局等

1 衛星電話（可搬端末）

個数	配置場所	備考
2	総合政策部危機管理課	津島市災害対策本部用
	総合政策部危機管理課	
1	こども健康部健康推進課	
1	津島市医師会	
1	津島市消防本部	
2	津島市民病院	対策本部用
	津島市民病院	DMA T用
1	津島警察署	

衛星携帯電話（イリジウム）

個数	配置場所	備考
2	総合政策部危機管理課	
	総合政策部危機管理課	
1	こども健康部健康推進課	
1	津島市消防本部	
1	津島市民病院	

2 高度情報通信ネットワーク

種別	施設	個数	設置場所
固定局	市役所	1	津島市役所屋上PH内（ぼうさいつしまし）
無線専用電話		1	総合政策部危機管理課
PHS子機		6	〃
無線専用FAX		1	〃
固定局	消防署	1	津島市消防本部内（ぼうさいつしましょうぼう）
260MHz帯 可搬型無線電話		1	津島市消防本部内

3 消防無線

種別	呼び出し名称	出力	電波の型式・周波数			設置場所	無線局種別	配置数
基地局	つしましょうぼう	20W	デジタル消防専用無線電話 5K80G1D 264.38125MHz 264.53125MHz 264.75625MHz 264.98125MHz 265.13125MHz 265.45625MHz 265.23125MHz 265.53125MHz 265.90625MHz 5K80G1E 265.20625MHz			津島市埋田町2丁目7 0ー1 津島市消防本部構内	基地局	1
陸上移動局	つしま200	5W				指揮本部(指揮車)	可搬型移動局	2
	つしま201					警防通信室		
	きゅうきゅうつしま1	5W				救急車1号(高規格)	デジタル 車載移動局	16
	きゅうきゅうつしま2					救急車2号(高規格)		
	きゅうきゅうつしま3					救急車3号(高規格)		
	つしま1					タンク車1号		
	つしま2					ポンプ車1号		
	つしま3					ポンプ車2号		
	つしま4					タンク車2号		
	つしま31					はしご車		
	つしま41					救助工作車		
	つしま51					指揮車		
	つしま61					広報車1号		
	つしま62					広報車2号		
	つしま63					広報車3号		
	つしま71					資搬車2号		
	つしま72					資搬車1号		
	つしま73					査察車		
陸上移動局	つしま100	2W				津島市埋田町2丁目7 0ー1 津島市消防本部構内	デジタル 携帯移動局	10
	つしま101							
	つしま102							
	つしま103							
	つしま104							
	つしま105							
	つしま106							
	つしま107							
	つしま108							
	つしま109							
陸上	つしま400	1W	署活系移動無線	津島市埋田町2丁目7	アナログ	40		
	つしま401		F3E 466.4750MHz 466.5375MHz	0ー1	携帯移動局			

資料編 附属資料

移動局	つしま402		防災相互 F3E 466.7750MHz	津島市消防本部構内		
	つしま403					
	つしま404					
	つしま405					
	つしま406					
	つしま407					
	つしま408					
	つしま409					
	つしま410					
	つしま411					
種別	呼び出し名称	出力	電波の型式・周波数	設置場所	無線局種別	配置数
陸上移動局	つしま412	1W	署活系移動無線 F3E 466.4750MHz 466.5375MHz 防災相互 F3E 466.7750MHz	津島市埋田町2丁目7 0-1 津島市消防本部構内	アナログ 携帯移動局	40
	つしま413					
	つしま414					
	つしま415					
	つしま416					
	つしま417					
	つしま418					
	つしま419					
	つしま420					
	つしま421					
	つしま422					
	つしま423					
	つしま424					
	つしま425					
	つしま426					
	つしま427					
	つしま428					
	つしま429					
	つしま430					
	つしま431					
	つしま432					
	つしま433					
	つしま434					

		資料編 附属資料	
	つしま435		
	つしま436		
	つしま437		
	つしま438		
	つしま439		

16 愛知県災害救助法施行細則（抜粋）

昭和40年10月29日 愛知県規則第60号

最終改正 令和2年3月27日 愛知県規則第16号

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（救助実施区域の公告）

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する

17 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和7年3月31日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき

資料編 附属資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		る。(50戸未満であっても個数に応じた小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330 円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の額以内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,800 円	25,400 円	37,700 円	45,000 円	57,000 円	8,300 円
	冬	32,800 円	42,400 円	59,000 円	69,000 円	87,000 円	12,000 円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500 円	8,700 円	13,000 円	15,900 円	20,000 円	2,800 円
	冬	10,400 円	13,600 円	19,400 円	23,000 円	29,000 円	3,800 円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内)	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失 半壊（焼）又は床上浸 水により学用品を喪失 又は毀損等により使用 することができず、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及び高 等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授業 で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,200 円 中学生生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学 用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 226,100 円以内 小人（12 歳未満） 180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡した者と推定し ている。
死体の処理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する 処理（埋葬を除く。） をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,600 円以内 一時保存 ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1 体当たり5,700 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライア イスの購入費等が必要な場合は 当該地域における通常の実費を 加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等 に障害物が運びこまれ ているため生活に支障 をきたしている場合で 自力では除去すること のできない者	市町村内において障害物の 除去を行った一世帯当たり の平均 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃 金 職員等雇上費 （法第4条第 1項）	1 被災者の避難に係 る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実 費	救助の実施が認め られる期間以内	

資料編 附属資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

18 災害救助法の適用基準

1 適用基準（法施行令第1条第1項）

■災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市（区）町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市（区）町村の人口				住家滅失世帯数
5,000 人未満				30 世帯
5,000 人以上	15,000	〃		40 〃
15,000	〃	30,000	〃	50 〃
30,000	〃	50,000	〃	60 〃
50,000	〃	100,000	〃	80 〃
100,000	〃	300,000	〃	100 〃
300,000	〃			150 〃

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合であって、市（区）町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第2号）。

市（区）町村の人口				住家滅失世帯数
5,000 人未満				15 世帯
5,000 人以上	15,000	〃		20 〃
15,000	〃	30,000	〃	25 〃
30,000	〃	50,000	〃	30 〃
50,000	〃	100,000	〃	40 〃
100,000	〃	300,000	〃	50 〃
300,000	〃			75 〃

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

（注）適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

エ 被害世帯数がア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であつて、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・災害者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第1条）

(2) 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）

発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当する災害（第4号）。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）

- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2項）

■災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内に置いて当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするものに対しても、救助を行うことができる。

19 避難所・避難場所及び整備予定施設一覧

指定緊急避難場所 10箇所								
施設名	電話番号	所在地	避難する場所（一時避難可能人数 2㎡/人）					
			洪水	高潮	津波	内水氾濫	地震	大規模な火事
東小学校	26-2426	立込町 1-17	体育館及び校舎 2 階以上（2,101 人）※				グラウンド（2,161 人）	
西小学校	28-3011	大和町 1-14	体育館及び校舎 2 階以上（3,073 人）※				グラウンド（3,303 人）	
南小学校	26-3348	常盤町 4-20	体育館及び校舎 2 階以上（2,379 人）※				グラウンド（3,451 人）	
北小学校	26-2597	松原町 37	体育館及び校舎 2 階以上（2,032 人）※				グラウンド（2,929 人）	
神守小学校	28-4034	神守町字中町 13	体育館及び校舎 2 階以上（2,743 人）※				グラウンド（1,839 人）	
蛭間小学校	28-4044	蛭間町字逆川東 848	体育館及び校舎 2 階以上（2,092 人）※				グラウンド（2,182 人）	
高台寺小学校	31-1028	神尾町字江西 61	体育館及び校舎 2 階以上（1,502 人）※				グラウンド（2,812 人）	
神島田小学校	31-0771	中一色町東郷 80	体育館及び校舎 2 階以上（2,118 人）※				グラウンド（1,921 人）	
神守上町公園	55-9687	神守町字中切 46	×	×	750 人	×	750 人	750 人
神守中町公園	55-9687	神守町字中町 209	×	×	475 人	×	475 人	475 人
計			18,040 人	18,040 人	19,265 人	18,040 人	21,823 人	

※ 洪水・高潮・内水氾濫・津波の危険が迫っている場合は、
速やかに体育館から小学校校舎 2 階以上へ移動する。

指定避難所 20箇所			
施設名	電話番号	所在地	収容可能人員 (4㎡/人)
東小学校（体育館）	26-2426	立込町 1-17	157 人
西小学校（体育館）	28-3011	大和町 1-14	197 人
南小学校（体育館）	26-3348	常盤町 4-20	197 人
北小学校（体育館）	26-2597	松原町 37	110 人
神守小学校（体育館）	28-4034	神守町字中町 13	118 人
蛭間小学校（体育館）	28-4044	蛭間町字逆川東 848	117 人
高台寺小学校（体育館）	31-1028	神尾町字江西 61	119 人
神島田小学校（体育館）	31-0771	中一色町東郷 80	166 人
天王中学校（体育館）	28-2654	宮川町 2-45	307 人
藤浪中学校（体育館）	26-2961	西柳原町 4-45	223 人
藤浪中学校（柔剣道場）			120 人
神守中学校（体育館）	28-4054	百島町字観音坊 32-1	201 人
神守中学校（至誠館）			130 人
暁中学校（体育館）	31-3911	唐臼町囀外 1	230 人
津島高等学校（体育館）	28-4158	宮川町 3-80	206 人
津島高等学校（武道場）			59 人

津島北高等学校（体育館）	28-3414	又吉町 4-1	210 人
津島北高等学校（武道場）			59 人
津島東高等学校（体育館）	24-6001	蛭間町字弁日 1	217 人
津島東高等学校（武道場）			59 人
計			3, 202 人

避難所（市所有） 14箇所

施設名	電話番号	所在地	収容可能人員 (4㎡/人)
中央児童館	26-3540	橘町 5-18	50 人
看護専門学校	26-4101	橘町 6-34	61 人
新開こども園	24-3645	新開町 5-6	28 人
児童科学館	24-8743	南新開町 2-74	92 人
総合保健福祉センター	23-1551	上之町 1-60	84 人
西地域防災コミュニティセンター	23-6011	下新田町 2-241	33 人
老人福祉センター	28-7561	宮川町 1-43	17 人
大崎会館	23-3495	中地町 3-29-1	37 人
南文化センター	24-6161	今市場町 3-64	48 人
共存園保育所	26-2468	東洋町 2-34	30 人
文化会館	24-1122	藤浪町 3-89-10	394 人
生涯学習センター	24-1187	菰原町字棕木 5	135 人
錬成館	24-8001	中一色町中山 26	331 人
神島田公民館	32-1501	中一色町東郷 22-1	35 人
計			1,375 人

避難所（民間所有） 8箇所

施設名	電話番号	所在地	収容可能人員 (4㎡/人)
ふじなみこども園	25-4648	寺前町 2-55	26 人
三和第一保育園	28-7576	大縄町 9-43	149 人
神守こども園	24-0510	神守町字古道 8-4	27 人
百島幼稚園	25-4046	百島町字牛屋 41	114 人
昭和幼稚園	28-4060	葉苅町字稲葉 33-2	39 人
あたごこども保育園	25-1017	東愛宕町 2-83	22 人
神島田こども園	31-0672	中一色町東郷 4	36 人
双葉幼稚園	26-7643	西柳原町 1-53	28 人
計			441 人

民間協力一時避難場所 3 2 箇所							
企 業 名	電話番号	所在地	利用可能日時	避難する場所（一時避難可能人数 2㎡/人）			
				洪水	高潮	内水氾濫	津波
中北薬品株式会社	32-1431	白浜町字番場 52-1	営業時間内	外階段部分（70 人）			
ニューコーポ金柳一番館	光商事（株）	金柳町字北脇 205	24 時間対応	3 階以上の共用廊下（750 人）			
ニューコーポ金柳二番館	052-882-4716	金柳町字北脇 205	24 時間対応	3 階以上の共用廊下（633 人）			
株 式 会 社 新 弘	28-5544	大坪町字小割 4-1	営業時間内	食堂、会議室及び 2 階以上の作業場（460 人）			
ナ ビ シ テ イ 津 島	24-6258	宇治町字小切 40-2	24 時間対応	3 階以上の共用廊下（468 人）			
株 式 会 社 T D E C	26-2167	越津町字新田 30-1	営業時間内	食堂及び屋上（150 人）			
西尾亜シーエーティヴィ株式会社	25-8561	百島町字観音坊 83	営業時間内	外階段部分（10 人）			
海 部 東 農 業 協 同 組 合	23-7311	神守町字中町 15	営業時間内	3 階大会議室及び 3 階廊下部分（140 人）			
株式会社バックタケヤマ	24-5781	蛭間町字樹田 322-1	営業時間内	5 階食堂及び倉庫部分（120 人）			
株 式 会 社 名 光 精 機	33-2311	鹿伏兎町西清水 47	営業時間内	第 3 工場 3 階厚生施設部分（430 人）			
社会福祉法人愛媛会あいさんテラス	74-0294	中一色町東郷 166	24 時間対応	2 階スカイデッキ、屋上（70 人）			
いちい信用金庫津島営業部	24-9111	東柳原町 1-44-2	営業時間内	屋上（70 人）			
長 田 廣 告 株 式 会 社	26-5251	東柳原町 5-5-1	営業時間内	3 階廊下及び 4 階廊下部分（50 人）			
株 式 会 社 野 田 塾	24-2603	西柳原町 3-1	営業時間内	会議室及び研修室（300 人）			
株式会社義津屋津島本店	23-7100	大字津島字北新開 351	24 時間対応	3 階以上駐車場（5,000 人）			
株 式 会 社 綿 新 商 店	25-1515	今市場町 4-14	営業時間内	事務所、会議室、応接室、スタジオ及び廊下部分（100 人）			
津 島 商 工 会 議 所	28-2800	立込町 4-144	営業時間内	3 階研修室及び 4 階大ホール（150 人）			
あいち海部農業協同組合	28-6688	大縄町 9-63	営業時間内	3 階第 1 研修室、第 2 研修室及び 3 階廊下部分（225 人）			
有限会社辰栄製作所	24-4931	江東町 2-77	営業時間内	食堂及び会議室（60 人）			
株式会社義津屋津島北テラス	23-7100	片岡町 60	24 時間対応	屋上駐車場（1,000 人）			
株式会社そうぎょう	22-0190	常盤町 3-1-5	営業時間内	5 階食堂、第 2 会議室及び廊下（70 人）			
株 式 会 社 さ な る	26-1839	今市場町 3-36-1	営業時間内	4 階、5 階、6 階教室（136 人）			
三 和 テ ク ノ 株 式 会 社	24-5200	宮川町 1-72	営業時間内	2 階廊下、3 階廊下、食堂、和室、会議室、屋上（90 人）			
株式会社 葵精工	31-1801	唐臼町柳原 93	営業時間内	2 階食堂（100 人）			
サカエ理研工業株式会社	24-2221	椿市町字三ノ割 1	営業時間内	第 2 工場 3 階食堂、4 階大会議室（150 人）			
株式会社W i l l b e	69-7800	鹿伏兎町下子守 23	営業時間内	2 階会議室（74 人）			
ビレッジハウス愛宕 1 号棟	ビレッジハウス マネジメント 東海支社	愛宕町 9-51	24 時間対応	3 階以上の共用廊下及び外階段（78 人）			
ビレッジハウス愛宕 2 号棟			24 時間対応	3 階以上の共用廊下及び外階段（78 人）			
ビレッジハウス愛宕 3 号棟			24 時間対応	3 階以上の共用廊下及び外階段（78 人）			
ビレッジハウス愛宕 4 号棟			24 時間対応	3 階以上の共用廊下及び外階段（78 人）			
ビレッジハウス寺野 1 号棟	052-269-3845	寺野町字青塚前 1	24 時間対応	3 階以上の共用廊下及び外階段（78 人）			
ビレッジハウス寺野 2 号棟			24 時間対応	3 階以上の共用廊下及び外階段（78 人）			
計				11,504 人			

福祉避難所 16箇所	
施設名	所在地
特別養護老人ホーム恵寿荘	唐臼町半池 72-6
特別養護老人ホーム長寿の里・津島	江西町 1-3-1
介護老人福祉施設第二陽だまりの里	寺野町字好土 44
老人保健施設第一アメニティつしま	東柳原町 3-47-1
老人保健施設第二アメニティつしま	東柳原町 3-45
老人保健施設六寿苑	南新開町 1-112-1
介護老人保健施設パビリオン	葉苅町字綿掛 56
介護老人保健施設第二六寿苑	杵前町 5-31-1
特定施設入居者生活介護陽だまりの里	下切町字見祢 11
身体障害者療養施設ゆうとびあ恵愛	元寺町 3-97-1
障がい者センターあいさんハウス	上新田町 2-200
津島ケアセンターまほろば	南本町 2-1
愛宕ケアセンターまほろば	東愛宕町 1-54-3
デイサービスまごのて	鹿伏兎町東清水 146
みんなの家介護付有料老人ホーム	宇治町小切 95
みんなの家デイサービス	宇治町小切 95

整備予定の施設

名称	用途	所在地	完成予定年度
神守下町公園	避難場所を補完する施設	神守町字五反田 27	令和 11 年度
避難所周辺整備（神守地区）	避難所周辺の避難経路	神守町地内	令和 7 年度
避難所周辺整備（蛭間地区）	避難所周辺の避難経路	大木町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽（東小）	発災直後の飲料水の確保	立込町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽（西小）	発災直後の飲料水の確保	大和町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽（南小）	発災直後の飲料水の確保	常盤町地内	令和 6 年度
耐震性貯水槽（神守小）	発災直後の飲料水の確保	神守町地内	令和 6 年度
耐震性貯水槽（天王中）	発災直後の飲料水の確保	宮川町地内	令和 11 年度
耐震性貯水槽（藤浪中）	発災直後の飲料水の確保	西柳原町地内	令和 11 年度
耐震性貯水槽（神守中）	発災直後の飲料水の確保	百島町地内	令和 11 年度
耐震性貯水槽（暁中）	発災直後の飲料水の確保	唐臼町地内	令和 11 年度

整備済みの施設

名称	用途	所在地
耐震性貯水槽（神島田地区）	発災直後の飲料水の確保	中一色町東郷 80
耐震性貯水槽（高台寺地区）	発災直後の飲料水の確保	神尾町字江西 61
耐震性貯水槽（蛭間地区）	発災直後の飲料水の確保	蛭間町字坂川東 848
避難所周辺整備（神島田地区）	避難所周辺の避難経路	中一色町地内
避難所周辺整備（蛭間地区）	避難所周辺の避難経路	大木町地内
神守上町公園	避難場所を補完する施設	神守町字中切 46
神守中町公園	避難場所を補完する施設	神守町字中町 209

20 救護所

名 称	所 在 地
東小学校	立込町 1-17
神守小学校	神守町字中町 13

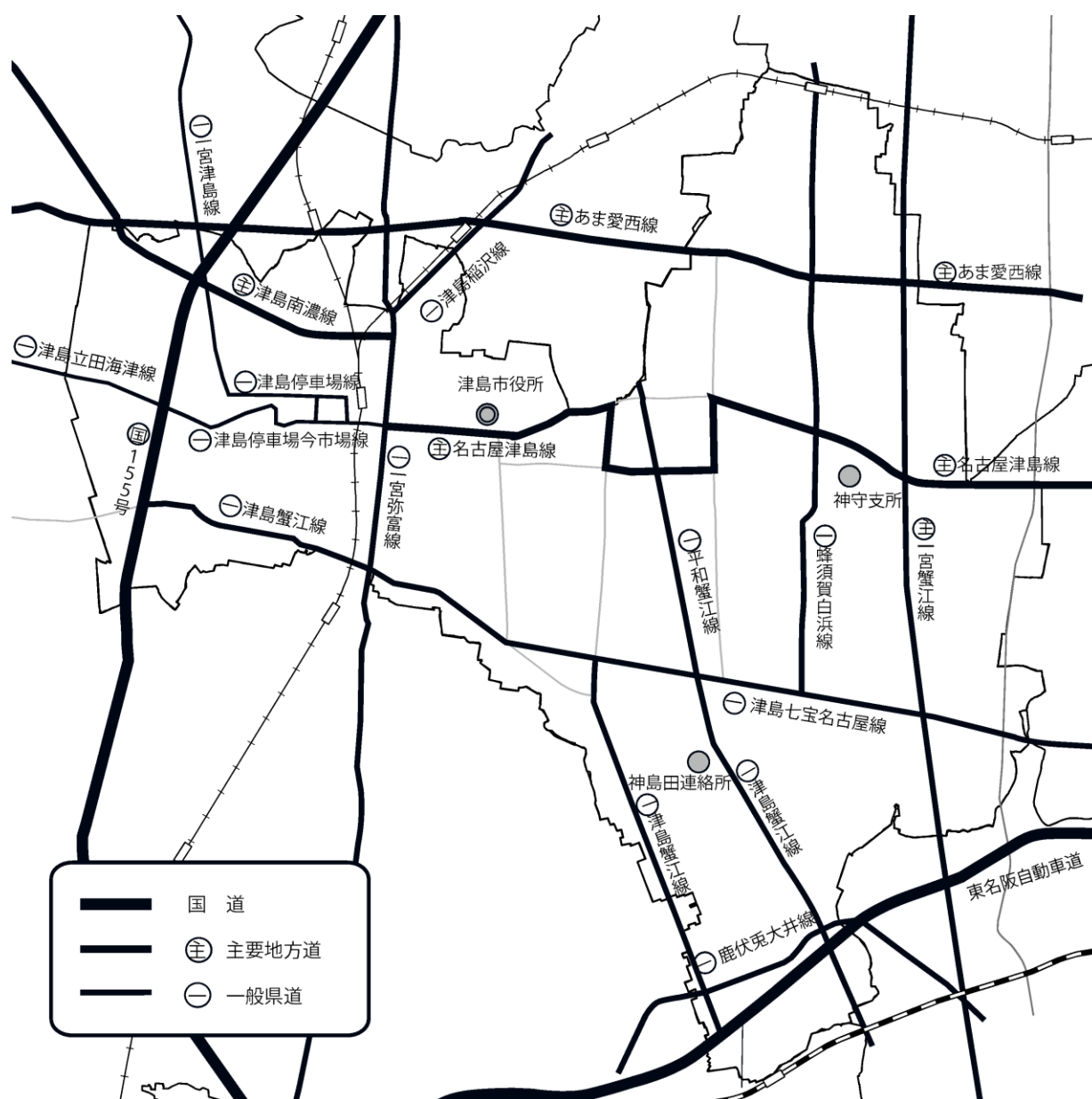
21 広域避難場所

名 称	所 在 地	面 積
東公園(県防災拠点指定場所)	中一色町中山 2 6	5 3, 0 0 0 m ²
津島高校グラウンド	宮川町 3 丁目 8 0	2 1, 8 4 4 m ²

22 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

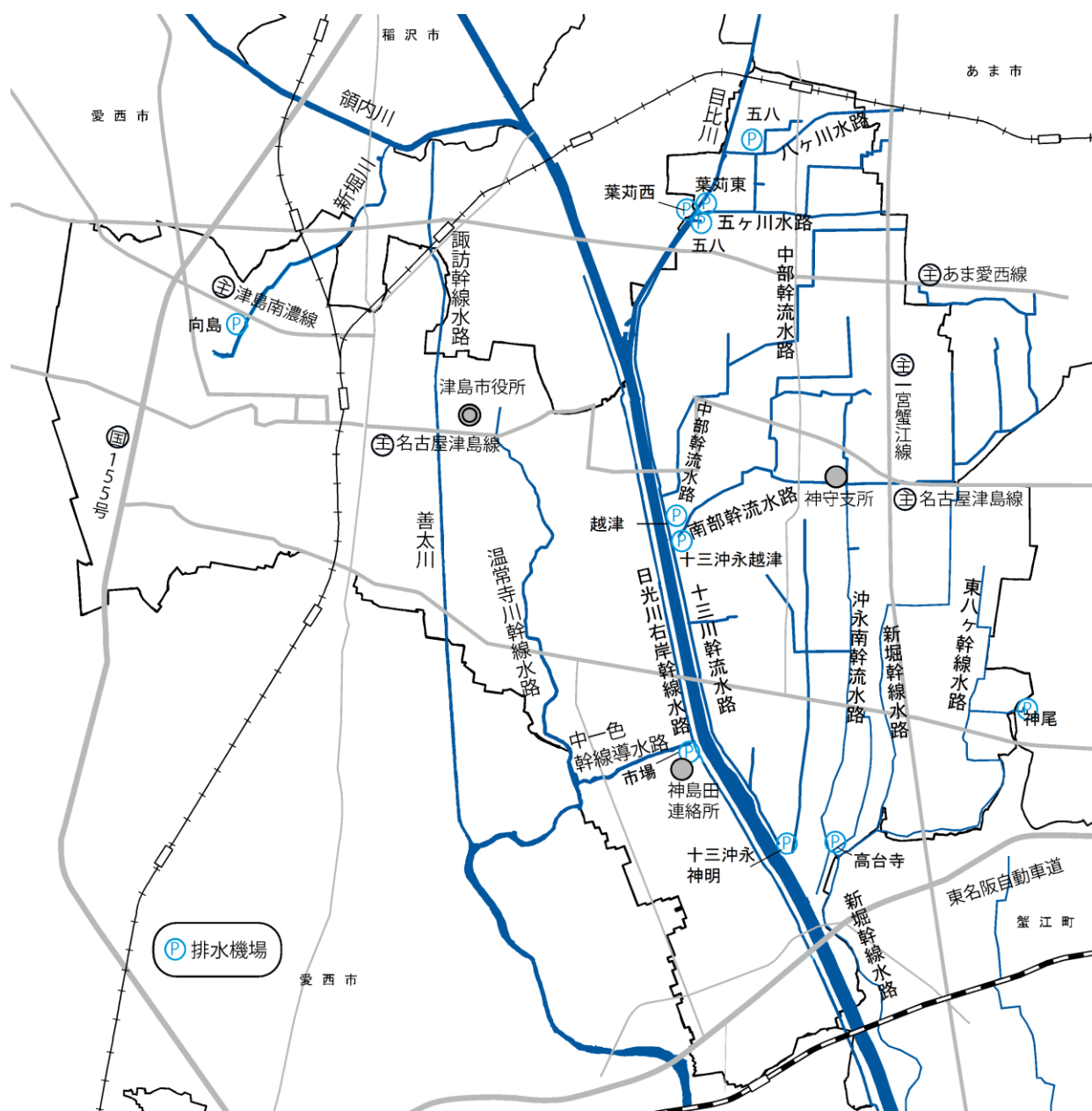
名 称	所 在 地	所有者 又は 管理者	電話番号	面積 (m ²)	機種別
1 津島高等学校 運 動 場	宮川町 3-80	学校長	(0567) 28-4158	21,844	中型
2 津島北高等学校 運 動 場	又吉町 4-1	学校長	(0567) 28-3414	15,000	小型
3 津島東高等学校 運 動 場	蛭間町字弁日 1	学校長	(0567) 24-6001	20,609	中型
4 神守中学校 運 動 場	百島町字観音坊 32-1	学校長	(0567) 28-4054	19,000	小型
5 暁中学校 運 動 場	唐臼町囲外 1	学校長	(0567) 31-3911	18,564	中型
6 天王川公園	宮川町 1	市 長	(0567) 26-2828	10,000	中型
7 東 公 園	中一色町中山 26	市 長	(0567) 24-8001	32,900	大型
8 津島市生涯学習セ ン タ ー 運 動 場	莪原町字椋木 5	知 事	(0567) 25-6051	13,965	中型

23 主な道路

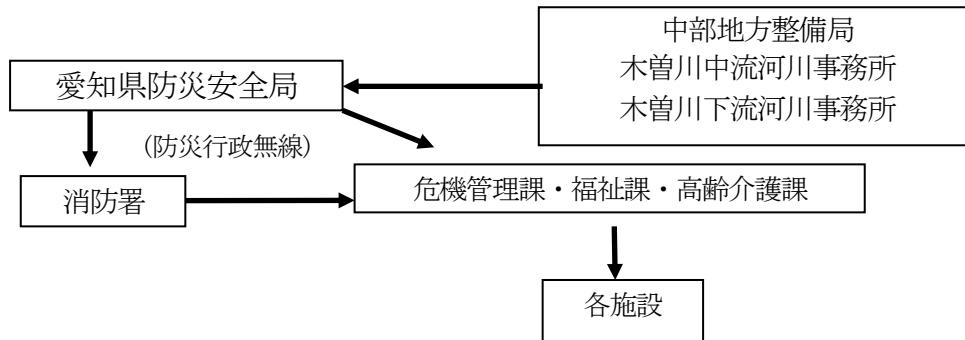




25 水路図



26 水防法第15条における対象施設への伝達系統



No	施設名	住所	洪水浸水想定区域		高潮浸水想定区域	津波浸水想定区域
			木曽川	日光川		
1	津島市民病院	橘町3丁目73番地	○	○	○	○
2	安藤病院	唐臼町半池72番地1	○	○	○	○
3	津島中央病院	葉苅町字綿掛63番地	○	○	○	
4	貴子ウィメンズクリニック	申塚町1丁目122番地	○	○	○	
5	医療法人雄峰会 真野産婦人科	大字津島字北新開128番地1	○	○	○	○
6	医療法人佳信会 クリニックつしま	百島町黒佛2番地	○	○	○	○
7	大橋産婦人科クリニック	埋田町2丁目63番地	○	○	○	○
8	新開こども園	新開町5丁目6番地	○	○	○	○
9	三和第二保育園	城山町1丁目1番地	○	○	○	
10	ふじなみこども園	寺前町2丁目55番地	○	○	○	○
11	双葉幼稚園	西柳原町1丁目53番地	○	○	○	○
12	三和第一保育園	大縄町9丁目43番地	○		○	○
13	共存園保育所	東洋町2丁目34番地	○	○	○	○
14	あたごこども園	東愛宕町2丁目83番地	○	○	○	○
15	つしま幼稚園	舟戸町40番地	○		○	
16	神守こども園	神守町古道8番地4	○	○	○	○
17	ひよこルーム	百島町牛屋41番地	○	○	○	○
18	百島幼稚園	百島町牛屋41番地	○	○	○	○
19	蛭間保育園	蛭間町高瀬831番地	○	○	○	○
20	昭和幼稚園	葉苅町稲葉33番地2	○	○	○	
21	真こども園	神尾町江西84番地	○	○	○	○
22	唐臼こども園	唐臼町郷裏55番地	○	○	○	○
23	神島田こども園	中一色町東郷4番地	○	○	○	○
24	グリーブホーム ふるかわ	古川町2丁目55番地	○	○	○	○

No	施 設 名	住 所	洪水浸水想定区域		高潮浸水想定区域	津波浸水想定区域
			木曾川	日光川		
25	ゆいまーるの家	新開町1丁目67番地1	○	○	○	○
26	老人保健施設 第二アメニティつしま	東柳原町3丁目45番地	○	○	○	○
27	老人保健施設 第二アメニティつしま	東柳原町3丁目45番地	○	○	○	○
28	老人保健施設 第二アメニティつしま	東柳原町3丁目45番地	○	○	○	○
29	老人保健施設 第一アメニティつしま	東柳原町3丁目47番地1	○	○	○	○
30	老人保健施設 第一アメニティつしま	東柳原町3丁目47番地1	○	○	○	○
31	老人保健施設 第一アメニティつしま	東柳原町3丁目47番地1	○	○	○	○
32	デイサービス すみれ	藤里町1丁目42番地2	○	○	○	○
33	後藤整形外科 通所リハビリテーション	南新開町1丁目100番地	○	○	○	○
34	老人保健施設 六寿苑	南新開町1丁目112番地1	○	○	○	○
35	老人保健施設 六寿苑	南新開町1丁目112番地1	○	○	○	○
36	津島リハビリテーション病院 通所リハビリテーション	南新開町1丁目114番地	○	○	○	○
37	老人福祉センター	宮川町1丁目43番地	○	○	○	
38	特別養護老人ホーム 長寿の里・津島	江西町1丁目3番地1	○	○	○	
39	デイサービスセンター長寿の里・津島	江西町1丁目3番地1	○	○	○	
40	長寿の里・津島ショートステイ	江西町1丁目3番地1	○	○	○	
41	グループホーム 長寿の里	江西町4丁目148番地	○	○	○	
42	リハビリハーフデイいいたに	大和町2丁目131番地	○	○	○	
43	天王川荘	中地町4丁目65番地	○	○	○	○
44	デイサービスセンター古都	馬場町8番地	○	○	○	
45	ナイス・デイ	愛宕町4丁目113番地	○	○	○	○
46	津島柔整リハビリデイサービスセンター	常盤町4丁目33番地7	○	○	○	○
47	愛宕ケアセンター まほろば	東愛宕町1丁目54番地3	○	○	○	○
48	津島ケアセンター まほろば	南本町2丁目1番地	○	○	○	○
49	津島ケアセンター まほろば	南本町2丁目1番地	○	○	○	○
50	デイサービス ドルトワールひだまり	杵前町4丁目27番地1	○	○	○	○
51	介護老人保健施設 第2六寿苑	杵前町5丁目31番地1	○	○	○	○
52	ユニット型介護老人保健施設 第2六寿苑	杵前町5丁目31番地1	○	○	○	○
53	ユニット型介護老人保健施設 第2六寿苑	杵前町5丁目31番地1	○	○	○	○

No	施 設 名	住 所	洪水浸水想定区域		高潮浸水想定区域	津波浸水想定区域
			木曾川	日光川		
54	つしまデイサービス みんなの家	宇治町小切9 5 番地	○	○	○	○
55	ショートステイ みんなの家	宇治町小切9 5 番地	○	○	○	○
56	みんなの家	宇治町小切9 5 番地	○	○	○	○
57	ケアハウス 陽だまりの里	下切町見祢ツ1 1 番地	○	○	○	○
58	リハビリデイサービス げんき倶楽部	神守町下町2 番地	○	○	○	○
59	デイサービスとくとく	神守町五反田5 2 番地	○	○	○	○
60	リハビリデイサービス ひまわり	菟原町郷西3 0 番地1	○	○	○	○
61	介護医療院 津島中央病院	葉苅町綿掛6 3 番地	○	○	○	
62	介護老人福祉施設 第二陽だまりの里	寺野町好土4 4 番地	○	○	○	
63	ヒルズ ひだまり	寺野町好土4 4 番地	○	○	○	
64	第二陽だまりの里 短期入所生活介護事業所	寺野町好土4 4 番地	○	○	○	
65	青塚ケアセンターまほろば	青塚町6 丁目1 4 2 番地	○	○	○	
66	グループホーム めくもり	葉苅町綿掛5 5 番地	○	○	○	○
67	介護老人保健施設 パビリオン	葉苅町綿掛5 6 番地	○	○	○	○
68	介護老人保健施設 パビリオン	葉苅町綿掛5 6 番地	○	○	○	○
69	介護老人保健施設 パビリオン	葉苅町綿掛5 6 番地	○	○	○	○
70	デイサービスセンター サンテラス	葉苅町綿掛5 8 番地	○	○	○	○
71	デイサービス向陽	唐臼町当理3 2 番地	○	○	○	○
72	恵寿荘認知症対応型共同生活介護事業所	唐臼町四反田2 5 番地	○	○	○	○
73	安藤病院介護医療院	唐臼町半池7 2 番地1	○	○	○	○
74	特別養護老人ホーム 恵寿荘	唐臼町半池7 2 番地6	○	○	○	○
75	恵寿荘通所介護事業所	唐臼町半池7 2 番地6	○	○	○	○
76	恵寿荘短期入所生活介護事業所	唐臼町半池7 2 番地6	○	○	○	○
77	神島田祖父母の家	鹿伏兎町上郷1 9 8 番地	○	○	○	○
78	デイサービスまごのて	鹿伏兎町東清水1 4 6 番地	○	○	○	○
79	ネットワーク愛知デイサービス活き生き	中一色町西沢3 0 番地	○	○	○	○
80	晴	橘町5 丁目1 0 2 番地	○	○	○	○
81	晴	橘町5 丁目1 0 2 番地	○	○	○	○
82	チャイルドウィッシュつしま	新開町2 丁目1 3 3 番地	○	○	○	○
83	チャイルドウィッシュつしま	新開町2 丁目1 3 3 番地	○	○	○	○
84	就労移行支援事業所 まはろキャリア津島	東柳原町2 丁目3 5 番地5	○	○	○	○

No	施 設 名	住 所	洪水浸水想定区域		高潮浸水想定区域	津波浸水想定区域
			木曾川	日光川		
85	就労継続支援B型事業所 まはろキャリア 津島	東柳原町2丁目35番地5	○	○	○	○
86	社会福祉法永美福祉会 かるがも園	東柳原町3丁目69番地	○	○	○	○
87	ほまれの家津島店	藤里町1丁目52番地 NTT津島藤浪ビル1F	○	○	○	○
88	ほまれの家津島店	藤里町1丁目52番地 NTT津島藤浪ビル1F	○	○	○	○
89	障がい者就労支援B型事業所 マリアハウス	藤里町2丁目2番地	○	○	○	○
90	フレジャー	柳原町1丁目39番地	○	○	○	○
91	放課後等デイサービス たいよう	柳原町1丁目39番地	○	○	○	○
92	チャレンジド・サポートひなた	柳原町4丁目12番地 カンダコーポ401号	○	○	○	○
93	チャレンジド・サポートひなた	柳原町4丁目12番地 カンダコーポ401号	○	○	○	○
94	地域活動支援センター 彩	宮川町1丁目9番地	○	○	○	
95	こどもサポートハウスびあ	橋詰町1丁目17番地			○	
96	長寿の里・津島ショートステイ	江西町1丁目3番地1	○	○	○	
97	あいさんハウス	江西町1丁目4番5号	○	○	○	
98	児童サポートセンターのびのび	江東町3丁目175番地	○	○	○	
99	児童サポートセンターのびのび	江東町3丁目175番地	○	○	○	
100	津島ワークキャンパス	江東町3丁目181番地4	○	○	○	
101	障がい者センター あいさんハウス	上新田町2丁目200番地	○	○	○	
102	障がい者センター あいさんハウス	上新田町2丁目200番地	○	○	○	
103	障がい者センター あいさんハウス	上新田町2丁目200番地	○	○	○	
104	障がい者センターあいさんハウス	上新田町2丁目200番地	○	○	○	
105	障がい者センターあいさんハウス就労定着支援事業所	上新田町2丁目200番地	○	○	○	
106	あいさんキッズ・つしま	上新田町2丁目201番地	○	○	○	
107	あいさんキッズ・つしま	上新田町2丁目201番地	○	○	○	
108	地域活動支援センター 彩雲館	上之町1丁目54番地2	○	○	○	
109	つしまし社協障がい者相談支援事業所	上之町1丁目60番地	○	○	○	
110	つしまし社協障がい者相談支援事業所	上之町1丁目60番地	○	○	○	
111	リーベ	大和町1丁目49番地2	○	○	○	
112	共同生活援助あいぎ	大和町2丁目98番地2	○	○	○	

No	施 設 名	住 所	洪水浸水想定区域		高潮浸水想定区域	津波浸水想定区域
			木曾川	日光川		
113	グループホームみやび	中地町2丁目38番4	○		○	○
114	あしびなー	中地町3丁目39番地1	○		○	○
115	グループホームねっそ・つしま1	中地町3丁目3番地8 ネオハイム津島Ⅱ 1-2階 101号室	○	○	○	○
116	こだまのいえ天王川公園	中地町3丁目46番地4	○	○	○	○
117	放課後等デイサービスネバーランド つしま	中地町4丁目56番地3	○	○	○	○
118	あそーと	本町1丁目67番地	○	○	○	
119	ほーみい	本町1丁目67番地	○	○	○	
120	地域生活支援サービスつむぎ	本町3丁目66番地1			○	
121	プロGRESS	又吉町2丁目39番地1	○	○	○	
122	スマクト	又吉町2丁目40番地1 加藤マンション1F A店舗・ 2F 2A号室	○	○	○	
123	ふれんど	老松町188番地	○	○	○	
124	わおんグループホーム	愛宕町2丁目19番地6	○	○	○	○
125	WANNABES	愛宕町4丁目8番地1	○	○	○	○
126	スター	愛宕町6丁目24番地	○	○	○	○
127	就労支援事業所マリア テレサ	永楽町2丁目21番地3	○	○	○	○
128	ゆうとぴあ恵愛短期入所事業所	元寺町3丁目97番地1	○	○	○	○
129	障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛	元寺町3丁目97番地1	○	○	○	○
130	地域活動支援センターゆうとぴあ恵愛	元寺町3丁目97番地1	○	○	○	○
131	パンダの家	常盤町4丁目5番地3	○	○	○	○
132	就労準備型芳泉	東愛宕町3丁目34番地5	○	○	○	○
133	障がい者グループホームマリア ルーム	南本町6丁目10番地1	○	○	○	○
134	ぐるーぷほーむ あいあい	杵前町2丁目40番1	○	○	○	○
135	ぴーの	喜楽町43番地	○	○	○	
136	グループホームふわふわ天王通り	天王通り5丁目22番地	○	○	○	○
137	グループホームふわふわ天王通り	天王通り5丁目22番地	○	○	○	○
138	就労移行支援事業所 エール津島	天王通り6丁目66番地2 サンパーク津島1階	○	○	○	○
139	就労継続支援B型事業所エール津島	天王通り6丁目66番地2 サンパーク津島1階	○	○	○	○

No	施 設 名	住 所	洪水浸水想定区域		高潮浸水想定区域	津波浸水想定区域
			木曾川	日光川		
140	就労定着支援事業所 エール津島	天王通り6丁目6番地2 サンパーク津島1階	○	○	○	○
141	短期入所希望の家	下切町城屋敷1番地	○	○	○	○
142	希望の家	下切町城屋敷1番地	○	○	○	○
143	グループホームふわふわ神守	神守町一丁田13番地1	○	○	○	○
144	グループホームふわふわ神守	神守町一丁田13番地1	○	○	○	○
145	グループホーム こすもす	神守町一丁田30番地3	○	○	○	○
146	放課後等デイサービス ここスタ	神守町中ノ折17番地1	○	○	○	○
147	児童デイサービス芳泉	神守町中田面57番地1	○	○	○	○
148	NOIE TSUSHIMA	百島町献上8番地1	○	○	○	○
149	NOIE TSUSHIMA	百島町献上8番地1	○	○	○	○
150	マムの丘	百島町献上8番地2	○	○	○	○
151	マムの丘	百島町献上8番地2	○	○	○	○
152	みんなの家指定短期入所事業所	宇治町小切95番地	○	○	○	○
153	えーる	大木町郷前33番地	○	○	○	○
154	エール	大木町郷前33番地	○	○	○	○
155	しらさぎ福祉園	蛭間町弁日177番地	○	○	○	○
156	しらさぎホーム	蛭間町榊田329番地1	○	○	○	○
157	しらさぎケアホーム	蛭間町榊田329番地2	○	○	○	○
158	Yくまーず未来 K a z a o k a 津島	神尾町西之割36番地	○	○	○	○
159	Yくまーず未来 K a z a o k a 津島	神尾町西之割36番地	○	○	○	○
160	ひまわりの丘	鹿伏兎町上子守123番地	○	○	○	○
161	クローバー	唐臼町郷裏68番地	○	○	○	○
162	みんなの家	唐臼町柳原55番地	○	○	○	○
163	みんなの家	唐臼町柳原55番地	○	○	○	○

27 災害拠点病院・救急病院

名 称	所在地・電話番号	診療科目
津島市民病院	〒496-8537 津島市橘町3-73 (0567) 28-5151	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、産婦人科、麻酔科、形成外科、消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、歯科口腔外科、リハビリテーション科

28 水防施設・設備

令和6年3月31日現在

管理者		津島市	海部地区水防事務組合					
倉庫名		老松防災	中一色 (北山)	葉苅	百町	埋田	中一色 (清光坊)	莪原
主要 資材	杭木 (4m 以上) (本)		400	200	289	150	250	
	杭木 (3m 以下) (本)	140	900	400	661	970	700	400
	鋼杭 (1m) (本)		50		50	120	50	50
	縄 (kg)	13	99	79	65	102	56	40
	鉄線 (kg)		48	112	16	112	160	48
	土のう用袋 (枚)	3,500	70,000	37,000	52,000	50,800	77,000	40,000
	大型土のう用袋 (枚)		20	20	20	40	20	20
	ブルーシート (枚)		20	30	40	40	20	20
	ビニールシート (本)		7	8	6	10	8	4
主 要 器 材	たこづち (丁)		15	19	10	15	10	5
	掛矢 (丁)	4	35	15	19	20	15	20
	スコップ (丁)	21	47	80	75	166	26	40
	鋸 (丁)	2	8	7	7	10	5	5
	おの (丁)		10	5	5	10	10	5
	ペンチ (丁)		4	3	3	5	3	3
	ハンマー (丁)		5	3	2	7	5	5
	大ハンマー (丁)		14	14	13	28	14	10
	シノ (丁)		7	8	2	9	3	3
	鎌 (丁)		15	8	8	1	7	5
	一輪車 (台)	2	5	7	7	14	5	5
	クリッパー (丁)		3	1	1	8	3	1
	なた (丁)		3	3	3	13	3	3
	ツルハシ (丁)	3	3	3	3	3	3	3
	み (丁)		20	20	20	30	20	20
	アルミリヤカー (台)		1	1	1	1	1	1
	はしご (基)		3	1	1	2	1	1
	発電機 (台)		(4)	1	2	1		1
	投光器 (発電機搭載 台)	3	1		1	2	1	1
	強力ライト (個)		(10) 20	20	20	10	20	30
	キャップライト (個)		(20)			70		20
	救命胴衣 (着)		60		10	10		
	小型排水ポンプ (台)	3	11		5	2		
	水中ポンプ (台)					1	1	
	チェーンソー (台)				2	5		
	船艇 (艇)	1	3	2	1	2	1	
	船外機 (台)		3	1	1	4	1	
	ゴムボート (艇)					2		

※ () 内は市に保管

29 防災用備蓄資機材

令和7年3月31日現在

食品名	食数
サバイバルフーズ	11,100
アルファ化米 赤飯	2,500
アルファ化米 五目	16,100
アルファ化米 わかめ	2,500

資機材名	個数
簡易貯水槽	15
救助工具箱セット	44
レスキューカー	15
マルチトイレ	40

資料編 附属資料

アルファ化米 田舎ごはん	500
アルファ化米 きのこ	14,500
アルファ化米 たけのこ	9,700
アルファ化米 わかめ(個食)	5,000
レトルト 玄米ジューシー	1,266
レトルト 玄米カレー	1,300
レトルト 玄米エスニック	1,250
レトルト 玄米トマト	1,100
ビスケット	23,340
新生児用ミルク(袋)	3,000
保存水(2L)	1,680
資機材名	数量
災害情報用自転車	3
コードリール	29
投光器	74
組立かまど	2
大ナベ	2
はそり	1
炊き出しセット	2
非常用飲料水袋	4,700
ヘルメット	26
ローソク	240
ハイゼックス	21,000
ポリタンク(200)	20
くい木	140
土のう袋	3,500
バール	2
御座(ござ)	31
掛矢	4
スコップ	21
ノコギリ	2
つるはし	3
一輪車	2
舟艇	1
毛布	5,900
緊急避難用寝具	3,000
ガソリン缶	12
ガソリン発電機	17
ガス発電機(LPガス容器5kg)	5
ガス発電機(カセットガス)	14
カラーコーン	26
カセットコンロ	33
ガスボンベ	1,682

簡易トイレ(段ボール仕様)	28
ワンタッチトイレ(テント付)	163
携帯トイレ	88,500
トイレットペーパー	258
担架ベッド	41
テント	10
アクアテレスコ	7
文化会館用応急仮設給水栓	2
耐震性貯水槽用給水栓	6
災害用エアロフォームマット	20
造水機	7
紙おむつ(新生児)	20,912
紙おむつ(幼児 M)	16,738
紙おむつ(幼児 L)	6,122
紙おむつ(大人 M~L)	10,576
紙おむつ(大人 L~LL)	4,320
生理用品	22,884
マスク(大人用)	44,000
マスク(子供用)	4,800
消毒液(手指用500ml)	180
体温計(非接触型)	24
フェイスシールド	1,000
防護服	100
哺乳ビン	2,600
自主避難所用マット	100
段ボール間仕切り	800
段ボールベッド	40
避難所用テント	1,217
避難所用マット	282
避難所設営シールセット	16
ペット用ケージ	20
ペット用トレイ	20
ペット用テント	20
電源タップ(10口)	33
携帯充電用ケーブル(3in1)	50
携帯充電用ケーブル(タイプC)	180
携帯充電用(USBポート20)	9
携帯充電用(USBポート10)	5
携帯充電用(USBポート6)	8
遺体袋	60
遺体安置所活動用バケツ	10
遺体安置所用間仕切り	3
遺体安置所用間仕切り(部屋)	2

資料編 附属資料

ペーパータオル	264,000
多目的テント マルチハウス	4
パーソナルテント L	8

遺体安置所用防護服6点セット	40
ブルーシート	260
ワンタッチパーテーション	7

30 消防力

隊員数

令和6年4月1日現在

階級別 所属別	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	[再任用] 司令補	[再任用] 消防士長	合 計
消 防 本 部	1								1
総 務 課		1							1
総 務 課 付		1	2	3	1				7
庶 務 グ ル ー プ		1	2			1			4
消防団グループ		1			1				2
予 防 課		1							1
危険物グループ		1	1						2
設 備 グ ル ー プ		1	1	1	1			1	4
消 防 署		5							5
第1警防通信グループ		1	2	1		2			6
第2警防通信グループ		1	2	1		2			6
第3警防通信グループ		1	2	2		2			7
第1救急グループ		1	2	1	1	1			6
第2救急グループ			3		3				6
第3救急グループ			3	1	1	1			6
第1救助グループ			2	1		1			4
第2救助グループ			2	1	1				4
第3救助グループ		1	1	1	1				4
消 防 グ ル ー プ		1	1				1		3
合 計	1	18	26	13	9	10	1	1	79

*出向者は総務課付に含む。

消防団員数

階級別 年齢別	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
20歳未満							3	3
20歳以上25歳未満					1		5	6
25歳以上30歳未満					1	1	5	7
30歳以上35歳未満				1		5	12	18
35歳以上40歳未満				1		1	22	24
40歳以上45歳未満			1		2	8	14	25
45歳以上50歳未満			1	1	3	7	35	47
50歳以上	1	3	6	5	10	12	51	88
計	1	3	8	8	17	34	147	218

31 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（愛知県内の市町村・一部事務組合）
--

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定の締結）

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

（応援要請等）

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- （1）一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- （2）一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- （3）その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- （1） 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- （2） 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- （3） 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- （4） 応援の場所及び期間
- （5） 連絡責任者
- （6） その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあつせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事	大村 秀章	岡崎市公共下水道管理者
愛知県流域下水道管理者		岡崎市長 内田 康宏
愛知県知事	大村 秀章	一宮市長 谷 一夫
名古屋市長	河村 たかし	一宮市水道事業等管理者
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者		飯田 正明
	小林 寛司	瀬戸市長 増岡 錦也
		瀬戸市公共下水道管理者
豊橋市長	佐原 光一	瀬戸市長 増岡 錦也
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者		半田市長 榊原 純夫
	石黒 拓夫	半田市公共下水道管理者
岡崎市長	内田 康宏	半田市長 榊原 純夫

春日井市長	伊 藤	太	常滑市公共下水道管理者		
春日井市公共下水道管理者			常滑市長	片 岡	憲 彦
春日井市長	伊 藤	太	江南市長	堀	元
豊川市長	山 脇	実	江南市公共下水道管理者		
豊川市公共下水道管理者			江南市長	堀	元
豊川市長	山 脇	実	小牧市長	山 下	史守朗
津島市長	伊 藤	文 郎	小牧市公共下水道管理者		
津島市下水道事業			小牧市長	山 下	史守朗
津島市長	伊 藤	文 郎	稲沢市長	大 野	紀 明
碧南市長	禰亘田	政 信	稲沢市公共下水道管理者		
碧南市公共下水道管理者			稲沢市長	大 野	紀 明
碧南市長	禰亘田	政 信	新城市長	穂 積	亮 次
刈谷市長	竹 中	良 則	新城市公共下水道管理者		
刈谷市公共下水道管理者			新城市長	穂 積	亮 次
刈谷市長	竹 中	良 則	東海市長	鈴 木	淳 雄
豊田市長	太 田	稔 彦	東海市公共下水道管理者		
豊田市事業管理者			東海市長	鈴 木	淳 雄
	横 地	清 明	大府市長	久 野	孝 保
安城市長	神 谷	学	大府市公共下水道管理者		
安城市公共下水道管理者			大府市長	久 野	孝 保
安城市長	神 谷	学	知多市長	宮 島	壽 男
西尾市長	榊 原	康 正	知多市公共下水道管理者		
西尾市公共下水道管理者			知多市長	宮 島	壽 男
西尾市長	榊 原	康 正	知立市長	林	郁 夫
蒲郡市長	稲 葉	正 吉	知立市公共下水道管理者		
蒲郡市公共下水道管理者			知立市長	林	郁 夫
蒲郡市長	稲 葉	正 吉	尾張旭市長	水 野	義 則
犬山市長	田 中	志 典	尾張旭市公共下水道管理者		
犬山市公共下水道管理者			尾張旭市長	水 野	義 則
犬山市長	田 中	志 典	高浜市長	吉 岡	初 浩
常滑市長	片 岡	憲 彦	高浜市公共下水道管理者		

高浜市長 吉岡 初浩
 岩倉市長 片岡 恵一
 岩倉市公共下水道管理者
 岩倉市長 片岡 恵一
 豊明市長 石川 英明
 豊明市公共下水道管理者
 豊明市長 石川 英明
 日進市長 萩野 幸三
 日進市公共下水道管理者
 日進市長 萩野 幸三
 田原市長 鈴木 克幸
 田原市公共下水道管理者
 田原市長 鈴木 克幸
 愛西市市長 日永 貴章
 愛西市公共下水道管理者
 愛西市市長 日永 貴章
 清須市長 加藤 静治
 清須市公共下水道管理者
 清須市長 加藤 静治
 北名古屋市長 長瀬 保
 北名古屋市公共下水道管理者
 北名古屋市長 長瀬 保
 弥富市長 服部 彰文
 弥富市公共下水道管理者
 弥富市長 服部 彰文
 みよし市長 小野田 賢治
 みよし市公共下水道管理者
 みよし市長 小野田 賢治
 あま市長 村上 浩司
 あま市公共下水道管理者
 あま市長 村上 浩司

長久手市長 吉田 一平
 長久手市公共下水道管理者
 長久手市 吉田 一平
 東郷町長 川瀬 雅喜
 東郷町公共下水道管理者
 東郷町長 川瀬 雅喜
 豊山町長 鈴木 幸育
 豊山町公共下水道管理者
 豊山町長 鈴木 幸育
 大口町長 鈴木 雅博
 大口町公共下水道管理者
 大口町長 鈴木 雅博
 扶桑町長 江戸 満
 扶桑町公共下水道管理者
 扶桑町長 江戸 満
 大治町長 村上 昌生
 大治町公共下水道管理者
 大治町長 村上 昌生
 蟹江町長 横江 淳一
 蟹江町公共下水道管理者
 蟹江町長 横江 淳一
 飛島村長 久野 時男
 阿久比町長 竹内 啓二
 阿久比町公共下水道管理者
 阿久比町長 竹内 啓二
 東浦町長 神谷 明彦
 東浦町公共下水道管理者
 東浦町長 神谷 明彦
 南知多町長 石黒 和彦
 美浜町長 山下 治夫
 武豊町長 籾山 芳輝

武豊町公共下水道管理者

武豊町長 榑 山 芳 輝

幸田町長 大須賀 一 誠

幸田町公共下水道管理者

幸田町長 大須賀 一 誠

設楽町長 横 山 光 明

東栄町長 尾 林 克 時

東栄町公共下水道管理者

東栄町長 尾 林 克 時

豊根村長 伊 藤 実

愛北広域事務組合管理者

岩倉市長 片 岡 恵 一

中部知多衛生組合管理者

常滑市長 片 岡 憲 彦

東部知多衛生組合管理者

大府市長 久 野 孝 保

衣浦衛生組合管理者

高浜市長 吉 岡 初 浩

常滑武豊衛生組合管理者

武豊町長 榑 山 芳 輝

蒲郡市幸田町衛生組合管理者

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

逢妻衛生処理組合管理者

豊田市長 太 田 稔 彦

西知多医療厚生組合管理者

東海市長 鈴 木 淳 雄

尾張東部衛生組合管理者

瀬戸市長 増 岡 錦 也

海部地区環境事務組合管理者

蟹江町長 横 江 淳 一

小牧岩倉衛生組合管理者

小牧市長 山 下 史守朗

知多南部衛生組合管理者

南知多町長 石 黒 和 彦

尾張旭市長久手市衛生組合管理者

尾張旭市長 水 野 義 則

刈谷知立環境組合管理者

刈谷市長 竹 中 良 則

江南丹羽環境管理組合管理者

江南市長 堀 元

北設広域事務組合管理者

設楽町長 横 山 光 明

北名古屋衛生組合管理者

北名古屋市長 長 瀬 保

尾三衛生組合管理者

東郷町長 川 瀬 雅 喜

日東衛生組合管理者

日進市長 萩 野 幸 三

五条広域事務組合管理者

あま市長 村 上 浩 司

知多南部広域環境組合管理者

半田市長 榑 原 純 夫

32 愛知県内広域消防相互応援協定（県内の消防本部・消防署をおいている市町、消防の一部事務組合・消防を含む一部事務組合）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、前2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長	松原武久
豊橋市長	早川勝一
岡崎市市長	柴田紘一
一宮市長	谷一夫
瀬戸市長	増岡錦也
知多中部広域事務組合管理者	
半田市長	榊原伊三
春日井市長	鵜飼一郎
豊川市長	中野勝之
津島市長	水谷尚
豊田市長	鈴木公平
西尾市長	本田忠彦
蒲郡市長	金原久雄
犬山市市長	石田芳弘

常江尾小	滑南西牧	市市市	長長長	石大大中服	橋池島野部	誠良晋直幸	晃平作輝道
稲沢中島	城海府多	市市市	長長長	山鈴福加	山鈴木島藤	芳淳	央雄
新東大知	張倉明	旭市市	長長長	谷石都加	山口黒築藤	幸靖龍梅	勢功治明
尾岩豊長	久曾江	手川町	長長長	山佐近白	藤井本	昭篤徳孝	雄松光市
木蟹幸田	田原美	町町町	長長長	山永長	田瀬野	道太	雄三保
渥衣浦	東部	広域連合	長	久野	野	知	章
西春日井	東部	消防組合	管理者	佐野	野	峰	英
海部三	消防	組合	管理者	鷺野	田	聰	夫
海部南部	消防	組合	管理者	河内	藤	幸	明
海部西部	広域	事務組合	管理者	齋太	田	光	男
丹羽	広域	事務組合	管理者			宏	行
幡豆郡	消防	組合	管理者			雅	一
知多南部	消防	組合	管理者				清
あすけ	地域	消防組合	管理者				

33 水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会愛知支部正会員・三河山間地域水道整備促進連盟所属会員）

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別な定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号および第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

（要請の方法）

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。
- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要

請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援した会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出す

るものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早 川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深 谷 憲 彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業

及び下水道事業管理者

上下水道局長 山 田 雅 雄

愛知県用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増 岡 錦 也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町

東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市

愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石 橋 誠 晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市

小牧市 岩倉市 清洲町 木曽川町 七宝町 美和町

蟹江町 佐織町 春日町 八開村 稲沢中島広域事務

組合 西春日井郡東部水道企業団 海部南部水道企業

団 丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会
 会長 春日井市長 鷗 飼 一 郎
 西三河地域
 関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市
 高浜市 西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町
 小原村 足助町 下山村 旭町 稲武町 愛知中部水
 道企業団
 地域会長 西三河水道事業連絡協議会
 会長 岡崎市長 柴 田 紘 一
 東三河地域
 関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町
 一宮町 小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町
 豊根村 富山村 津具村 鳳来町 作手村
 地域会長 東三河県営水道受水団体協議会
 会長 豊橋市長 早 川 勝
 立 会 人 愛知県健康福祉部長 新 家 正 義

34 大規模災害時の相互応援に関する協定（津島市外8市）	
-------------------------------------	--

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、藤岡市、富岡市、羽生市、春日部市、富士見市、藤沢市、藤枝市、江南市及び津島市（以下「協定市」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では、十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請）

第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （4）災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

（応援の経費）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

（災害補償等）

第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成16年9月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書 9 通を作成し、協定市は、記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

平成16年 9 月 1 日

群馬県藤岡市長	新	井	利	明
群馬県富岡市長	今	井	清	二郎
埼玉県羽生市長	今	成	守	雄
埼玉県春日部市長	三	枝	安	茂
埼玉県富士見市長	浦	野		清
神奈川県藤沢市長	山	本	捷	雄
静岡県藤枝市長	松	野	輝	洋
愛知県江南市長	堀			元
愛知県津島市長	三	輪		優

35 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（愛知県内で火葬場を 経営する市町村・地方公共団体の組合）

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

（協定市町村等）

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

（応援協力の実施）

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- （1） 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- （2） 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- （3） その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

（応援協力の内容）

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 要請を受けた遺体の火葬
- （2） 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- （3） 火葬場の業務に係る人員の派遣
- （4） その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

（応援協力の手続等）

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

- 2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

（応援協力体制）

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

- 2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。
- 3 幹事から代表幹事を選出する。
- 4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

（協定市町村等の責務）

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を行うものとする。

- 2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。
- 3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長 松原武久

豊橋市長 早川 勝

岡崎市長 柴田紘一

一宮市長 谷 一夫

瀬戸市長 増岡錦也

津島市長 三輪 優

刈谷市長 榎並邦夫

安城市長 神谷 学

蒲郡市長 金原久雄

常滑市長 石橋誠晃

稲沢市長 服部幸道

新城市長 穂積亮次

知多市長 加藤 功

知立市長 本多正幸

田原市長 白井孝市

愛西市長 八木忠男

蟹江町長 横江淳一

飛島村長 久野時男

弥富町長 川瀬輝夫

一色町長 都築 譲

設楽町長 加藤和年

東栄町長 森田昭夫

知多中部広域事務組合管理者
半田市長 榊原伊三愛北広域事務組合管理者
江南市長 堀 元衣浦衛生組合管理者
高浜市長 森 貞述豊川宝飯衛生組合管理者
豊川市長 中野勝之知多南部衛生組合管理者
南知多町長 森下利久豊田三好事務組合管理者
豊田市長 鈴木公平尾張東部火葬場管理組合管理者
春日井市長 鵜飼一郎知北平和公園組合管理者
東海市長 鈴木淳雄

西尾幡豆広域連合長 中村晃毅

立会人 愛知県健康福祉部長 今井秀明

別 表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

36 災害支援協力に関する覚書（津島郵便局）

津島市（以下「甲」という。代表者津島市長）と津島郵便局（以下「乙」という。代表者津島郵便局長）は、津島市内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるものの他、必要とする対応を津島市と津島市内の郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、津島市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (3) 乙及び津島市内の郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (5) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は津島市災害対策本部の構成員に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙及び津島市内の郵便局長は、甲の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（協 議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の

上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成10年3月4日

甲 津島市

代表者 津 島 市 長 山 田 克 己

乙 津島郵便局

代表者 津島郵便局長 坂 東 義 晴

37 災害支援協力に関する協定（（一社）愛知県ＬＰガス協会）

（趣旨）

津島市（以下甲という。）と、社団法人愛知県エルピーガス協会海部北支部（以下乙という。）は、甲の区域内で発生した地震、その他の災害時に乙が甲に協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（対象とする災害）

第1条 この協定が対象とする災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- （1）ＬＰガスの避難所等への提供。
- （2）その他甲が必要と認める事項。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力に努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 前条に基づく協力に要した経費については、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（災害対策本部への派遣）

第5条 乙は甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項を円滑に進めるため、甲においては防災担当課、乙においては乙の事務局を通じて正確、かつ迅速な連絡を図るとともに、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成12年2月1日から適用する。

2 この協定を証するため、本書を2通作成し甲乙記名押印のうえ各1通ずつ保管する。

平成12年2月1日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
代表者 津島市長 山田克己

乙 津島市藤川町8番地
社団法人 愛知県エルピーガス協会海部北支部
代表者 支部長 掘田正孝

38 災害時の緊急放送に関する協定書（西尾張シーエーティーヴィー(株)）

津島市（以下「甲」という。）と西尾張シーエーティーヴィ株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津島市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に緊急放送を通じて災害に関する情報を提供することにより、被害の軽減を図り、市民の安全確保に寄与することを目的とし、甲が乙に緊急放送を要請する方法及びその際の乙の緊急放送の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火災及び武力攻撃事態等をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、災害発生時等において乙の運営する放送設備を使用し、甲が乙に要請して、乙が他の放送に優先して行う放送をいう。

（緊急放送の要請）

第3条 甲は、津島市内における災害発生時等に乙の緊急放送を要請するときは、次の手順により行うものとする。

(1) 要請書による場合

- ア 甲から乙への要請は、原則として要請書（別記様式第1号）で行い、お互いにあらかじめ登録したファクシミリ又は電子メールにより送信する。
- イ 甲は、乙に対し、ファクシミリ又は電子メールが利用できない場合は、電話又は口頭により要請し、後日、乙へ速やかに要請書を提出する。

(2) 緊急文字情報システムによる場合

- ア 甲から乙への要請は、緊急文字情報システムウェブサイトを利用して次の事項を入力し、行うものとする。
 - (ア) 放送を要請する理由
 - (イ) 即時に放送をする必要の有無
 - (ウ) 要請する放送の内容
 - (エ) 即時に放送をする必要がない時は、甲が希望する放送の日時
 - (オ) その他必要事項
- イ 放送に当たっては、甲は乙の番組編成を尊重する。

2 乙は、甲に対し、緊急放送に必要な情報、資料等の提供を求めることができる。

（緊急放送の実施）

第4条 乙は、放送体制が確立される場合において、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び通信系統を、要請の趣旨に沿って、その都度自主的に決定し、次の手順により放送するものとする。

(1) 要請書による場合

- 乙は、甲から放送の要請を受けたときは、遅滞なく放送を行い、放送後は速やかに実施報告書（別記様式第2号）を提出する。

(2) 緊急文字情報システムによる場合

- ア 甲の要請により即時に放送する必要がある場合、乙は、甲が入力した内容

を直ちに放送するものとする。この場合、放送される内容については、甲が一切の責任を負うものとする。

イ 甲の要請により即時に放送する必要がない場合、乙は甲乙が事前に取り決めた放送時間内において、放送の形式及び時刻を乙の判断において決定して放送するものとする。

2 緊急放送は、次の各号いずれかに該当するときに実施するものとする。

(1) 甲において災害対策本部、地震災害警戒本部が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。

(2) 上記のほか市民に対し緊急に災害情報を伝達しなければ市内の被害が増大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

3 乙は、甲の要請がない場合においても、災害が津島市を含めた広域で同時に発生した場合、放送事業者としての判断に基づき放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 要請及びこれに対する協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれに連絡責任者を定めるものとする。

(費用負担)

第6条 乙は緊急放送に要する経費を甲に請求しないものとする。ただし、放送時間が長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

(平常時の協力)

第7条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑にするために、平常時から次の事項について、相互に協力するものとする。

(1) 情報交換に関すること。

(2) 甲が実施する防災訓練への乙の参加に関すること。

(3) 防災知識の普及啓発活動に関すること。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

附 則

平成14年1月1日付で、津島市と西尾張シーエーティーヴィ株式会社との間で締結した「災害緊急放送に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月19日

愛知県津島市立込町2-21

津 島 市

津島市長 伊 藤 文 郎

愛知県津島市百島町字観音坊83番地

西尾張シーエーティーヴィ株式会社

代表取締役社長 青 木 啓

39 災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定 (愛知県石油商業組合)

津島市(以下「甲」という。)と愛知県石油商業組合西尾張連合会第6地区(以下「乙」という。)は、津島市内において風水害、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に甲が行う応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙が災害時に知り得た災害情報の提供(以下「災害情報の提供」という。)並びに乙の所有する応急措置資器材の提供及び自動車用燃料・災害対策用燃料の優先提供(以下「応急措置資器材の提供等」という。)により、甲の行う応急対策活動を支援することを目的とする。

(災害情報の提供に係る要請)

第2条 甲は、災害時において応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、浸水状況、建物損壊状況等求める災害情報の内容を明らかにして、乙に対して災害情報の提供を要請する。

(応急措置資器材の提供等に係る要請)

第3条 甲は、災害時において甲及びその住民が応急活動を実施する上で必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して応急措置資器材の提供等について要請する。

- (1) 災害の状況及び要請する事由
- (2) 必要な応急措置資器材及び自動車用燃料・災害対策用燃料の種類、数量等
- (3) その他必要な事項

(災害情報の提供及び応急措置資器材の提供等)

第4条 乙は、前2条の規定により要請がなされた場合又は被害の発生を認めた場合若しくは被害が発生するおそれのある場合は、その内容に従って、可能な範囲で災害情報の提供又は応急措置資器材の提供等を甲及びその住民に対して行うものとする。

- 2 乙は、応急措置資器材の提供等を行った場合は、甲に対して前条第2号に掲げる事項について書面により速やかに通知するものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

(補償)

第6条 提供された応急措置資器材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき、甲が負担するものとする。

- 2 前項の経費は、破損、紛失等した直前における適正な価格を基礎として算出するものとする。

(事業所台帳)

第7条 乙は、この協定に基づき災害情報の収集及び提供並びに応急措置資器材の提

供等を行う給油取引所の名称、代表者名、所在地、電話番号及びファクシミリ番号を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲・乙双方が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各1通を保有する。

平成14年11月1日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
津島市長職務代理者
津島市助役 三 輪 優

乙 津島市埋田町1丁目8番地
愛知県石油商業組合西尾張連合会第6地区
地区長 宇佐美 史 郎

40 災害時における公共施設の応急対策の協力に関する協定書（津島建設業協会）

津島市（以下「甲」という。）と津島建設業協会（以下「乙」という。）は、地震その他の自然現象により、甲の管理する道路施設等が被災した場合、（以下「災害時」という。）における応急復旧、その他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、津島市災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する道路、水路等の施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することが出来るものとする。

- 2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
- 3 乙は災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第7条 乙は、甲より要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないと

きは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施行業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資
機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基
準として、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、応急対策完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払う
ものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、
甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。た
だし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示
がない場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成16年3月1日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
代表者 津島市長 三 輪 優

乙 津島市立込町1丁目22番地
津島建設業協会
代表者 会 長 水 谷 壽 夫

41 津島建設業協会会員の建設機械等の保有状況一覧

平成25年1月現在

機種等	能力	数量
普通作業員	—	48 人
重機オペレーター	—	47 人
ポンプ	4 インチ未満	51 台
	4 インチ以上	10 台
ショベルカー	0.5 m ³ 未満	5 台
	0.5 m ³ 以上	4 台
ブルドーザー	5t 未満	2 台
	5t 以上	1 台
グレーダー	MG230	0 台
リフト	—	2 台
大型ダンプ	10 t	1 台
小型ダンプ	2 t ～4 t	30 台
大型トラック	8 t	1 台
小型トラック	1.5t 未満	13 台
	1.5t 以上	2 台
マイクロバス	大型	0 台
トレーラー	6 t 未満	2 台
	6 t 以上	1 台
トラッククレーン	4 t 吊り未満	4 台
	4 t 吊り以上	1 台
マカダムローラー	—	1 台

機種等	能力	数量
タイヤローラー	—	2 台
パッカー車	—	0 台
振動ローラー	—	4 台
タンパ	—	10 台
ランマ	—	13 台
バックホー	0.4 m ³ 未満	19 台
	0.4 m ³ 以上	6 台
発動発電機	—	20 台
コンクリート ブレイカー	—	9 台

42 災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書（津島市上下水道指定工事店協同組合）

津島市（以下「甲」という。）と津島市上下水道指定工事店協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の自然現象により、甲の管理する水道施設等が被災した場合、（以下「災害時」という。）における応急復旧、その他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、津島市災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は次のとおりとする。

- (1) 甲が管理する水道施設、給水装置（配水管分岐位置からメーターまでの部分を原則とする）の機能の確保等、緊急を要する応急復旧作業
- (2) 応急復旧工事を行うための漏水調査
- (3) 緊急を要する資機材等の調達及び輸送
- (4) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できない時は、乙に対し協力を要請することが出来るものとする。

- 2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（資機材等の報告）

第5条 乙は災害時に協力できる資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時、又は資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
- 3 乙は災害時に協力できるよう常に資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第7条 乙は、甲より要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により

次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策に従事した施行業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る資機材等の内訳
- (2) 応急対策の内容、期間及び場所
- (3) その他必要事項
(経費の負担)

第9条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、応急対策完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成16年3月1日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
代表者 津島市長 三 輪 優

乙 津島市唐臼町代官田122番地
津島市上下水道指定工事店協同組合
代表者 理事長 堀 田 史 明

43 津島市上下水道指定工事店協同組合員の建設機械等の保有状況一覧

平成25年1月現在

機種等	能力	数量
普通作業員	—	70 人
重機オペレーター	—	35 人
ポンプ	4 インチ未満	48 台
	4 インチ以上	13 台
ショベルカー	0.5 m ³ 未満	3 台
	0.5 m ³ 以上	3 台
ブルドーザー	5t 未満	2 台
	5t 以上	0 台
グレーダー	MG230	0 台
リフト	—	1 台
大型ダンプ	10 t	0 台
小型ダンプ	2 t ～4 t	34 台
大型トラック	8 t	0 台
小型トラック	1.5t 未満	0 台
	1.5t 以上	0 台
マイクロバス	大型	1 台
トレーラー	6 t 未満	0 台
	6 t 以上	0 台
トラッククレーン	4 t 吊り未満	6 台
	4 t 吊り以上	0 台
マカダムローラー	—	1 台

機種等	能力	数量
タイヤローラー	—	1 台
パッカー車	—	0 台
振動ローラー	—	4 台
タンパ	—	14 台
ランマ	—	14 台
バックホー	0.35 m ³ 未満	37 台
	0.35 m ³ 以上	4 台
発動発電機	—	32 台
コンクリート ブレーカー	—	59 台
軽四トラック	350 kg未満	16 台
エンジンカッター	—	15 台
鋳鉄管切断機	—	14 台
投光器	—	74 台
回転灯	—	21 台
点滅灯	—	500 台

44 災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書	
-------------------------------------	--

(趣旨)

第1条 この協定は津島市地域防災計画に基づき、災害時に津島市（以下「甲」という。）が 協定先一覧表参照（以下「乙」という。）に要請する被災者への生活物資の確保及び調達に関して必要な事項を定めるものとする。

(生活物資の指定)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議のうえ、別途指定できるものとする。

(生活物資の確保)

第3条 甲は災害時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りでない。

3 供給数量は、甲の要請に応じかねるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(生活物資の引渡し)

第4条 物資の引渡し場所及び搬送場所は甲が指定する場所とする。また、搬送方法については甲乙協議のうえ指定する者が行うものとする。

(経費の負担)

第5条 甲の要請した生活物資及び運搬に要した費用は、甲の負担とする。

2 乙は、生活物資の納品が完了した後、甲の検査を受けて、災害発生前における通常の費用を請求するものとする。

(有効期限)

第6条 協定の有効期限は、協定締結の日から5年とする。

2 前項の期間満了日の1か月前までに甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは更に5年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は、平成16年3月1日から効力を有する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年3月1日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
代表者 津島市長 三 輪 優

乙 協定先一覧表参照

別 表 (第2条関係)

物資の種類	品 名
食 糧	米、真空米飯、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、容器入飲料水、離乳食、育児用粉ミルク、味噌、醤油、各種調味料
医療用品	包帯、ガーゼ、綿花、絆創膏
寝具、衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒着、さらし、タオル
日 用 品	灯油用ポリタンク、ポリバケツ、やかん、カセット式こんろ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割り箸、ほ乳びん、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ろうそく、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、歯磨き、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ、ラップ、ごみ袋、洗剤、石鹸、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具
そ の 他	ロープ、カーペット、ござ、扇風機、ストーブ

45 災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書 協定先一覧表

名 称	代 表 者	住 所
平成16年3月1日締結		
海 部 農 業 協 同 組 合	代表理事 組合長 日永 聡	津島市大縄町9丁目63番地
津島市商店街連合会	会長 古川 弘一	津島市立込町4丁目144番地
株 式 会 社 ヤ マ ナ カ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵3丁目15番31号
株 式 会 社 義 津 屋	代表取締役 伊藤 彰浩	津島市新開町1丁目6番地
株 式 会 社 綿 新 商 店	代表取締役 伊藤 哲朗	津島市今市場町4丁目14番地
平成17年7月1日締結		
中 北 薬 品 株 式 会 社	代表取締役社長 中北 馨介	名古屋市中区丸の内3丁目11番9号
平成22年4月1日締結		
生活協同組合コープ あ い ち	理事長 寺本 康美	名古屋市名東区猪高町上社字井堀25番地1
平成26年7月24日締結		
マックスバリュ中部 株 式 会 社	代表取締役社長 鈴木 芳知	名古屋市中区錦1丁目18番22号
平成28年3月27日締結		
株式会社フィールコー ポ レ ー シ ョ ン	代表取締役 蟹江 義雄	名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号
平成28年7月7日締結		
ロイヤルホームセンタ ー 株 式 会 社	代表取締役 中山 正明	大阪府大阪市西区阿波座1丁目5番16号
平成30年8月6日締結		
海 部 東 農 業 協 同 組 合	代表理事組合長 大橋 義弘	津島市神守町字中町15番地

46 災害時における避難所等施設利用に関する協定書（津島市内県立3高等学校）

（趣旨）

第1条 この協定は、津島市地域防災計画に基づく災害時において、避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）を開設するにあたり、津島市（以下「甲」という。）が協定先一覧表参照（以下「乙」という。）に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難所等開設の要請方法）

第2条 甲が乙に、避難所等の開設を要請するときは、要請書をもって連絡するものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、この協定に基づき避難所等を開設することができる。この場合、甲は速やかに要請書を提出するものとする。

（乙の避難所等開設への協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（甲が乙に要請できる事項）

第4条 甲が乙に、協力を要請できる事項は、次のとおりとする。

- （1）乙の体育館及びグラウンドを避難所等として使用すること。
- （2）前号に定めるもののほか、甲と乙が特に必要と認め、乙が承諾した事項に関すること。

（避難所等開設に伴う費用の負担及び請求）

第5条 避難所等の開設に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する費用負担を求めるときは、避難所等の閉鎖後、甲との協議の上、甲に請求するものとする。

（復旧）

第6条 甲は、避難所等を閉鎖する際は、当該施設を原状に復旧し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（避難所等閉鎖への努力）

第7条 甲は、避難所等の閉鎖に向けて、避難者の理解、協力を得つつ、乙が早期に教育活動を再開できるよう努めるものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以降、甲、乙いずれからか書面による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
津島市長 伊藤 文郎
乙 協定先一覧表参照

災害時における避難所等施設利用に関する協定書 協定先一覧表

〈施設名〉	〈所在地〉	〈代表者〉
愛知県立津島高等学校	宮川町3丁目80番地	校長 水谷 正 照
愛知県立津島北高等学校	又吉町4丁目1番地	校長 富 田 律 夫
愛知県立津島東高等学校	蛭間町字弁日1番地	校長 平 川 明 文

47 愛知県防災ヘリコプター支援協定（愛知県）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

（支援要請）

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（1） 災害が、隣接する市長村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

（2） 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合

（3） その他救急救助活動等において航空機による活動がもっと有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

（防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の活動）

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支援があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

（消防用無線局の管理及び運用）

第7条 愛知県は、第4条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと

消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定書は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成19年7月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

愛知県知事 神 田 真 秋

津 島 市 長 伊 藤 文 郎

48 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書（民間社会福祉施設等）

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を必要とする場合に津島市（以下「甲」という。）が協定先一覧表参照（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護3～5の認定者のうち居宅介護の者
- (2) 身体障害者手帳（1・2級）の所持者
- (3) 上記に準じる者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 協定先一覧表参照

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用についての乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 入所（使用）期間

（避難者の移送）

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

（物資の支給及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用、及び移送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成20年4月1日

甲 津島市立込町2丁目21番地

津島市

津島市長 伊藤文郎

乙 協定先一覧表参照

「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」についての解釈基準

条 項	解 釈 の 基 準
第3条第2項 (できる限り受諾)	・入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。 ・ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。
第6条第1項 (自施設への移送)	・原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。
第7条第2項 (介護支援者の確保)	・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り配置する。
第8条第1項 (経費の負担)	・経費の負担については、災害時に要する光熱水費等については、甲が負担する。 ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。
第9条 (受入れ可能人員、介護支援者数)	・受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員） ・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数）
第9条 (あらかじめ協議)	・別紙「受入れ可能人員等調査書」にて協議する。
第11条 (疑義の解決)	・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 協定先一覧表

＜施設名＞	＜法 人＞ (住 所)	(法人名)	理事長名 (代表者名)
○ 特別養護老人ホーム 恵 寿 荘	唐臼町半池 72-6	社会福祉法人 嘉祥福祉会	河西あつ子
○ 特別養護老人ホーム 長寿の里・津島	江西町 1-3-1	社会福祉法人 愛燦会	中野 忍
○ 特別養護老人ホーム 第二陽だまりの里	寺野町字好土 44	社会福祉法人 高久会	真野 剛士
○ 老人保健施設 第一アメニティつしま	東柳原町 3-47-1	医療法人 三善会	安江 正博
○ 老人保健施設 第二アメニティつしま	東柳原町 3-45	医療法人 三善会	安江 正博
○ 老人保健施設 六 寿 苑	南新開町 1-112-1	医療法人 六寿会	後藤 亨
○ 介護老人保健施設 パ ビ リ オ ン	葉苅町字綿掛 56	医療法人 三善会	安江 正博
○ 介護老人保健施設 第 二 六 寿 苑	杵前町 5-31-1	医療法人 六寿会	後藤 亨
○ 特定施設入居者生活介護 陽 だ ま り の 里	下切町字見祢ツ 11	社会福祉法人 高久会	真野 剛士
○ 身体障がい者療養施設 ゆうとぴあ恵愛	元寺町 3-97-1	社会福祉法人 嘉祥福祉会	河西あつ子
○ 障がい者センター あいさんハウス	上新田町 2-200	社会福祉法人 愛燦会	中野 忍
○ 津島ケアセンター ま ほ ろ ば	南本町 2-1	なも介護サポート 有限会社	加藤 武人
○ 愛宕ケアセンター ま ほ ろ ば	東愛宕町 1-54-3	なも介護サポート 有限会社	加藤 武人
○ デ イ サ ー ビ ス ま ご の て	鹿伏兎町東清水 146	有限会社 まごのて	岩森 健一
○ み ん な の 家 介護付有料老人ホーム、 ショートステイ	宇治町小切 95	有限会社 介護ライフサポート	内堀 茂雄
○ み ん な の 家 デ イ サ ー ビ ス	宇治町小切 95	有限会社 介護ライフサポート	内堀 茂雄

49 災害時等における医療救護に関する協定書（医師会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と社団法人津島市医師会及び一般社団法人海部医師会（以下「医師会」という。）は、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村が策定している地域防災計画により、医師会の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 協定市町村は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を実施する必要があるときは、医療救護所を開設するため医師・看護師等で構成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を医師会に対して要請する。

2 医師会は、前項の要請を受けたときは医療救護班を編成し、速やかに協定市町村が開設した救護所に派遣する。

3 医療救護班の移動は、医師会が実施する。ただし、道路状況等必要に応じて協定市町村が協力する。

（医療救護の実施場所）

第3条 医療救護班は、協定市町村が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他協定市町村が指定する場所において、救護活動を実施する。ただし、急迫した事情がある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、医師会は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らう。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (2) 診察
- (3) 傷病者に対する応急処置
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) 助産
- (6) その他医療救護を実施する上で必要な措置

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護班が使用する医薬品及び医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、協定市町村が準備し、医師会はその確保に協力する。

2 医師会が医療救護班の派遣を行う場合には、可能な限り医師会の会員が保有する医薬品等を携行し活動に当たる。

（医療費）

第6条 医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から転送された傷病者に対して、医療機関において行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。

（報告）

第7条 医療救護班は、医療活動に関する必要な記録を行い、事後速やかに協定市町村及び医師会に報告する。

（費用弁償）

第8条 医療救護班が、次の各号に掲げる医療救護に要した費用は、協定市町村が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が、使用した医薬品等の実費
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、協定市町村が必要と認めたもの

2 前項に掲げる費用弁償の内容については、協定市町村と医師会が協議し別に定める。

（損害補償）

第9条 医療救護班が、本協定に基づく医療救護班の業務に起因し、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法適用時は同法の規定により支給し、それ以外の場合にあっては協定市町村を構成する各市町村の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定の例により補償する。

（実施細目）

第10条 この協定による医療救護の実施に関し、必要な細目は別に定める。

（医事紛争の措置）

第11条 医療救護班が、本協定に基づく医療救護班の業務に起因し、傷病者との間に紛争が生じたときは、医師会は直ちに協定市町村に連絡する。

2 協定市町村は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、医師会と協議の上、誠意をもって紛争の解決のため適切な措置を講ずる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、協定市町村、医師会協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年 月 日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、協定市町村、医師会双方から別段の意思表示がないときは、その後1年間引き続きその効力を有し、以後同様とする。

この協定の成立の証とするため、本書9通を作成し、協定市町村、医師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

協定市町村

津島市立込町二丁目21番地

津島市

津島市長 伊藤文郎

愛西市稲葉町米野308番地

愛西市

愛西市長 八木忠男

弥富市前ヶ須町南本田335番地

弥富市

弥富市長 服部彰文

あま市木田戌亥18番地1

あま市

あま市長 村上浩司

海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

大治町

大治町長 岩本好広

海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

蟹江町長 横江淳一

海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

飛島村

飛島村長 久野時男

医師会

津島市藤浪町四丁目14番地

社団法人 津島市医師会

会長 杉山秀樹

津島市莪原町字郷西37番地

一般社団法人 海部医師会

会長 谷本光保

50 災害時等における医療救護に関する協定書（歯科医師会）	
--------------------------------------	--

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と津島市歯科医師会及び海部歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）は、大規模な災害が発生した場合の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村が策定している地域防災計画により、歯科医師会の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 協定市町村は、前条の規定に基づく歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、その他必要とする者で構成する歯科医療救護班の派遣を歯科医師会に対して要請する。

2 歯科医師会は、前条の要請を受けたときは歯科医療救護班を編成し、速やかに協定市町村が開設した救護所に派遣する。

3 歯科医師会は、災害等により協定市町村と連絡が取れない場合には、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに協定市町村に報告し、その承認を得る。

（歯科医療救護の実施場所）

第3条 歯科医療救護班は、協定市町村が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他協定市町村が指定する場所において、救護活動を実施する。ただし、急迫した事情がある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、歯科医師会は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らう。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (2) 診察
- (3) 傷病者に対する処置
- (4) 死亡の処理（死体の検案を含む）
- (5) その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第5条 歯科医療救護班が使用する医薬品及び医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、協定市町村が準備し、歯科医師会はその確保に協力する。

2 歯科医師会が、歯科医療救護班の派遣を行う場合には、可能な限り歯科医師会の

会員が保有する医薬品等を携行し活動に当たる。

（医療費）

第6条 医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

- 2 収容された歯科医療機関における医療費は原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から歯科医療機関に転送された傷病者に対して行う応急的な処置にかかる医療費は無償とする。

（報告）

第7条 歯科医療救護班は、歯科医療活動に関する必要な記録を行い、事後速やかに協定市町村及び歯科医師会に報告する。

（費用弁償）

第8条 歯科医療救護班が、次の各号に掲げる歯科医療救護に要した費用は、協定市町村が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
 - (2) 歯科医療救護班が、使用した医薬品等の実費
 - (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、協定市町村が必要と認めたもの
- 2 前項に掲げる費用弁償の内容については、協定市町村と歯科医師会が協議し別に定める。

（損害補償）

第9条 歯科医療救護班が、本協定に基づく歯科医療救護班の業務に起因し、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法適用時は同法の規定により支給し、それ以外の場合にあっては協定市町村を構成する各市町村の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定の例により補償する。

（実施細目）

第10条 この協定による歯科医療救護の実施に関し、必要な細目は別に定める。

（医事紛争の措置）

第11条 歯科医療救護班が、本協定に基づく歯科医療救護班の業務に起因し、傷病者との間に紛争が生じたときは、歯科医師会は直ちに協定市町村に連絡する。

- 2 協定市町村は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、歯科医師会と協議の上、誠意をもって紛争の解決のため適切な措置を講ずる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、協定市町村と歯科医師会が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年 月 日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、協定市町村、歯科医師会双方から別段の意思表示がないときは、その後1年間引き続きその効力を有し、以後同様とする。

この協定の成立の証とするため、この協定書9通を作成し、協定市町村、歯科医師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

協定市町村

津島市立込町二丁目21番地

津島市

津島市長 伊藤文郎

愛西市稲葉町米野308番地

愛西市

愛西市長 八木忠男

弥富市前ヶ須町南本田335番地

弥富市

弥富市長 服部彰文

あま市木田戌亥18番地1

あま市

あま市長 村上浩司

海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

大治町

大治町長 岩本好広

海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町

蟹江町長 横江淳一

海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

飛島村

飛島村長 久野時男

歯科医師会

津島市昭和町四丁目14番地

津島市歯科医師会

会長 鈴木伸一郎

弥富市五之三町東与太郎2118番地

海部歯科医師会

会長 伊藤貢

51 災害時等における医療救護に関する協定書（薬剤師会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と一般社団法人津島海部薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）は、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村が策定している地域防災計画により、薬剤師会の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第2条 協定市町村は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を実施する必要があるときは、薬剤師会に対し薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請する。

2 薬剤師会は、協定市町村からの要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、避難所及び医薬品等の集積場所、その他協定市町村が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

3 薬剤師班の移動は、薬剤師会が実施する。ただし、道路状況等必要に応じて協定市町村が協力する。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、協定市町村が災害現場等に設置する避難所及び医薬品等の集積場所、その他協定市町村が指定する場所において医療救護活動を実施する。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として協定市町村が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め、薬剤師会が供給するものを使用することができる。

（報告）

第6条 薬剤師班は、医療活動に関する必要な記録を行い、事後速やかに協定市町村及び薬剤師会に報告する。

(費用弁償)

第7条 薬剤師班が、次の各号に掲げる医療救護に要した費用は、協定市町村が負担する。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が、供給した医薬品等（薬剤師会の派遣する薬剤師班の携行品を含む）の経費

(損害補償)

第8条 薬剤師班が、本協定に基づく医療救護班の業務に起因し、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法適用時は同法の規定により支給し、それ以外の場合にあっては協定市町村を構成する各市町村の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定の例により補償する。

(実施細目)

第9条 この協定による医療救護の実施に関し、必要な細目は別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、協定市町村と薬剤師会が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、協定市町村、薬剤師会双方から別段の意思表示がないときは、その後1年間引き続きその効力を有し、以後同様とする。

この協定の成立の証とするため、本書8通を作成し、協定市町村、薬剤師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

協定市町村

津島市立込町二丁目21番地

津島市

津島市長 伊藤文郎

愛西市稲葉町米野308番地

愛西市

愛西市長 八木忠男

弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5 番地
弥富市
弥富市長 服 部 彰 文
あま市木田戌亥 1 8 番地 1
あま市
あま市長 村 上 浩 司
海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町
大治町長 岩 本 好 広

海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町
蟹江町長 横 江 淳 一
海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地
飛島村
飛島村長 久 野 時 男
薬剤師会
津島市藤浪町四丁目 1 4 番地
一般社団法人 津島海部薬剤師会
会 長 山 田 正 治

52 災害時における相互応援に関する協定書（愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの市町村の地域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第 67 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 2 条 応援を要請する市町村（以下「要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第 7 条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- （3）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- （4）前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 前条の規定により応援を要請された市町村は、速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第 4 条 応援を行おうとする市町村は、災害の発生により要請市町村との連絡が取れない場合であって、要請市町村周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必

要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市町村の負担とする。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町村が、要請市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定市町村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 協定市町村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、各自署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月20日

津島市

津島市長 伊藤文郎

愛西市

愛西市長 八木忠男

弥富市

弥富市長 服部彰文

あま市

あま市長 村上浩司

大治町

大治町長 岩本好広

蟹江町

蟹江町長 横江淳一

飛島村

飛島村長 久野時男

立会人

尾張県民事務所海部県民事務所

センター長 橋本達明

53 災害時の民間協力一時避難所に関する協定書（自主防災会・マンション管理組合・企業）

協定先一覧表参照（以下「甲」という。）、協定先一覧表参照（以下「乙」という。）及び津島市（以下「丙」という。）は、乙の施設を災害時における一時避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域において大規模な地震による津波、台風等による洪水・高潮等の災害（以下「津波災害等」という。）が発生した場合または発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設の一部を一時避難所として使用することについて、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（一時避難所の指定承諾及び周知）

第2条 乙は、避難所として使用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、一時避難所指定承諾書（第1号様式）を甲及び丙に提出する。

2 甲及び丙は、この協定による施設を、民間協力一時避難所として位置付け、市民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（一時避難所の開設）

第3条 甲は、津波災害等が発生し、または発生するおそれがあり、市民等が退避するにあたり緊急を要する場合において、乙に対して施設を一時避難所として開設するよう要請できるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

2 甲は、前項の要請を行うにあたっては、一時避難所開設要請書（第2号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として開設する場合は、その旨を甲及び丙に連絡するものとする。

4 一時避難所を開設した場合、甲は、速やかに収容した避難者の人数等を把握し、丙に報告するものとする。

5 甲は、乙の休業日などで乙の責任者の到着を待ついとまがないときに一時避難所として開設する必要がある場合、臨機の措置として、避難者を当該施設の非常階段部へ避難誘導できるものとする。ただし、屋内へは無断で立入らないものとする。

この場合、甲は、乙及び丙に対し、一時避難所として利用したことを速やかに連絡するものとし、連絡を受けた乙の責任者は、避難者の求めに応じ、施設の一部を利用できるよう体制を整えるものとする。

（避難者の誘導）

第4条 乙は、施設への避難者に対し、出来る限り施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 丙は、一時避難所を開設した場合の運営に係る費用を負担するものとする。

（事故等の責任）

第6条 避難者が乙の施設を損傷した場合は、甲、乙、丙及び当該施設を損傷した避難者が協議し、これを処理するものとする。

(一時避難所としての使用の禁止)

第7条 甲の地域において、震度6強以上の地震が観測された場合は、施設の安全が確認されるまで一時避難所としての使用を禁止するものとする。

(一時避難所の使用期間)

第8条 一時避難所の使用ができる期間は、第3条による開設をしたときから、津波災害等にかかる気象警報が解除され、かつ、浸水被害のおそれが無くなるまでとする。ただし、公衆道路等の損壊等により帰宅困難な避難者がある場合については、甲、乙及び丙の協議により、一時避難所の開設期間を延長できるものとする。

2 丙は、一時避難所の使用が長期にわたると予測される場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務が早期に再開できるよう配慮するものとする。

(一時避難所の閉鎖)

第9条 甲は、一時避難所としての施設の使用を終了する場合は、乙に対し、一時避難所使用終了連絡書(第3号様式)により連絡するものとし、丙にも連絡するものとする。

(協力要請等の窓口)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ速やかに情報の交換が図れるよう、この協定に関する相互の連絡担当窓口を明確にしておくものとする。

(施設の変更)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を施設変更連絡書(第4号様式)により遅滞なく甲及び丙へ連絡することとする。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第2条の一時避難所指定承諾書の内容に変更が生じる場合。
- (2) 乙の施設に係る工事等により、一時避難所としての使用に支障が生ずるおそれがある場合。
- (3) 乙の施設を一時避難所として使用することが困難となった場合。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、甲、乙及び丙いずれからも協定の内容について変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定で疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

甲 協定先一覧表参照

乙 協定先一覧表参照

丙 津島市立込町2丁目21番地

津 島 市

津 島 市 長

災害時の民間協力一時避難所に関する協定書 協定先一覧表

甲 協定先	
○ 高台寺小学校区自主防災会	
乙 協定先	
(法人名)	<所在地>
○中北薬品株式会社	津島市白浜町字番場 52 番地 1
○ ニューコーポ金柳一番館管理組合	津島市金柳町字北脇 205 番地
○ ニューコーポ金柳二番館管理組合	津島市金柳町字北脇 205 番地
○ 株式会社 新弘	津島市大坪町字小割 4 番地 1

甲 協定先	
○ 神守小学校区自主防災会	
乙 協定先	
(法人名)	<所在地>
○ ナビシティ津島管理組合	津島市宇治町字小切 40 番地 2
○ 株式会社 T D E C	津島市越津町字新田 30 番地 1
○ 西尾張シーエーティーヴィー 株式会社	津島市百島町字観音坊 83 番地
○ 海部東農業協同組合	津島市神守町字中町 15 番地

甲 協定先	
○ 蛭間校区自主防災会	
乙 協定先	
(法人名)	<所在地>
○ 株式会社 パックタケヤマ	津島市蛭間町字柵田 322 番地 1

甲 協定先	
○ 神島田小学校区自主防災会	
乙 協定先	
(法人名)	<所在地>
○ 株式会社名光精機	津島市鹿伏兎町西清水 69 番地
○ 社会福祉法人 愛燦会	津島市中一色町東郷 166 番地
○ 株式会社葵精工	津島市唐臼町柳原 93 番地
○ 三菱重工メイキエンジン株式会社	津島市鹿伏兎町下子守 23 番地

甲 協定先	
○ 東小学校区自主防災会	

乙 協定先	
(法人名)	<所在地>
○ いちい信用金庫	津島市東柳原町 1 丁目 44 番地 2
○ 長田廣告 株式会社	津島市東柳原町 5 丁目 5 番地 1
○ 株式会社 野田塾	津島市西柳原町 3 丁目 1 番地
○ 株式会社 義津屋	津島市大字津島字北新開 351 番地
○ 株式会社 綿新商店	津島市今市場町 4 丁目 14 番地
○ 津島商工会議所	津島市立込町四丁目 1 4 4 番地

甲 協定先	
○ 西小学校区コミュニティ推進協議会 自主防災部会	
乙 協定先	
(法人名)	<所在地>
○ あいち海部農業協同組合	津島市大縄町 9 丁目 63 番地
○ 有限会社 辰栄製作所	津島市江東町 2 丁目 77 番地
○ 三和テクノ株式会社	津島市宮川町 1 丁目 72 番地

甲 協定先	
○ 北校区自主防災会	
乙 協定先	
(法人名)	<所在地>
○ 株式会社 義津屋	津島市藤浪町 1 丁目 51 番地
○ 株式会社 義津屋	津島市片岡町 60 番地

甲 協定先	
○ 南小学校区コミュニティ推進協議会 自主防災部会	
乙 協定先	
(法人名)	<所在地>
○ 株式会社そうぎょう	津島市常盤町三丁目 1 番地 5
○ 株式会社さなる	津島市今市場町三丁目 3 6 番地 1

甲 協定先	
○ 神守小学校区自主防災会	○ 蛭間校区自主防災会
乙 協定先	
(法人名)	<所在地>
○ サカエ理研工業株式会社	津島市椿市町字三ノ割 1

54 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、津島市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 津島市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 津島市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年8月24日

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
 国土交通省 中部地方整備局長 足 立 敏 之
 愛知県津島市立込町二丁目21番地
 津島市長 伊 藤 文 郎

（立会人）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 愛知県 防災局長 中 野 秀 秋

55 大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定 (愛知県建築士事務所協会)

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会（以下「協会」という。）は、大規模地震時における避難所の応急危険度判定に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、海部地域において大規模地震が発生したときに、主要な避難所において、余震等による被災後の人命に関わる二次的災害を防止するため、協定市町村と協会の津島支部が協力し、避難所の応急危険度判定業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 この協定により、協定市町村が協会の津島支部に支援協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 各市町村の地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合の、民間の応急危険度判定士の避難所への自動参集と応急危険度判定の実施
- (2) 判定結果の施設管理者等への説明と応急措置が必要な場合の措置すべき事項の教示
- (3) 各施設の判定実施に係る協定市町村の災害対策本部との連絡調整

（業務の実施）

第3条 判定の実施は、被災建築物応急危険度判定士に登録している者が、「応急危険度判定士業務マニュアル」に従って業務を実施する。

- 2 判定の結果内容を施設管理者に伝達する。
- 3 判定の結果、二次的被害を防止するために必要な場合、その措置に関する助言を行う。

（補償）

第4条 この協定に基づき応急危険度判定業務に従事した民間の応急危険度判定士が、当該判定活動時に死亡若しくは負傷した場合には、協定市町村は全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度の手続きを行うものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村と協会が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、協定市町村と協会が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月24日

協定市町村 津島市立込町二丁目 2 1 番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

愛西市稲葉町米野 3 0 8 番地
愛西市
愛西市長 日 永 貴 章

弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5 番地
弥富市
弥富市長 服 部 彰 文

あま市木田戌亥 1 8 番地 1
あま市
あま市長 村 上 浩 司

海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町
大治町長 村 上 昌 生

海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町
蟹江町長 横 江 淳 一

海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地
飛島村
飛島村長 久 野 時 男

協会 名古屋市中区栄四丁目 3 番 2 6 号
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
会 長 朝 岡 市 郎

56 大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定 (愛知建築士会)

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と公益社団法人愛知建築士会（以下「建築士会」という。）は、大規模地震時における避難所の応急危険度判定に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、海部地域において大規模地震が発生したときに、主要な避難所において、余震等による被災後の人命に関わる二次的災害を防止するため、協定市町村と建築士会の海部津島支部が協力し、避難所の応急危険度判定業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（協力業務の内容）

第2条 この協定により、協定市町村が建築士会の海部津島支部に支援協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 各市町村の地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合の、民間の応急危険度判定士の避難所への自動参集と応急危険度判定の実施
- (2) 判定結果の施設管理者等への説明と応急措置が必要な場合の措置すべき事項の教示

（業務の実施）

第3条 判定の実施は、被災建築物応急危険度判定士に登録している者が、「応急危険度判定士業務マニュアル」に従って業務を実施する。

2 判定の結果内容を施設管理者に伝達する。

3 判定の結果、二次的被害を防止するために必要な場合、その措置に関する助言を行う。

（補償）

第4条 この協定に基づき応急危険度判定業務に従事した民間の応急危険度判定士が、当該判定活動時に死亡若しくは負傷した場合には、協定市町村は全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度の手続きを行うものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村と建築士会が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、協定市町村と建築士会が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月24日

協定市町村 津島市立込町二丁目 2 1 番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

愛西市稲葉町米野 3 0 8 番地
愛西市
愛西市長 日 永 貴 章

弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5 番地
弥富市
弥富市長 服 部 彰 文

あま市木田戌亥 1 8 番地 1
あま市
あま市長 村 上 浩 司

海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1
大治町
大治町長 村 上 昌 生

海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地
蟹江町
蟹江町長 横 江 淳 一

海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地
飛島村
飛島村長 久 野 時 男

建築士会 名古屋市中区栄四丁目 3 番 2 6 号
公益社団法人 愛知建築士会
会 長 廣 瀬 高 保

57 津島市災害ボランティアセンターの開設及び運営等に関する協定書

津島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人津島市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、津島市災害ボランティアセンターの開設及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津島市地域防災計画に基づき、地震、風水害その他による災害の発生時、被災地住民の速やかな自立・復興及び、災害ボランティアを混乱無く受け入れ、より効率的・効果的に救援活動を展開する津島市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の開設及び運営等に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（ボランティアセンターの開設）

第2条 甲は、大規模な災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、乙に対し、ボランティアセンターの開設を要請する。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（ボランティアセンターの設置場所）

第3条 ボランティアセンターの設置場所は、津島市総合保健福祉センターとする。ただし、当該施設が被災した場合、その他当該施設にボランティアセンターを開設することが困難な場合は、甲、乙と協議のうえ、甲はこれに代わる施設を確保するものとする。

2 乙は、ボランティアセンターのほか、各地区における活動拠点（以下「サテライトセンター」という。）を甲と協議し、必要とする地区の施設に設置する。

3 ボランティアセンターは、サテライトセンターの総合調整を行うものとする。

（ボランティアセンターの運営）

第4条 甲は、ボランティアセンター（以下、サテライトセンターを含む。）の運営に当たっては、乙ならびに、ボランティアセンターに参画する機関・団体等の総意と自主性を尊重する。

2 甲は、ボランティアセンターの運営に当たって、乙と協議し、被害状況や避難所等の必要な情報を提供する。

3 甲、乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（ボランティアセンターの業務）

第5条 ボランティアセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災者からの災害ボランティア派遣依頼の受付。
- (2) ボランティア募集等の情報発信。
- (3) 災害ボランティアの受入及び活動のコーディネートに関すること。
- (4) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること。
- (5) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 津島市災害対策本部等との連絡調整。
- (7) その他ボランティアセンターの運営にあたり必要と認められる事項。

(ボランティアセンターの閉鎖)

第6条 ボランティアによる災害救援活動が概ね完了したときは、ボランティアセンターの閉鎖について甲、乙及び運営に当たった機関・団体等を加え協議し、閉鎖する。

2 乙は、ボランティアセンターが閉鎖するときは、当該活動について残務がある場合は、甲に円滑な引継ぎを行うものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、原則としてボランティアセンターの開設及び運営等に関し必要な経費を負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

(損害補償)

第8条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。

3 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、必ず活動参加者のボランティア保険加入状況について確認することとする。

(平常時の取り組み)

第9条 乙は平常時より、災害時に備えたボランティアセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 甲乙は、この協定の実施に向けて、ボランティアセンターに参画の機関・団体等との協力体制の確立を図り、ボランティアセンターの設置及び運営等について協議するとともに、訓練を実施するよう努める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙のいずれから異議の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月15日

甲 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 日比一昭

乙 津島市上之町一丁目60番地
社会福祉法人津島市社会福祉協議会
会長 堀田 勝

58 災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定書

津島市(以下「甲」という。)<協定先一覧表参照>(以下「乙」という。)は、市内において災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の市域において風水害、地震その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置された場合に、多数の死亡者が一時的又は集中的に発生したとき(以下「災害時」という。)に、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定め要請できること、及びその手続きを定めるものとする。

(協力業務の内容)

第2条 甲は、災害時において、この協力が必要と認める場合に、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車、霊柩自動車等による遺体搬送
- (4) 前各号に定めるもののほか、その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 乙は、甲の要請により前項各号に掲げる事項の要請を受けた場合は、機能不全等やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(協力業務の要請)

第3条 甲は、前条に規定する要請は、災害時における協力要請書(様式第1号)を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

(協力業務の方法)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な範囲で協力業務を行うものとする。

(協力業務の報告)

第5条 乙は、協力業務を行ったときは、災害時における要請業務実施報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、前条に規定する乙からの報告があったときは、要請事項に相違ないことを確認の上、要請に基づき乙が行った協力業務に要した経費について負担するものとする。

2 遺体搬送に関する費用の算定は、遺体搬送に使用した車両に係る地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 遺体搬送以外に要した費用については、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法によ

り、一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

3 甲の要請事項の他に、乙が遺族の要請により甲からの要請事項の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、協力業務を行う場合において知りえた個人情報を、第三者に漏らしはならない。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日2箇月前までに、甲、乙のいずれからも何ら申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 3月27日

甲 津島市立込町二丁目21番地

津 島 市

津 島 市 長 日 比 一 昭

乙 協定先一覧表参照

災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定 協定先一覧表

名 称	代 表 者	住 所
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	会長 齋藤 斎	東京都港区新橋一丁目18番16号
一般社団法人全国霊柩自動車協会	会長 一柳 錡	東京都新宿区四谷三丁目2番5号
愛知葬祭業協同組合	理事長 高木 利定	一宮市本町三丁目7番4号
株式会社平安閣	代表取締役社長 土田 誠樹	一宮市緑四丁目1番地2
株式会社ティア	代表取締役社長 富安 徳久	名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1
海部葬祭	代表取締役 樋口 栄次	津島市橋町三丁目35番地

一期一会 株式会社	代表取締役 本間 至宗	津島市申塚町一丁目119番地 1
こーえん津島	代表取締役 杉山 基啓	津島市百島町源正76番地
有限会社しろやま典礼	代表取締役 西尾 佳範	津島市神守町字一丁目86番地
株式会社セレモニー美和	代表取締役 八木 隆太郎	あま市花正七反地 40 番地 1
株式会社セレモニー朱雀殿	常務取締役 八木 恵美子	あま市七宝町川部出屋敷73番 地
株式会社 田中葬具店	代表取締役 田中 正明	津島市上之町一丁目17番地

59 災害時における地図製品等に関する協定書

津島市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が第2条に定義される乙の地図製品等を甲に供給すること等について、次のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定の目的は、次に掲げる各号の事項のとおりとする。

- （1） 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときに、乙が発行する地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2） 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災及び減災に寄与する地図の作成を検討及び推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次に掲げる各号の用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- （1） 住宅地図 津島市全域を収録した乙が発行する住宅地図帳をいう。
- （2） 広域図 津島市全域を収録した乙が発行する広域地図をいう。
- （3） ZNETTOWN 乙が行っている住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」をいう。
- （4） ID等 ZNETTOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5） 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、物資供給要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するとき、電話、ファクシミリ等により乙に対して要請できるものとして、事後、速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、物資供給報告書（様式第2号）を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の追加供給にかかる対価は、市場の適正な価格を基準とし、甲、乙別途協議の上、決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管並びに管理）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後

に、甲、乙が別途定める時期及び方法により、添付別紙1に定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管及び管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管及び管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧並びに復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次に掲げる各号の事項について、利用等を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲、乙が別途協議の上、定める期間及び条件の範囲内での複製

- 2 甲は、前項に基づき地図製品等の使用及び利用を開始したときは、速やかに別途定める方法により乙に報告するものとする。また、当該地図製品等の使用及び利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管及び管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時（防災訓練を含む。）において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNETTOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用するときは、別途乙の許諾を得るものとし、ZNETTOWNを利用する場合は、添付別紙2のZNETTOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日3箇月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がない限り、更に1年間同一条件にて更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、

各自 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 23 日

甲 愛知県津島市立込町二丁目 2 1 番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

乙 名古屋市熱田区沢上二丁目 1 番 3 2 号
株式会社ゼンリン中部エリア統括部
統括部長 荒 木 康 博

60 災害時の応急対策の協力に関する協定書 (公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)
--

津島市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害により津島市内に被害が発生した場合の応急復旧及び応急処置（以下「応急対策」という。）の優先協力に関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津島市地域防災計画に基づき、甲の地域における応急対策に関する業務を、乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、応急対策に関する業務が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（協力の内容）

第3条 前条の協力の内容は次のとおりとし、乙は甲に対し、特別な事由が発生した場合を除いてこれを速やかに実施するものとする。

- （1） 甲の所有又は管理する施設等の被災状況の調査
- （2） 甲の所有又は管理する施設等の応急対策及び災害復旧に必要な、筆界点情報の収集
- （3） 甲の所有又は管理する施設等の応急対策及び災害復旧に必要な、筆界点情報の復元
- （4） 登記及び境界に関する無料相談所の開設
- （5） 前各号に掲げるもののほか、必要な応急対策に関する業務

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して協力要請書（様式第1号）の提出をもって協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請することができることとし、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、応急対策に関する業務が完了した場合は、速やかに協力実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

（費用負担）

第6条 本協定第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に定める協力の内容に関する費用については、乙が負担するものとする。

2 本協定第3条第3号に定める協力の内容に関する費用については、甲が負担することとし、算出方法については、災害発生時直前の当該地域における適正な市場価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(費用請求)

第7条 乙は、前条第2項の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

(費用支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(名簿の提出)

第9条 乙は、毎年1回、次の各号に掲げる書類を、甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策の協力に関する乙の組織図
- (2) 応急対策の協力に関する連絡担当者
- (3) 応急対策の協力に従事することができる社員名簿
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める物

(資料の貸与、交換及び協議)

第10条 この協定に基づく応急対策の協力が円滑に実施できるよう、甲は乙に次の各号に掲げる資料を貸与又は交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

- (1) 津島市地域防災計画
- (2) 応急対策の協力にあたり、甲、乙いずれもが必要と認めるもの

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日2箇月前までに、甲、乙のいずれからでも何ら申出がないときは更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 1月19日

甲 津島市立込町二丁目 2 1 番地
津 島 市

津島市長 日 比 一 昭

乙 名古屋市中区新栄二丁目 2 番 1 号
公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 伊 藤 秀 樹

61 災害時における物資提供に関する協定書（大塚ウエルネスベンディング（株））

津島市（以下「甲」と言う。）と大塚ウエルネスベンディング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水等(以下「物資」という。)の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 津島市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生し若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は災害対応型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供し、甲は甲の市民等のために自由に使用できるものとする。

2 乙は、備蓄商品として別紙1に定める商品を甲の指定する別紙1に定める場所に配備し、第1項の要請があった時は、甲に無償提供し、甲は甲の市民等のために自由に使用できるものとする。

（委任）

第3条 乙は、災害対応型自動販売機の設置・運営に関する事項を次に掲げるものに委任する。

東京都江東区亀戸1丁目4-20
ネオス株式会社

（申請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし甲又は乙から何らの意思表示をしないときは、自動的に1年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第6条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 津島市立込町 2 丁目 2 1 番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

乙 名古屋市中区丸の内 3－1 3－2 1
大塚ウエルネスベンディング株式会社 東海支店
支店長 近 藤 高 弘

62 災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

津島市(以下「甲」という。)<協定先一覧表参照>(以下「乙」という。)は、甲の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)における救援・支援物資の受入れ、保管及び管理(以下「物資集積拠点の提供」という。)並びに乙の輸送車両による救援・支援物資の避難所等への迅速かつ円滑な緊急物資輸送(以下「緊急輸送」という。)に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が緊密な協力のもとに、甲が乙に対して要請する物資集積拠点及び人員の提供、並びに食料、飲料水、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資(以下「物資」という。)を緊急輸送することに関し必要な事項を定めることにより、被災者等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、乙に対し次に掲げる事項について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が管理する施設の一部を物資集積拠点とする支援
- (2) 物資集積拠点から避難所等への物資の緊急輸送
- (3) 前各号に定めるもののほか、その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 乙は、甲の要請により前項各号に掲げる事項の要請を受けた場合は、機能不全等やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(要請手続き等)

第3条 甲は、災害時において物資集積拠点の提供及び緊急輸送を求める場合は、災害時における協力要請書(様式第1号)を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請することができることとし、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

(協力業務の方法)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、物資集積拠点の提供及び緊急輸送を実施するものとする。

(協力業務の報告)

第5条 乙は、物資集積拠点の提供及び緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに災害時における要請業務実施報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、前条に規定する乙からの報告があったときは、要請事項に相違ないことを確認の上、要請に基づき乙が行った物資集積拠点の提供及び緊急輸送の協力業務

に要した経費について負担するものとする。

2 物資の緊急輸送に関する費用の算定は、緊急輸送に使用した車両に係る地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3 緊急輸送従事者及び物資集積拠点従事者の費用並びに施設・資機材の使用料については、災害の発生直前における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第 7 条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

（費用の支払）

第 8 条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（事故等）

第 9 条 乙は、物資集積拠点として施設使用中及び緊急輸送に際し事故が発生した時、また、故障その他の理由により中断した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、物資集積拠点として施設使用中及び緊急輸送に際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

3 乙は、物資集積拠点として施設使用中及び緊急輸送中に発生した事故・盗難等により、輸送物資の一部又は全部を滅失もしくは損壊した場合、悪意又は重大な過失がある場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

4 甲は、その責に帰する理由により、使用中の施設及び車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

（災害時の情報提供）

第 10 条 甲及び乙は、物資集積拠点の提供及び緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（協力体制等の整備）

第 11 条 乙は、災害時における円滑な物資集積拠点の提供及び緊急輸送が行われるように、関係団体との緊密な連絡により、広域の応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（協定の期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日 2 箇月前までに、甲、乙のいずれからも申出がないときは更に 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 5月15日

甲 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

乙 協定先一覧表参照

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書 協定先一覧表

名 称	代 表 者	住 所
ヤマト運輸株式会社	主管支店長 鳥谷 健一	名古屋市港区藤前 5-401-1
栄進物流株式会社	代表取締役 安田 隆之	愛西市西條町大池 57 番地 1
栗木運輸株式会社	代表取締役社長 栗木 和夫	津島市神守町字 4 丁目 16 番地
平野商運株式会社	代表取締役社長 平野 隆之	津島市大縄町 9 丁目 2 番地

63 災害時における資機材等のレンタル供給に関する協定書

津島市(以下「甲」という。)と太陽建機レンタル株式会社津島支店(以下「乙」という。)は、甲の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、迅速かつ円滑な災害応急対策実施のために必要となる資機材等のレンタル供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に応急対策全般にかかる資機材(乙が所有する機材であって、レンタル用に供するもの。以下「資機材等」という。)の供給について、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し資機材等の供給を要請することができるものとし、乙は、機能不全等やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(要請手続き等)

第3条 甲は、災害時において資機材等の供給を求める場合は、乙に対し災害時における協力要請書(様式第1号)により資機材等の種類、数量、提供期間を指定して文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請することができることとし、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

(協力業務の内容)

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な資機材等の提供とする。

(故障等)

第5条 乙の提供した資機材等が、故障その他の理由により作業等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該資機材等を交換してその作業等を継続できるようにしなければならない。

(協力業務の完了確認)

第6条 乙は、第4条の業務を完了したときは、当該業務の終了後、速やかに災害時における要請業務実施報告書(様式第2号)により甲に報告し、業務内容の確認を求めるものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条の業務により、乙が供給した機材の賃貸に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した機材の賃貸価格は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前

の取引については取引時の適正な価格)とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

(費用の請求)

第8条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日2箇月前までに、甲、乙のいずれからでも何ら申出がないときは更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 5月29日

甲 津島市立込町二丁目21番地
津 島 市
津島市長 日 比 一 昭

乙 津島市神守町41番地
太陽建機レンタル株式会社
津島支店長 新 藤 敏 之

64 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	
------------------------------------	--

(趣旨)

第1条 別表の構成市町村の欄に掲げる14市町村（以下「西尾張市町村」という。）のいずれかの市町村において大規模な災害が発生し、被災した市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合に、西尾張市町村として被災した市町村（以下「被災市町村」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市町村の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、できるだけ被災市町村の要請に応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市町村との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を進んで行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村に甚大な災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合は、被災市町村の状況把握に努め、応援が必要と認めたときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（1）職員の派遣に要する経費は、応援をする市町村が負担するものとする。

（2）前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町村が負担をするものとする。

（損害賠償等）

第6条 第2条第4号の規定により派遣された派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町村への往復途中に生じたものを除き、被災市町村がその賠償の責めを負うものとする。

（情報交換及び研修）

第7条 予知できない災害の発生に備えるには不断の研鑽と努力が必要であることに鑑み、西尾張市町村は、適宜、情報交換及び研修を行うものとする。

（西尾張市町村災害対応連絡協議会）

第8条 前条の情報交換及び研修を行うため、実務者レベルによる組織として西尾張市町村災害対応連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（担当部署）

第9条 災害発生時だけでなく、平常時の連絡調整を行うための担当部署は、別表の担当部署の欄に掲げるとおりとする。

（連絡責任者）

第10条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市町村に連絡責任者を置くものとする。

（他の協定との関係）

第11条 この協定は、西尾張市町村が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、西尾張市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年7月6日から効力を生じる。

2 この協定の締結に伴い、平成28年7月7日締結の愛知県西尾張ブロック九市災害対応に関する相互応援協定は、廃止する。

3 この協定を証するため各市町村長署名のうえ作成した本書1通を協議会が保管し、

別に記名押印のうえ14通を作成し、各1通を保有する。

平成29年7月6日

愛知県一宮市

一宮市長 中 野 正 康

愛知県津島市

津島市長 日 比 一 昭

愛知県犬山市

犬山市長 山 田 拓 郎

愛知県江南市

江南市長 澤 田 和 延

愛知県稲沢市

稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

愛知県岩倉市

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

愛知県愛西市

愛西市長 日 永 貴 章

愛知県弥富市

弥富市長 服 部 彰 文

愛知県あま市

あま市長 村 上 浩 司

愛知県丹羽郡大口町

大口町長 鈴木 雅 博

愛知県丹羽郡扶桑町

扶桑町長 千 田 勝 隆

愛知県海部郡大治町

大治町長 村 上 昌 生

愛知県海部郡蟹江町

蟹江町長 横 江 淳 一

愛知県海部郡飛島村

飛島村長 久 野 時 男

65 災害時における自動車等の提供に関する協定書

津島市（以下「甲」という。）と協定先一覧表参照（以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、迅速かつ円滑な災害応急対策実施のために必要となる自動車等の提供に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、軽自動車、乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び作業車等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し自動車等の提供を要請することができるものとし、乙は、機能不全等やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（要請手続き等）

第3条 甲は、災害時において自動車等の提供を求める場合は、災害時における協力要請書（様式第1号）により自動車等の種別、台数、提供期間及び運転者等を指定して文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請することができることとし、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な自動車等の提供とする。なお、甲は、乙から自動車等の提供を受けるときは、当該自動車等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第5条 乙の提供した自動車等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該自動車等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（協力業務の完了確認）

第6条 乙は、第4条の業務を完了したときは、当該業務の終了後、速やかに災害時における要請業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告し、業務内容の確認を求めるものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条の業務に要した費用は甲が負担することとし、その算出方法については、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日2箇月前までに、甲、乙のいずれからでも何ら申出がないときは更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月18日

甲 津島市立込町二丁目21番地
津 島 市
津島市長

乙 協定先一覧表参照

災害時における自動車等の提供に関する協定書 協定先一覧表

名 称	代 表 者	住 所
株式会社トヨタレンタリース名古屋	代表取締役 小島 美徳	名古屋市中区丸の内2丁目12番地15号
株式会社加神観光バス	代表取締役 加藤 清男子	津島市中一色町清光坊164番地
J-net レンタリース株式会社	代表取締役社長 對馬 正幸	名古屋市中区錦1丁目7番28号

66 災害時における移動トイレカー及び移動事務室車のレンタル供給に関する協定書（タフバリア有限会社）

津島市(以下「甲」という。)とタフバリア有限会社(以下「乙」という。)は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。 ）に、迅速かつ円滑な災害応急対策実施のために必要となる移動トイレカー及び移動事務室車のレンタル供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に応急対策全般にかかる移動トイレカー及び移動事務室車（乙が所有する車両であって、レンタル用に供するもの。以下「移動トイレカー等」という。 ）の供給について、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し移動トイレカー等の供給を要請することができるものとし、乙は、機能不全等やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（要請手続き等）

第3条 甲は、災害時において移動トイレカー等の供給を求める場合は、乙に対し災害時における協力要請書（様式第1号）により移動トイレカー等の種類、数量、提供期間を指定して文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請することができることとし、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な移動トイレカー等の提供とする。

（故障等）

第5条 乙の提供した移動トイレカー等が、故障その他の理由により作業等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該移動トイレカー等を交換してその作業等を継続できるようにしなければならない。

（協力業務の完了確認）

第6条 乙は、第4条の業務を完了したときは、当該業務の終了後、速やかに災害時における要請業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告し、業務内容の確認を求めるものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条の業務により、乙が供給した車両の賃貸に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した車両の賃貸価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末までとする。ただし、有効期間満了の日2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも何ら申出がないときは更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 8月19日

甲 津島市立込町二丁目21番地
津 島 市
津 島 市 長 日 比 一 昭

乙 津島市神守町二ノ割24番地1
タフバリア有限公司
代表取締役 友 松 博 文

67 災害時における備蓄用パンの供給に関する協定書 (一般社団法人ブレイクスルーバンク)	
---	--

津島市(以下「甲」という。)と、一般社団法人ブレイクスルーバンク(以下「乙」という。)は、災害時における災害応急対策として備蓄用パンの供給に関する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する災害応急対策としての備蓄用パンの供給が、円滑に実施されることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙の支援協力が必要なときには、乙に対して備蓄用パンの供給を要請することができる。乙は、可能な範囲において協力するものとする。

(要請手続き)

第3条 甲の乙に対する要請は、様式第1号「協力要請書」によって行うものとする。
ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに様式第1号「協力要請書」を提出するものとする。

(協力の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り対応するように努めるものとする。
- 2 乙は、速やかに要請された備蓄用パンを甲の指定場所に様式第2号「物資供給報告書」を添えて搬入するものとする。
- 3 輸送については乙が実施するものとするが、状況に応じて乙は甲に協力を求めることができる。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、原則無償とする。

(免除)

第6条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をも

って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年11月14日

甲 愛知県津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

乙 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町三丁目26番地
ブロードセレッソ703号
一般社団法人 ブレイクスルーバンク
代表理事 北 森 勝 也

68 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

津島市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、津島市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、津島市が津島市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ津島市の行政機能の低下を軽減させるため、津島市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、津島市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、津島市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、津島市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 津島市が、津島市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 津島市が、津島市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 津島市が、災害発生時の津島市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 津島市が、津島市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 津島市が、津島市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 津島市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、津島市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく津島市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、津島市から提供を受ける情報について、津島市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、

ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、津島市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、津島市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、津島市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年11月21日

甲 愛知県津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健太郎

69 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書	
--------------------------------------	--

津島市(以下「甲」という。)<協定先一覧表参照>(以下「乙」という。)は、甲の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が緊密な協力のもとに、甲の要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用(以下、併せて「本業務」という。)について、円滑かつ適切に実施することを目的とする。

(緊急時の協力要請)

第2条 甲は、災害時に情報収集のため必要と認めるときは、乙に対し要請書(様式第1号)により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

(業務の実施範囲)

第3条 業務の実施範囲は、津島市内及び津島市長が緊急的な調査を必要とする周辺地域とする。

(業務の内容)

第4条 甲が乙に支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) 災害時情報収集のための市職員等への技術指導、連携に関すること
- (4) その他必要な事項については甲、乙協議のうえ決定すること

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員(乙が認めた卒業生含む)、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

(報告)

第5条 乙は、本業務を実施したときは、要請業務実施報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(映像等の所有権等)

第6条 本協定に基づく災害協力活動による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定に基づき要した経費は、甲と乙で協議し定めるほか、交通費及び消耗品費については、最低限保証するものとする。

(訓練等の参加)

第8条 乙はこの協定による活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙又は乙から調達を受けた者は、支援上知り得た甲又は第三者の秘密を洩らしてはならない。支援終了後もまた同様とする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づき実施した協力に伴って、相互の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に必要な資機材に損害が生じた場合は、その事実後遅滞なくその状況を報告し、その処理について協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日2箇月前までに、甲、乙のいずれからも申出がないときは更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年12月13日

甲 津島市立込町二丁目21番地
津 島 市
津 島 市 長 日 比 一 昭

乙 協定先一覧表参照

災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書 協定先一覧表

名 称	代 表 者	住 所
株式会社 NT セブンス	代表取締役社長 疋田 亮	名古屋市熱田区尾頭町2番22
株式会社 DSA	代表取締役 梅原 丈嗣	小牧市古雅4丁目15番地5

70 災害時における応急生活物資等の確保及び調達に関する協定書 (昭和包装工業株式会社)	
---	--

(趣旨)

第1条 この協定は津島市地域防災計画に基づき、災害時に津島市（以下「甲」という。）が昭和包装工業株式会社（以下「乙」という。）に要請する被災者への応急生活物資の確保及び調達に関して必要な事項を定めるものとする。

(応急生活物資等の指定)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資（以下「応急生活物資等」という。）は、次に掲げるもののうち、乙が生産する物資等とする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

(応急生活物資等の確保)

第3条 甲は災害時に際し、応急生活物資等の供給を要請するときは、災害時における応急生活物資等の確保及び調達に関する協力要請書（（様式第1号）（以下「協力要請書」という。））を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請を行い、事後において速やかに協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な措置を行うものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りでない。

3 供給数量は、甲の要請に応じかねるときは、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(応急生活物資等の引渡し)

第4条 物資等の引渡し場所及び搬送場所は甲が指定する場所とする。また、搬送方法については甲乙協議のうえ指定する者が行うものとする。甲は当該場所に職員を派遣し、災害時における応急生活物資等の確保及び調達に関する要請業務実施報告書（様式第2号）及び納品書等により要請に係る応急生活物資等を確認のうえ、受け取るものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請した応急生活物資等の代金及び提供に要した費用（以下「費用等」という。）は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用等は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、その金額及び支払時期は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、前条の規定による費用等を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 費用等の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

(担保責任の免除)

第7条 乙は、品質や種類に関して甲の要請に適合しない応急生活物資等を引き渡した場合においても、担保責任を負わないものとする。ただし、乙が知りながら告げなかったときはこの限りではない。

(有効期限)

第8条 協定の有効期限は、協定締結の日から5年とする。

2 前項の期間満了日の1か月前までに甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは更に5年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

(解約)

第9条 甲及び乙は、3か月前の予告をもっていつでも本契約を解約できる。

2 甲及び乙は、前項の規定により本契約が解約されたことによって損害が生じて、相手方に何らの請求をしないものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定の発効)

第11条 この協定は、令和元年12月24日から効力を有する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年12月24日

甲 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 日比一昭

乙 津島市神守町二反代65番地1
昭和包装工業株式会社
代表取締役 加藤裕司

71 各種災害時におけるマルチコプター（ドローン）を用いた情報収集および情報連携に関する協定（中部電力株式会社）

津島市(以下「甲」という。)と中部電力株式会社(以下「乙」という。)は、各種災害時におけるマルチコプター（ドローン）を用いた情報収集および情報連携に関する協力について、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、甲および乙が、各種災害時においてマルチコプターを活用した迅速な情報収集および円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定 義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- ①「各種災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合をいう。
- ②「乙の託送供給区域」とは、津島市内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法第百三十二条および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第百三十二条の二および飛行場所を管轄する甲が規定する法規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

2 甲は、前項を受け、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応に協力する。

(情報提供)

第8条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範

囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第9条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲および乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第10条 本協定の実施にあたっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第11条 損害賠償は次の各号に定めるとおりとする。なお、各号に該当しない損害賠償は、甲および乙の協議により解決にあたるものとする。

- ① 甲または乙が、故意又は過失により、相手方に損害を与えた場合、当該加害者は、相手方に対し損害賠償を行う。
- ② 甲または乙が、第三者に損害を与えた場合、当該加害者に故意または過失があるときは、当該加害者が当該第三者に損害賠償を行う。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲および乙のいずれからも変更又は廃止の申し出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

- (甲) 津島市役所 市長公室 危機管理課
- (乙) 中部電力株式会社 津島営業所 契約サービス課

(その他)

第14条 本協定は2通作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、若しくは本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度甲および乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

2019年12月24日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市

津島市長 日 比 一 昭

乙 津島市今市場町四丁目 2 7 番地 1
中部電力株式会社
電力ネットワークカンパニー
津島営業所長 伊藤 聖年

72 災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書 (愛知県社会保険労務士会)

津島市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津島市内に津島市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する相談業務の迅速かつ適切な実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に被災者等に対する相談業務の必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（第1号様式）をもって協力の要請をすることとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。

なお緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（相談業務の範囲）

第3条 乙はその専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、以下の相談業務を行うものとする。

（1）労働保険関係の相談支援

- ア 雇用保険（失業保険）の手續の仕方、離職票の書き方に関する相談等
- イ 労災保険における給付の手續きに関する相談等

（2）健康保険及び年金関係の相談支援

- ア 健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等
- イ 遺族年金、障害年金の手續の仕方などの年金に関する相談等
- ウ 年金手帳の再発行、年金の各種変更手續の仕方に関する相談等

（相談業務の実施体制）

第4条 乙は甲の依頼に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲に通知することとする。

3 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に基づく相談業務が終了したときは、甲に対して報告すると共に、速やかに協力実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 甲は前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 相談業務の実施にかかる経費は、原則として無償とする。但し、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(損害の補償)

第7条 相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれから何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年3月31日

愛知県津島市立込町2丁目21番地

甲 津島市

津島市長 日 比 一 昭

愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号

乙 愛知県社会保険労務士会

会 長 杉 田 貴 信

73 災害時における復旧支援協力及び維持管理修繕に関する協定 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会)

津島市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、災害などにより甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力及び維持管理修繕（以下、「復旧支援等」という。）に関して以下のとおり下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援等に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（協定下水道施設の名称及び範囲）

第 2 条 協定下水道施設は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）公共下水道の管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋
- （2）コミュニティ・プラントの管渠、マンホール、取付管、マンホール蓋
- （3）その他、甲乙協議に定める

（復旧支援協力の要請）

第 3 条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、次の各号に掲げる業務の支援を要請することができる。

- （1）災害等の状況を確認するために行う調査
- （2）災害等報告に必要な資料の作成
- （3）被災した協定下水道施設の応急復旧工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う維持又は修繕に関する工事
- （4）災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成
- （5）その他、甲と乙の協議により必要とされる業務

2 前項の復旧支援等の要請に関する甲の連絡窓口は津島市上下水道部内、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援等の要請は支援内容を明らかにした協力要請書（第 1 号様式）（以下、「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において要請書を提出するものとする。

4 乙は、前 3 項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（管理者承認の不要）

第 4 条 乙は、前条の規定による業務を遂行するときは、甲の承認を得ることなく工事又は、維持を行うことができる。

（費用）

第 5 条 第 3 条の業務にかかる費用は甲の負担とする。

2 費用の算出方法については、公益社団法人日本下水道協会発刊の「下水道施設維持管理積算要領」に基づき、実施数量と実態を反映して積算した額を基に、甲乙協議により決定する。

(報告)

第6条 乙は、第3条の業務が終了したときは、すみやかに甲に対し要請協力実施報告書(第2号様式)(以下、「報告書」という。)をもって報告を行う。

2 乙は、毎年4月1日現在において災害時の復旧支援等に備えて、復旧支援等が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告する。

(協定下水道施設データの提供)

第7条 甲は、協定下水道施設の調査に必要となる図面等をPDF等の電子データにて、乙に提供する。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。

3 甲は、適宜、最新の電子データを乙に提供する。

(協定下水道施設データの開示)

第8条 乙は、第3条第2項に基づく支援要請があったとき、復旧支援等に出動する乙の会員に対し前条の電子データを開示することができる。

2 復旧支援等に出動した乙の会員は、前条の電子データを復旧支援業務又は、必要な報告書等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前2項を準用する。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(違反措置)

第11条 甲又は乙が、この協定の定めに違反した場合、甲又は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

乙 愛知県名古屋市中村区長篠町1丁目11番地

公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部愛知県部会
県部会長 本 多 行 夫

74 災害時における家屋被害認定業務に関する協定

(公益社団法人建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会)

津島市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- （1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- （2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市長 日比 一 昭

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号

愛知県土地家屋調査士会

会 長 伊 藤 直 樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

会 長 安 田 商 基

75 災害時における資機材等のレンタル供給に関する協定書 (株式会社ダイワテック)

津島市(以下「甲」という。)と株式会社ダイワテック (以下「乙」という。)は、甲の区域内で災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合 (以下「災害時」という。)に、迅速かつ円滑な災害応急対策実施のために必要となる資機材等のレンタル供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、津島市内において地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。)における応急対策及び応急対策及び復旧業務の実施に必要なレンタル資機材 (以下「資機材」という。)を提供すること等について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して保有する資機材の提供を優先的に要請することができるものとする。

(要請手続き等)

第3条 甲は、災害時において資機材等の供給を求める場合は、乙に対し災害時における協力要請書 (様式第1号) により資機材等の種類、数量、提供期間を指定して文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請することができることとし、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

(資機材の種類)

第4条 甲が乙に協力を要請することができる資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) ソーラーシステムハウス
- (2) ソーラーバイオトイレ
- (3) その他乙の調達することができる範囲内で甲が要請する資機材

(協力業務の内容)

第5条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、災害応急対策実施のために必要な資機材等の提供とする。

(故障等)

第6条 乙の提供した資機材等が、故障その他の理由により使用ができなくなったときは、乙は、速やかに当該資機材等を交換してその使用を継続できるようにしなければならない。

(協力業務の完了確認)

第7条 乙は、第5条の業務を完了したときは、当該業務の終了後、速やかに災害時における要請業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告し、業務内容の確認を求めるものとする。

（資機材の引渡し）

第8条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運転することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（経費の負担）

第9条 第5条の業務により、乙が供給した資機材の賃貸に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した資機材の賃貸価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第10条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

（費用の支払）

第11条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末までとする。ただし、有効期間満了の日2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからでも何ら申出がないときは更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第13条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月2日

甲 津島市立込町二丁目21番地
津 島 市
津島市長 日 比 一 昭

乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地
株式会社ダイワテック
代表取締役 岡 忠 志

76 災害時における緊急物資輸送及び車両等の貸与に関する協定書 (株式会社菅原設備)	
---	--

津島市（以下「甲」という。）と株式会社菅原設備（以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、迅速かつ円滑な災害応急対策実施のために必要となる緊急物資輸送及び車両等の貸与に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資（以下「物資」という。）を緊急輸送すること及びバイフューエル車等（以下「車両等」という。）の貸与に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において、乙に対し次に掲げる事項について、協力を要請することができるものとする。

（1）物資集積拠点から避難所等への物資の緊急輸送

（2）車両等の貸与

（3）前各号に定めるもののほか、その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 乙は、甲の要請により前項各号に掲げる事項の要請を受けた場合は、機能不全等やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（要請手続き等）

第 3 条 甲は、災害時において物資の緊急輸送を求める場合は、災害時における協力要請書（様式第 1 号）を乙に提出することにより行うものとする。

2 甲は、災害時において車両等の貸与を求める場合は、災害時における協力要請書（様式第 2 号）により車両等の台数、提供期間及び運転者等を指定して文書で行うものとする。

3 前各項において緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請することができることとし、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力業務の内容）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、物資の緊急輸送または車両等の貸与を実施するものとする。なお、甲は、乙から車両等の貸与を受けるときは、当該車両等に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第 5 条 乙は、緊急輸送に際し事故が発生した時、また、故障その他の理由により中断した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

- 2 乙は、緊急輸送に際し、乙の責に帰する理由により、車両等の使用者（同伴者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。
- 3 乙は、緊急輸送中に発生した事故・盗難等により、輸送物資の一部又は全部を滅失もしくは損壊した場合、悪意又は重大な過失がある場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 4 甲は、その責に帰する理由により、使用中の施設及び車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。
- 5 乙の提供した車両等が、故障その他の理由により運行等ができなくなったときは、乙は、速やかに当該車両等を交換してその運行等を継続できるようにしなければならない。

（協力業務の完了確認）

第6条 乙は、第4条の業務を完了したときは、当該業務の終了後、速やかに災害時における要請業務実施報告書（様式第3号または第4号）により甲に報告し、業務内容の確認を求めるものとする。

（経費の負担）

- 第7条 甲は、前条に規定する乙からの報告があったときは、要請事項に相違ないことを確認の上、要請に基づき乙が行った物資の緊急輸送及び車両等の貸与の協力業務に要した経費について負担するものとする。
- 2 物資の緊急輸送に関する費用の算定は、緊急輸送に使用した車両等に係る地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。
 - 3 緊急輸送従事者の費用については、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。
 - 4 車両等の貸与に関する費用の算定は、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成18年3月30日付け、国自旅第286号）に基づきレンタカー事業者が届け出している貸渡料金を基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

- 第8条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。
- 2 費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害時の情報提供）

第10条 甲及び乙は、物資の緊急輸送及び車両等の貸与を円滑に行うため、その保

有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(協力体制等の整備)

第11条 乙は、災害時における円滑な物資の緊急輸送及び車両等の貸与が行われるように、関係団体との緊密な連絡により、広域の応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日2箇月前までに、甲、乙のいずれからでも何ら申出がないときは更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月12日

甲 津島市立込町二丁目21番地
津島市
津島市長 日比一昭

乙 津島市元寺町三丁目21番地2
株式会社菅原設備
代表取締役 菅原直樹

77 災害時における車両貸出および給電等に関する協定書 (トヨタカローラ中京株式会社)

津島市(以下「甲」という。)とトヨタカローラ中京株式会社(以下「乙」という。)は、津島市内において災害対策基本法(昭和26年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、電動車両等の貸出および給電等(以下「給電業務等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、津島市内において災害が発生した場合に、乙が提供する電動車両等の貸出および給電業務等について必要な事項を定め、平常時においても電動車両等の災害時における有用性を広く市民に知らせ、甲、乙共に理解醸成に努めることを目的とする。

(給電業務等の内容)

第2条 この覚書における給電業務等は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲から要請のあった場合に、電動車両等を貸し出す。
- (2) 乙店舗を給電場所として提供する。
- (3) 乙店舗にて、乙の車両を使用して給電を行う。

(電動車両等の種類)

第3条 乙が甲に対して貸し出す電動車両等は、次に掲げるものとする。

電気自動車、ハイブリッド車(プラグインハイブリッド含む)、
燃料電池自動車、その他自動車からの外部給電に必要な機器

(給電業務等の要請)

第4条 甲は、給電業務等の要請を、書面(様式1号)で行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

(給電業務等の実施)

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けた時は、店舗が営業可能な場合で、かつ業務に支障を来たさない範囲で営業時間内に優先的に給電業務等を行うものとする。

(期間)

第6条 給電業務等の期間は、原則1週間程度とし、期間の変更の必要がある場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 給電業務等に要した諸経費については、甲が負担するものとする。

(補償)

第8条 電動車両等の貸出期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 貸与期間中に生じた電動車両等の損害については、甲がその責任を負うものとする。
- (2) 事故等により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙で協議の上、その賠償にあたるものとする。

(自動車保険)

第9条 乙は電動車両等の貸出にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかにその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。この保険の適用を受けるに際しかかる費用については、乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失等によって保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含めて甲の負担とする。

(費用の支払い)

第10条 当事者は、この協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、速やかに相手方に対して支払うものとする。

(訓練等への協力)

第11条 乙は、この協定による目的を達するため、甲が防災訓練等を実施する際には、できる限り電動車両等の貸出に協力するものとする。

(賛同者の募集)

第12条 乙はこの協定書の目的に賛同し給電業務に協力する者を募り、賛同者があった場合は遅滞なく甲に報告して了承を得るものとする。

(本協定書の有効期間)

第13条

- (1) 本協定書の有効期間は、締結日から1年間とし、甲乙どちらからも更新しない旨の申出がない場合は、1年毎にこれを更新するものとする。
- (2) 甲又は乙は、本協定の内容を変更、或いは終了しようとする場合、本協定期間満了の3ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第14条

この協定に定めのない事項が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年6月18日

- 甲 津島市立込町二丁目 2 1 番地
津 島 市
津 島 市 長 日 比 一 昭
- 乙 名古屋市千種区千種三丁目 6 番 2 号
トヨタカローラ中京株式会社
代表取締役 山 本 正 夫

78 災害時における相互連携に関する協定書 (中部電力パワーグリッド株式会社)

津島市（以下、「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津島市内で地震、風水害及び雪害等による災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、津島市民の生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、津島市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1）甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2）甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する主要な防災拠点（市、警察、消防、医療等の初動対応機関）に連絡する道路については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3）乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- （4）乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5）乙は、停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6）甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- （7）甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- （8）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、
甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び
第三者の個人情報を、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並び
に第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(期間)

第8条 この協定は、協定締結日から令和4年3月31日まで効力を有するものとする。
ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出が
ないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、
各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月7日

甲 津島市立込町2丁目21番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

乙 津島市今市場町4丁目27番地1
中部電力パワーグリッド株式会社
津島営業所長 伊 藤 佳 美

79 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書 (大栄環境株式会社)

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、海部地区環境事務組合（以下、「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下、「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲及び乙の関連する処理施設において処理が困難になった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、甲の地域内において不測の事態が発生した場合及び甲が所有する一般廃棄物処理施設が被災した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備え日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び乙の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1）災害廃棄物等の撤去、積込作業
- （2）災害廃棄物等の収集運搬
- （3）災害廃棄物等の処分
- （4）災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
- （5）仮置き場の運営管理に関する資機材等の支援及び人的支援
- （6）前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）処理計画、処理体制の構築に当たっては関係法令を遵守すること。
- （2）周知の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （3）再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（連絡協議会）

第3条 甲及び乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連携協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づく別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が被災した他の市町村又は都道府県に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定に準じて可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）も次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下、「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は

個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間機関を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各校に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結証するため本書を9通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月21日

甲 愛知県津島市立込町2丁目21番地
津島市
津島市長 日 比 一 昭

愛知県愛西市稲葉町米野308番地
愛西市
愛西市長 日 永 貴 章

愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長 安 藤 正 明

愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地

あま市

あま市長 村 上 浩 司

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1-1

大治町

大治町長 村 上 昌 生

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地

蟹江町

蟹江町長 横 江 淳 一

愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地

飛島村

飛島村長 加 藤 光 彦

愛知県津島市新開町二丁目212番地

海部地区環境事務組合

管理者 あま市長 村 上 浩 司

乙 大阪府和泉市テクノステージ2 - 3 - 2 8

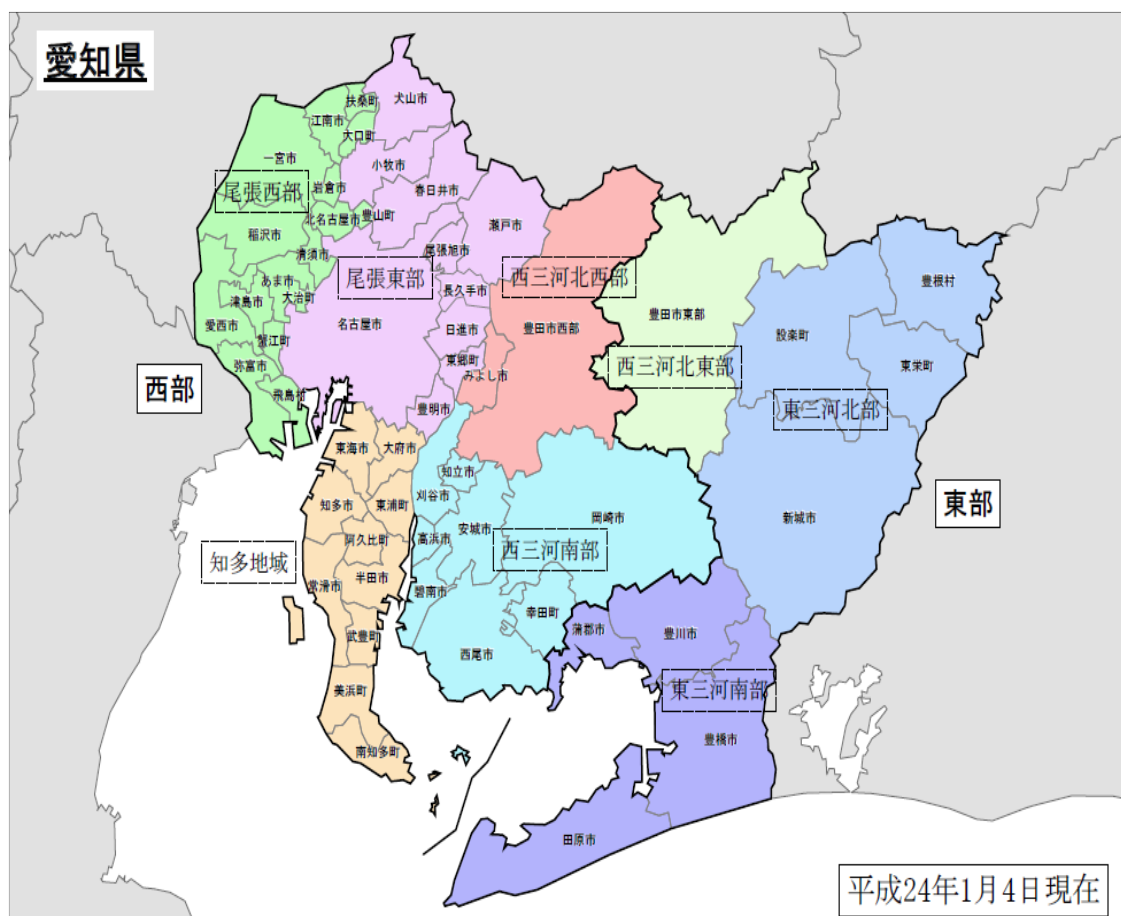
大栄環境株式会社

代表取締役 金 子 文 雄

80 愛知県予報区において警報・注意報の発表に使用する細分区域

予報区	一次細分区域	地域名	二次細分区域名
愛知県	西部	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
		尾張西部	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
		知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
		西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡幸田町
		西三河北西部	豊田市西部（豊田市東部の区域を除く）、みよし市
	東部	西三河北東部	豊田市東部（旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所各管内）
		東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
		東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

愛知県細分区域図



81 気象・水象に関する予報警報

(名古屋地方気象台)

1 特別警報

種 類	発表基準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

2 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

3 津島市の警報・注意報発表基準

津島市	府県予報区		愛知県	
	一次細分区域		西部	
	市町村等をまとめた地域		尾張西部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	善太川流域=7.6
			複合基準 ※1	善太川流域=(11、6.2) 日光川流域=(11、23.8)
			指定河川洪水予報による基準	木曽川中流[犬山・笠松] 木曽川下流[木曽成戸] 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		除雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	—
	高潮		潮位	※2
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	140

	洪水	流域雨量指数基準	善太川流域＝6
		複合基準 ※1	善太川流域＝(11、4.7) 日光川流域＝(11、17)
		指定河川洪水予報による基準	愛知県日光川水系 日光川〔古瀬〕
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	除雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波浪	有義波高	—
	高潮	潮位	—
	雪	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	—	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ	—	
	低温	冬期：最低気温－4℃以下	
	霜	晩霜期に最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 愛知県が定める基準水位観測所（天白川河口）における高潮特別警戒水位（2.3m）への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

82 洪水予報

（愛知県水防計画）

1 木曾川、長良川、庄内川※、矢作川、豊川及び豊川放水路

※庄内川と矢田川の洪水予報は、「庄内川洪水予報」の名称により一体で運用されている。

種 類	情報名	発 表 基 準
「洪水警報 （発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当 情報（洪水）】	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当 情報（洪水）】	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当 情報（洪水）】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）

「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル 2 相当 情報 (洪水)】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注 1：予報区域に複数の基準観測所がある場合 (木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路) は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表 (切替を含む。) を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注 2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注 3：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

2 新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川

種 類	情報名	発 表 基 準
「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル 5 相当 情報 (洪水)】	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル 4 相当 情報 (洪水)】	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル 3 相当 情報 (洪水)】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル 2 相当 情報 (洪水)】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を

(警報解除)」	(警戒情報解除)」	下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川及び境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

（愛知県地域防災計画）

1 通報基準

名古屋地方気象台が定めた「乾燥注意報」、「強風注意報」の基準と同一とする。

2 通報対象区域等

火災気象通報の実施部署、対象区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

通報実施部署 名古屋地方気象台 観測予報グループ

通報対象区域 愛知県と名古屋地方気象台において定めた、概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位

通 報 先 愛知県防災安全局防災部消防保安課

通 報 手 段 気象情報伝送処理システム

3 通報時刻等

毎日05時頃、翌日09時までの気象状況の概況を気象概況として通報する。通報の際、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以って火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合には、その旨を通報する。

83 水防警報

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が起こる恐れがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針をあたえることを本質としている。

段 階	内 容
準 備	はん濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

（「愛知県水防計画」）

84 水位情報の周知

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下、同じ。）を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。

避難判断水位（特別警戒水位）は市町村が行う避難勧告等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

（法第13条第1項・第2項・第3項）

（「愛知県水防計画」）

85 火災気象通報

1 実施官署等

火災気象通報の実施部署、対象区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

実施部署	対象区域	通報先	通報手段
名古屋地方気象台観測予報課	愛知県	愛知県防災局災害対策課	防災情報提供システム

2 通報基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおりとする。ただし、基準は名古屋地方気象台における値とする。

- (1) 実効湿度が60%以下になり、かつ、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。
- (2) 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になり、かつ、最大風速が10m/s以上になる見込みのとき。
- (3) 最大風速が12m/s以上になる見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

3 通報時刻等

- (1) 通報時刻は、原則として午前10時までに実施する。
- (2) 通報事項の有効期間は、発表時から翌日午前10時までとする。

86 火災警報

市長が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかに該当するときに発令する。

- (1) 実効湿度60パーセント以下で、最低湿度30パーセント以下であるとき。
 - (2) 実効湿度65パーセント以下で、最低湿度35パーセント以下であって、かつ、現に風速10メートル以上であり、又は風速10メートル以上になると予想されるとき。
 - (3) 現に風速12メートル以上であるとき、又は風速12メートル以上になると予想されるとき。
- 2 前項第3号の場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度70パーセント以上で、最低湿度50パーセント以上であるときは、同項の規定を適用しない。
- 3 発令した火災に関する警報は、火災予防上、市長がその必要がないと認めたときに解除する。

87 台風の大きさと強さ

大きさの表現

階 級	風速 15m/s の半径
<表現なし>	500km 未満
大型：(大 き い)	500km 以上～800km 未満
超大型：(非常に大きい)	800km 以上

強さの表現

階 級	最 大 風 速
<表現なし>	17m/s (34 ノット) 以上～33m/s (64 ノット) 未満
強 い	33m/s (64 ノット) 以上～44m/s (85 ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85 ノット) 以上～54m/s (105 ノット) 未満
猛 烈 な	54m/s (105 ノット) 以上

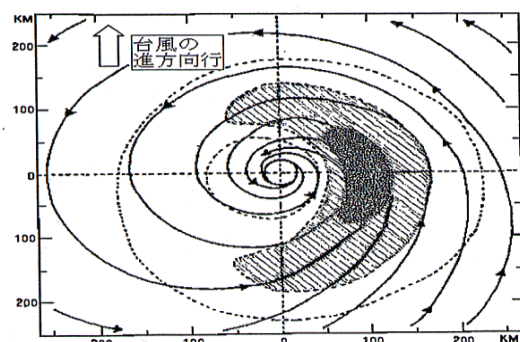
台 風

の風

台風は巨大な空気の渦巻きで、地表付近では反時計まわりに強い風が吹きこんでいます。風の強さは台風の中心に向かう程強くなり、台風の眼の中では急激に弱くなります。

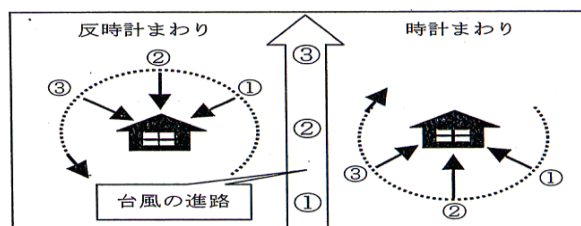
移動中の台風では進行方向の右側でより強い風が吹いています。

台風の移動に伴い、進路の右側では時計まわりに、左側では反時計まわりに風向が変化します。



台風周辺の風の流れと風速の分布

陰影部：風が特に強い領域



台風の進路と風向の変化

88 雨観測施設、風向・風速観測施設

区 分	設 置 場 所	備 考
雨量観測所	津島市埋田町 2-70-1 (津島市消防本部)	日光川水系津島観測所
風向・風速観測所	津島市埋田町 2-70-1 (津島市消防本部)	津島観測所

89 水位観測所

水系名	河川名	観測所名	設置場所	管理者	備考
日光川	日光川	古瀬	愛西市古瀬町村前14	愛知県	水防テレ
日光川	目比川	目比	津島市葉苅町字九日田489	愛知県	水防テレ
日光川	蟹江川	木田	あま市金岩535	愛知県	水防テレ

90 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連開設表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5未満	0	人は揺れを感じない。						
0.5以上 1.5未満	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5以上 2.5未満	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
2.5以上 3.5未満	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5以上 4.5未満	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気づく人が多い。				
4.5以上 5.0未満	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0以上 5.5未満	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かないことがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5以上 6.0未満	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の	地盤が液状化したり崩壊などが発生することがある。

					が破損するものがある。	などに大きな亀裂が生じるものがある。	供給が停止し、停電することもある。]	
6.0以上 6.5未満	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5以上	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地震、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

*ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

(注)計測震度とは、その地点における揺れの強さの程度を数値化したもので、震度計により計測されます。一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

91 活断層分布図（愛知県地域防災計画附属資料）



92 地盤沈下

(1) 概況

濃尾平野は、木曽・揖斐・長良の三川はもとより良質な地下水が豊富で、繊維、化学工業の発展をなしてきた。高度経済成長に伴う水需要はますます増大し、地下水の揚水量が多くなったため地下水位の低下が年々大きくなり地盤沈下が進行してきた。

地盤沈下は徐々に長年にわたって継続的に進行し感覚的にわからないが、いったん沈下すれば回復は不可能であるという特性をもっている。この特性は、家屋、道路、河川等の構造物に被害を与えるばかりでなく、昭和34年の伊勢湾台風による記録的な被害も、このような地盤沈下が進行したためである。こうしたことからこの地域は、工業用水法の地域指定（昭和59年）、愛知県公害防止条例の揚水規制区域（昭和49年、尾張南部18市町村）により対策が実施されてきた。

尾張地域における地盤沈下の状況は、地下水揚水量の減少に伴い沈静化の傾向にあるものの、濃尾平野が軟弱地盤であり、渇水等が起これば更なる地盤沈下進行の可能性のあることは否めない。

津島市は、そのほとんどが海拔0メートル以下の地域にあり、このような地盤沈下を防止するため、「県民の生活環境の保全等に関する条例」及び「津島市地下水の保全に関する条例」による地下水の採取量に関する規制や揚水機に関する規制、代替水の利用及び節水・水使用の合理化推進の啓発等さまざまな地下水の保全及び地盤沈下防止の施策を継続していく必要がある。

(2) 尾張地域の年間地盤沈下域の面積と年間最大沈下量の推移

（平成6年～平成24年）

（単位：km²）

観測年 沈下量	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
以上	約	約	約	約	約	約		約	約	約	約	約	約			
1 cm	351	3	0	0	4	0	0	3	0	0	6	41	0	0	0	0
2	約										約	約				
	49	0			0			0		0	0	0				
4	0															
6																
8																
10																
12																
最大 (cm)	2.84	1.31	1.31	1.31	1.66	1.73	0.80	1.64	1.50	1.20	2.06	2.08	1.27	0.77	0.89	0.94

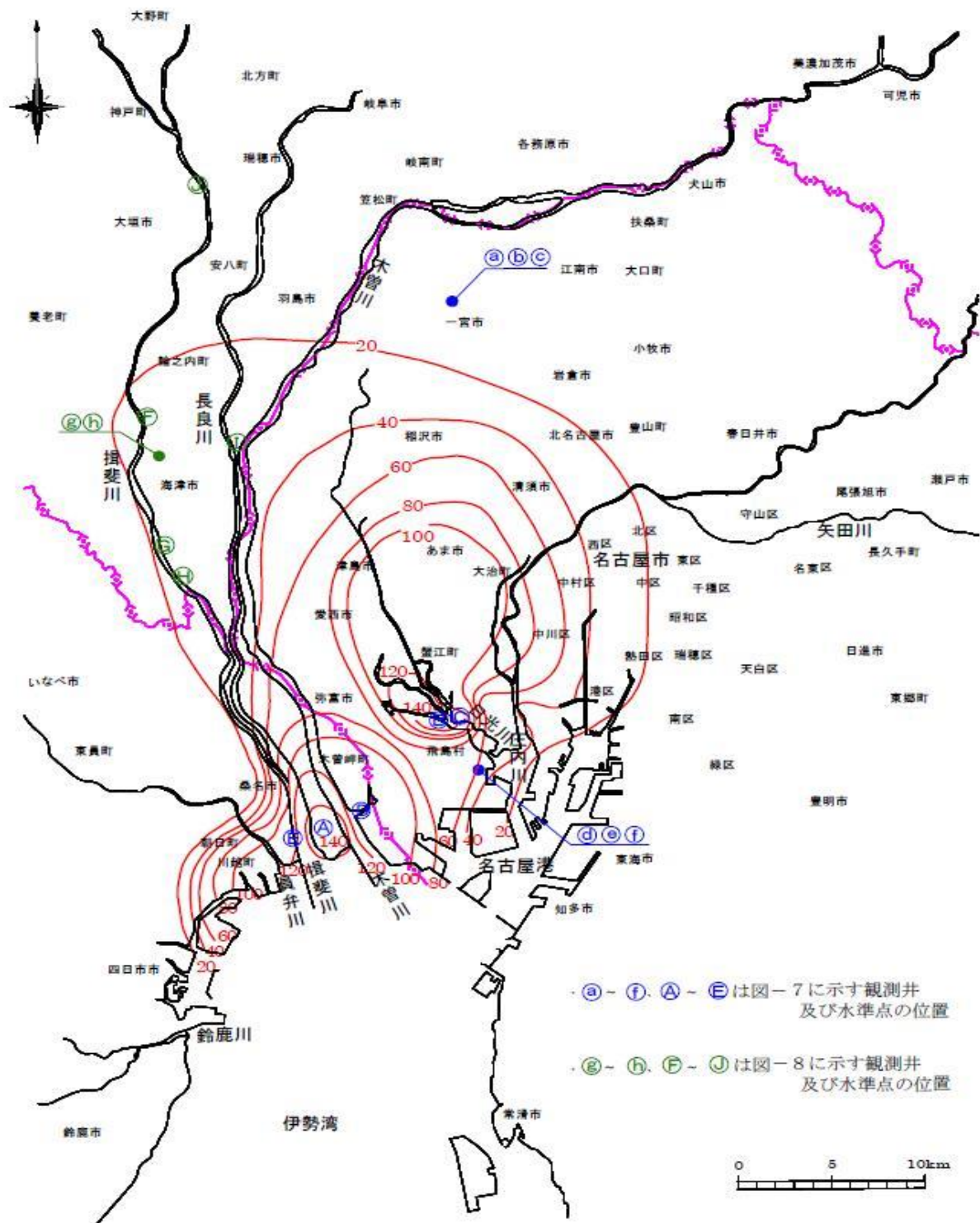
観測年 沈下量	H22	H23	H24
以上 1 cm	0	0	0
2			
4			
6			
8			
10			
12			
最大 (cm)	0.70	0.90	0.99

(愛知県環境部資料)

(注) 1 ※は「1 cm以上」の区分がなかったことを示している。

2 沈下域の面積で「約0」とは、沈下した水準点は存在するものの、沈下域の形成には至らなかった事を示している。また、「0」とは、沈下した水準点も存在しないことを示している。

(3) 昭和36年以降の累積沈下量等量線図（昭和36年度～平成21年度）



93 危険物（毒物劇物等）大量保有事業所

事業所名	危険物名	所在地	電話番号
玄々化学工業(株) 津島工場	第4類 第1石油類 第2石油類 第5類 硝酸エステル類	津島市神守町字中ノ折74	28-9200
中北薬品(株) 津島工場	第4類 アルコール類	津島市白浜町字番場52-1	32-1432
(株)西日本宇佐美	第4類 第2石油類 第3石油類	津島市橘町3丁目26 津島市宇治町字小船戸1 2-1	26-3151 28-4433

94 ガス製造・大量保有事業所

事業所名	危険物名	所在地	電話番号
(株)宇佐美プロパン 津島充填所	液化石油ガス	津島市宇治町字小舟戸1	28-4433

95 過去の風水害

年 月 日	種 別 (名 称)	津 島 被 害 概 要	摘 要
昭和 25. 9. 3	暴 風 雨 (ジェーン台風)	稲作被害面積 2,650ha 電柱 2 本	
27. 7. 10 ～11	大 雨	床下浸水 65 棟、道路決損 16 か所 田畑冠水 200ha	
29. 6. 6 ～ 7	大 雨	床下浸水 50 棟、田畑冠水 120ha	6 日 9 時～7 日 9 時 降雨量 105mm
29. 9. 7	大 雨 (雷 雨)	床下浸水 362 棟 海部郡内水田冠水 4,000ha	
30. 8. 27 ～28	強 雨	床下浸水 52 棟	27 日 9 時～28 日 9 時 降雨量 100mm
31. 9. 26 ～27	暴 風 雨 (台風第 15 号)	床上浸水 13 棟、床下浸水 672 棟	
32. 7. 3	強 雨 (前 線)	床下浸水 7 棟	
34. 9. 26	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	死者 1 人、重症 216 人、軽傷 1,120 人、 全壊 117 棟、半壊 678 棟 床上浸水 5,072 世帯(25,821 人) 床下浸水 2,460 世帯(12,826 人) 田被害面積 132ha、畑被害面積 299ha、家 畜被害・役肉用牛 3 頭、豚 40 頭、 鶏 6,000 羽 日光川の破堤 22 か所	台風と高潮による災害 で伊勢湾を中心に県下 全域の沿岸部に被害 浸水地域は市の 95% 10 月 3 日現在避難 1,974 人
35. 8. 11 ～13	大 雨 (台風第 11・12 号)	床下浸水 500 棟	11 日～14 日 総雨量 259 mm
36. 6. 24 ～27	大 雨 (36.6 梅雨 前線豪雨)	床上浸水 353 棟、床下浸水 2,298 棟	災害救助法適用 尾張部を中心に河川の 氾濫等の被害 24 日～29 日 総雨量 627 mm
36. 9. 15 ～16	暴 風 雨 (第 2 室戸台風)	床上浸水 300 棟、床下浸水 3,500 棟	集中豪雨により中小河 川の氾濫等の被害
39. 9. 25	暴 風 雨 (台風第 20 号)	床下浸水 126 棟、一部破損 19 棟 非住家被害 7 棟	24 日 9 時～25 日 9 時 降雨量 126 mm

年 月 日	種 別 (名 称)	津 島 被 害 概 要	摘 要
40. 9. 10	暴 風 雨 (台風第 23 号)	非住家被害 8 棟、 通信施設被害 122 回線	
昭和 40. 9. 17	暴 風 雨 (台風第 24 号)	床下浸水 873 棟、 通信施設被害 133 回線	雨による被害で平野部 (主に海部地域)に被害 が多く発生した
42. 7. 9 ～10	大 雨 (42. 7 豪雨)	床下浸水 154 棟	
42. 10. 28	暴 風 雨 (台風第 34 号)	床下浸水 30 棟	
43. 9. 30	雷 雨	床下浸水 20 棟、 落雷により 200 棟停電	
45. 6. 14 ～16	大 雨 (前 線)	床下浸水 316 棟	14 日～16 日 総雨量 190mm
45. 7. 29 ～30	集 中 豪 雨	床下浸水 581 棟	29 日～30 日 総雨量 131 mm
46. 8. 30 ～31	大 雨 (台風第 23 号)	床上浸水 39 棟、床下浸水 1, 149 棟	30 日～31 日 総雨量 284 mm
46. 9. 26	大 雨 (台風第 29 号)	床下浸水 783 棟	
47. 7. 10 ～15	集 中 豪 雨 (47. 7 豪雨・ 台風第 6 号)	床下浸水 143 棟	9 日～13 日 総雨量 227 mm
47. 9. 16 ～17	大 雨 (台風第 20 号)	全壊 1 棟、半壊 2 棟、床下浸水 223 棟、 非住家全半壊 20 棟	
49. 7. 7	大 雨 (七夕豪雨・ 台風第 8 号)	床下浸水 140 棟、 河川被害 61, 954(千円)	7 日 総雨量 125. 5 mm
49. 7. 24 ～25	集 中 豪 雨	死者 1 人、床上浸水 675 棟、 床下浸水 2, 594 棟、田畑冠水 280ha、河 川被害 749, 793(千円)、 通信施設被害 40 回線、津島線不通	災害救助法適用 24 日～25 日 総雨量 333 mm 25 日 5 時～6 時 降雨量 56 mm
49. 8. 25 ～26	大 雨 (台風第 14 号)	床下浸水 60 棟	25 日～26 日 総雨量 129. 5 mm

年 月 日	種 別 (名 称)	津 島 被 害 概 要	摘 要
50. 7. 3 ～ 4	大 雨 (前 線)	床上浸水 24 棟、床下浸水 1,376 棟 田冠水 35.5ha	3 日～4 日朝 総雨量 140 mm 4 日 7 時～8 時 雨量 58 mm
50. 8. 6 ～ 7	雷 雨	床下浸水 91 棟	6 日～7 日 総雨量 122 mm
昭和 50. 8. 22 ～24	大 雨 (台風第 6 号)	床下浸水 8 棟	22 日～23 日 総雨量 93.5 mm
51. 9. 8 ～13	集 中 豪 雨 (51.9 豪雨・ 台風第 17 号)	床上浸水 988 棟、床下浸水 2,943 棟、 (被災世帯 3,931 世帯、13,129 人) 半壊 3 棟、河川被害 565,735(千円) 農業関係被害 15,848(千円)、商工業関係 被害 565,000(千円)、電信電話関係回線 障害 768 件、医療施設、医薬品関係施設 被害床上浸水 1 件、床下浸水 6 件、公営 住宅関係被害 2,000(千円)、公立学校施 設等被害 2 件 4,281(千円) 名鉄津島尾西線築堤法面崩壊等 8 件	集中豪雨による災害で 目比川が決壊 市内の 60%浸水 9 月 9 日災害救助法適用 8 日～13 日 総雨量 619 mm
52. 8. 16 ～18	大 雨 (前 線)	半壊 1 棟、一部破損 1 棟、 床上浸水 177 棟、床下浸水 2,145 棟	16 日～18 日 総雨量 195.5mm
53. 9. 16	大 雨	床上浸水 2 棟、床下浸水 966 棟	
54. 9. 28 ～10. 1	暴 風 雨 (台風第 16 号)	全壊 2 棟、負傷者 2 人、 床下浸水 3 棟、 公立文教施設被害 214(千円) 公営住宅関係被害 155(千円)	
57. 8. 1 ～ 3	集 中 豪 雨 (台風第 10 号 と低気圧)	床下浸水 17 棟	
63. 8. 24	集 中 豪 雨	床上浸水 3 棟、床下浸水 420 棟	24 日総雨量 72.5 mm 24 日 11 時～12 時 雨量 50 mm
63. 9. 20	集 中 豪 雨	床上浸水 8 棟、床下浸水 337 棟	20 日総雨量 121 mm 20 日 7 時～8 時 雨量 52 mm

年 月 日	種 別 (名 称)	津 島 被 害 概 要	摘 要
平成 元. 9. 5	大 雨	床下浸水 237 棟	5 日総雨量 138 mm 5 日 19 時～20 時 雨量 31 mm
2. 9. 19 ～20	台 風 第 19 号	床上浸水 1 棟、床下浸水 188 棟、 用水路破堤 1 か所、畑冠水 12ha	19 日～20 日 総雨量 73 mm
平成 2. 11. 4	大 雨 (低 気 圧)	床下浸水 23 棟	4 日総雨量 84 mm 4 日 14 時～15 時 雨量 33 mm
2. 11. 30	(台風第 28 号)	床下浸水 130 棟、 農作物被害面積・金額 イチゴ 11.5ha・157,600(千円)	30 日総雨量 171 mm 30 日 16 時～17 時 雨量 40 mm
3. 7. 16	大 雨 (梅 雨 前 線)	床下浸水 3 棟	16 日総雨量 118mm
3. 9. 18 ～19	(台風第 18 号)	床下浸水 44 棟	18 日～19 日 総雨量 149 mm
5. 9. 9	(台風第 14 号)	床上浸水 6 棟、床下浸水 360 棟	9 日総雨量 106 mm
6. 9. 17	大 雨	床下浸水 20 棟	17 日総雨量 135 mm 17 日 15 時～21 時 雨量 65 mm
6. 9. 29 ～30	(台風第 26 号)	床下浸水 66 棟 農業関係被害 ビニールハウス破損 6,825 m ² 鶏舎破損 2,100 m ² イチゴ苗冠水(植付済)7,450 m ²	29 日～30 日 総雨量 65 mm
10. 9. 21	(台風第 8 号)	床上浸水 3 棟、床下浸水 57 棟	21 日～22 日 総雨量 74 mm
10. 9. 22	(台風第 7 号)	全壊 2 棟、半壊 11 棟、一部破損 10 棟	
10. 10. 17 ～18	(台風第 10 号)	半壊 1 棟	17 日～18 日 総雨量 143 mm

年 月 日	種 別 (名 称)	津 島 被 害 概 要	摘 要
12. 9. 11 ～12	(東 海 豪 雨)	床上浸水 46 棟、床下浸水 729 棟 農作物被害面積 14ha(伊 ^ナ 9ha、短5ha) " 金額 14, 224 千円	11 日～12 日 総雨量 338mm 11 日 15 時～17 時 雨量 83mm 11 日 16 時～17 時(消防調べ) 雨量 45. 5mm
13. 8. 21 ～22	(台風第 11 号)	床下浸水 14 棟	21 日～22 日 総雨量 202 mm
平成 16. 6. 21	(台 風 第 6 号)	一部破損 1 棟、非住家 1 棟、 道路冠水 1 か所	
16. 8. 7	(集 中豪雨)	床下浸水 126 棟、道路冠水 13 か所	7 日 19 時 15 分～20 時 5 分 雨量 66mm
16. 8. 30	(台風第 16 号)	一部損壊 2 棟	
16. 9. 7	(台風第 18 号)	軽傷者 1 人、自主避難 1 人	瞬間最大風速 20. 2m 累計雨量 2mm
16. 9. 29 ～30	(台風第 21 号)	道路冠水 5 か所	
16. 10. 8 ～9	(台風第 22 号)	自主避難 3 人	8 日雨量 73. 5 mm 9 日 0 時～15 時 雨量 47. 5 mm
16. 10. 20	(台風第 23 号)	床下浸水 75 棟、床上浸水 1 棟 自主避難 16 人	日光川排水調整会議 実施
17. 12. 22	大 雪	除雪作業中に発症（心臓疾患）し死亡 1 人	
18. 6. 15	大 雨	床下浸水 1 棟	
19. 7. 14 ～15	(台風第 4 号)	床下浸水 44 棟	
20. 8. 28 ～29	(平成 20 年 8 月末豪雨)	床上浸水 23 棟、床下浸水 224 棟 道路冠水 26 か所	28 日雨量 117mm 29 日雨量 55mm
20. 9. 21	大 雨	床上浸水 1 棟、床下浸水 2 棟	21 日雨量 69. 5mm
21. 8. 10	大 雨	床下浸水 8 棟	10 日雨量 63 mm
21. 10. 7 ～8	(台風第 18 号)	自主避難 99 人 床下浸水 24 棟	7 日雨量 68. 5 mm 8 日雨量 99. 5 mm
22. 7. 15	大 雨	床下浸水 25 棟	15 日雨量 58mm

96 過去の地震

年 月 日	地 名	緯度N	経度E	地震 M 規模	津 島 被 害 概 要
745. 6. 5 天平 17. 4. 27	美 濃	35.5°	136.6°	7.9	1891 年濃尾地震の被害程度と思われる。震度 6 ～ 7 と推定される。被害不詳。
762. 6. 9 天保 13. 6. 9	美濃飛騨	35.6°	137.3°	7.4	被害不詳、震度 5 程度と推定される。
887. 8. 26 仁和 3. 7. 30	南 海 道	33.0°	135.3°	8.6	震度 5 程度と推定される。
1096. 12. 17 嘉保 3. 11. 24	遠 州 灘	34.2°	137.3°	8.4	伊勢湾付近地震強く被害あり、震度 6 と推定される。
1124. 3. 一 保安 5. 2. 一	尾 張	木曾川下流域		5～6	尾張海東郡被害あり、震度 5 程度と推定される。
1185. 8. 13 元暦 2. 7. 9	琵琶湖畔	35.3°	136.1°	7.4	被害不詳なるも、震度 5 程度と推定される。
1400. 11. 19 応永 7. 10. 24	東海地方				東海地方大地震、尾張・三河・遠州最も甚だし。震度 4 ～ 5 程度と推定される。
1425. 8. 10 応永 32. 6. 17	尾 張				強震、震度 4 ～ 5 程度と推定される。
1425. 8. 23 応永 32. 7. 1	尾 張				8 月 28 日、9 月 4 日、9 月 17 日にも地震あり、8 月 23 日、9 月 4 日は強震、8 月 10 日の地震も一連のものか。震度 4 ～ 5。
1498. 9. 20 明応 7. 8. 25	遠 州 灘	34.1°	138.2°	8.6	東海道全般大地震、震度 5 ～ 6 と推定される。
1586. 1. 18 天正 13. 11. 29	伊 勢 湾	35.0°	136.8°	8.2	興禅寺、諸堂敗沈かつ火災にかかった。田畑陥没多く、倒潰家屋多く、衰微した。余震が翌年 2 月まで続いた。地震後飢饉が起こり疫死者も出た。震度 6 ～ 7 と推定される。
1662. 6. 16 寛文 2. 5. 1	畿内、東海 東山道	35.3°	136.0°	7.6	被害あり、震度 5 ～ 6 と推定される。
1669. 6. 29 寛文 9. 6. 2	尾 張	35.3°	163.8°	5.9	震度 4 ～ 5、被害あり。
1681. 9. 2 元和 1. 7. 20	木 曾 川 下 流 域	35.1°	136.7°	5～6	暴風時に地震あり、地盤沈下があり新田水没、堤塘も滑動欠潰箇所多し。 震度 5 ～ 6。

年 月 日	地 名	緯度N	経度E	地震 M 規模	津 島 被 害 概 要
1707. 10. 28 宝永 4. 10. 4	東海道遠 州灘南海 道の二元	34. 1° 33. 1°	137. 7° 135. 0°	8. 4	堤防被害多し。家屋全半壊 170 軒死者あり、 地裂より砂泥水噴出の被害あり。 震度 6。
1802. 11. 17 享和 2. 10. 22	木 曾 川 河 口	35. 1°	136. 7°	5～6	地割噴砂、震度 5～6。
1819. 8. 2 文政 2. 6. 12	伊勢近江	35. 2°	136. 3°	7. 4	木曾川下流域に被害多し、震度 5～6。
1854. 7. 9 嘉永 7. 6. 15 安政 1.	伊賀盆地	34. 8°	136. 2°	6. 9	牛頭天王神事のうち大地震おこり、市中は 破損し道路上、船中ともに負傷者が多かつ た。津島神社石燈籠一台倒れる。震度 5。
1854. 12. 23 嘉永 7. 11. 4 安政 1.	遠 州 灘	34. 1°	138. 2°	8. 4	震度 5～6、家屋の被害があり、地盤の損 傷あり。
1854. 12. 24 嘉永 7. 11. 5 安政 1.	南 海 道	33. 2°	135. 6°	8. 4	破損した家が多い。震度 5～6、地盤の破 壊も若干あり。
1889. 5. 12 明治 22. 5. 12	岐 阜	35. 4°	136. 9°	6. 7	震度 5、被害軽微。
1891. 10. 28 明治 24. 10. 28 6 時 39 分	濃 尾	35. 6°	136. 6°	8. 4	住家全壊率 35. 6%、同被害率 62. 7%、同半 壊率 56. 2%、津島神社損害軽微、 回廊傾斜、社務所・宝庫倒潰、燈籠破損、 寺院 26 カ寺中 24 カ寺倒潰、成信坊全潰、 小学校 3 カ所倒潰、高等小学校半潰、 警察署倒潰、収税分署半潰、死者 68 人、 負傷者 264 人、全壊戸数 934 戸、 半壊戸数 1, 517 戸、焼失 2 戸、所々に大亀 裂を生じ、泥土濁水噴出、井戸水増水噴出、 日光川架橋破損、道路各所亀裂、 河川堤防欠損多し、施療患者数 825 人に達 し、名古屋市愛知病院、日赤から医師救護 班の出張応援を受く。(成信坊境内仮病院が 設けられた) 天王川堤防上に仮小屋の避難 所が設けられた。 余震が 2 月 5 日までで 1, 054 回発生した。 なお、津島町では水・泥砂の噴出時間約 3 時間半、神守村では砂の噴出約 4 時間半で 噴出箇所多し。震度 7。

年 月 日	地 名	緯度N	経度E	地震 M 規模	津 島 被 害 概 要
1894. 1. 10 明治 27. 1. 10	愛 知 県	35. 0°	137. 0°	7. 4	濃尾地震の最大余震、木曽川沿いで小被害、道路など破損、震度 5。
1899. 3. 7 明治 32. 3. 7	紀伊半島 中 部	34. 2°	136. 0°	7. 6	小被害、震度 5。
1944. 12. 7 昭和 19. 12. 7 13 時 35 分	東 南 海 道 沖	33. 9°	137. 0°	8. 0	津島町住家全壊 18 戸、同半壊 13 戸、全壊率 0. 4%、被害率 0. 5%、半壊率 0. 3%、非住家全壊 5 棟、同半壊 3 棟、神守村住家全壊 3 棟、同半壊 30 棟、全壊率 0. 3%、被害率 1. 7%、半壊率 2. 8%、非住家全壊 17 棟、同半壊 53 棟、震度 5 ～ 6、旧河川、水田の埋立地において家屋の被害あり、白浜町・鹿伏兎町・上新田町などで噴砂、噴水、噴泥がみられた。
1946. 12. 21 昭和 21. 12. 21	南海道沖	33. 0°	135. 7°	8. 1	負傷者 3 人、住家全壊 14 戸、同半壊 77 戸、非住家全壊 22 棟、同半壊 47 棟、工場全壊 13 棟、全壊率 0. 3%、被害率 1. 1%、震度 5 ～ 6、昭和 19 年 12 月 7 日の地震の時と同様な被害がみられている。 若干の地点で噴砂噴水があったものと思われる。

97 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

(目的)

第一条 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による犯濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」(平成22年7月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という。)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(連絡会議の職務)

第二条 連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

(組織)

第三条 連絡会議は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡会議には、会長を置く。
- 3 連絡会議には、副会長を置く。
- 4 連絡会議には事務局を置く。

(会長等)

第四条 連絡会議の会長は、愛知県河川部河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

(連絡会議の開催)

第五条 連絡会議の開催は、会長が召集する。

(事務局)

第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設部河川課に置く。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

＜別表＞

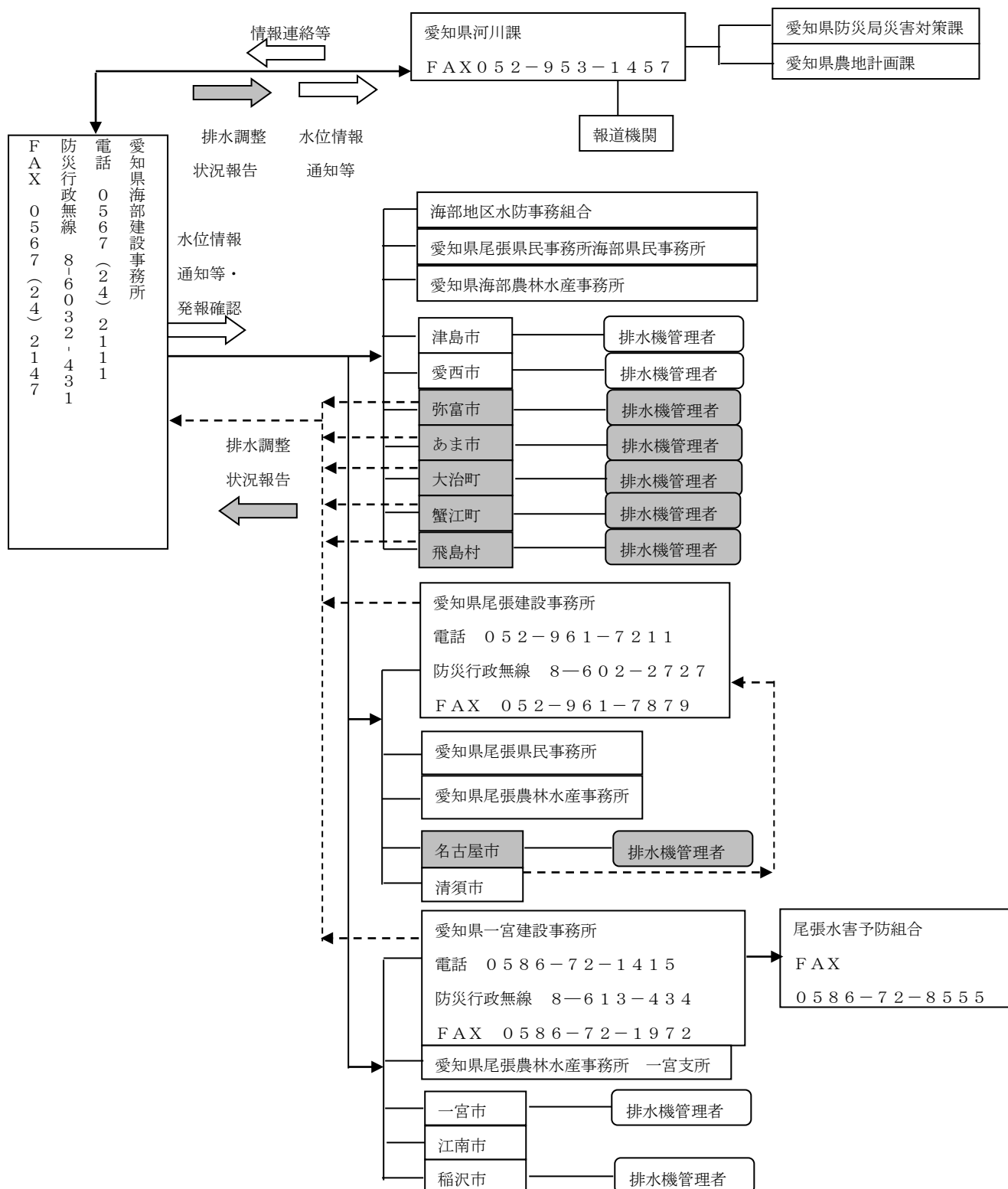
機 関	部 局	官 職
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部農林基盤担当局	農地計画課長
	建設部	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民事務所	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川下流域（日光川内水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川上流域（日光川内水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

